

平成27年第5回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表	5
付議事件並びに結果	6

平成27年11月20日

出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
議会運営委員長報告について	9
会議録署名議員の指名について	9
議案第68号	9

平成27年第6回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	13
付議事件並びに結果	14

平成27年12月3日

出席及び欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により出席した者	18
本議会に出席した事務局職員	18
議事日程	18
諸般の報告について	19
議会運営委員長報告について	24
会議録署名議員の指名について	25
市長の提案理由の説明	25
請願について	30

平成27年12月7日

出席及び欠席議員	31
地方自治法第121条の規定により出席した者	32
本議会に出席した事務局職員	32
議事日程	32
議案質疑について（議案第69号～議案第71号）	33
（議案第72号～議案第76号）	37
（議案第77号～議案第78号）	38

平成27年12月9日

出席及び欠席議員	41
地方自治法第121条の規定により出席した者	42
本議会に出席した事務局職員	42
議事日程	43
一般質問について	43
荒巻 英樹 議員	44
三小田一美 議員	60
江口 義明 議員	74

矢ヶ部広巳 議員	80
菊次 太丸 議員	92
熊井三千代 議員	104

平成27年12月10日

出席及び欠席議員	115
地方自治法第121条の規定により出席した者	116
本議会に出席した事務局職員	116
議事日程	117
一般質問について	117
伊藤 法博 議員	117
緒方 寿光 議員	128
白谷 義隆 議員	145
梅崎 和弘 議員	159

平成27年12月18日

出席及び欠席議員	173
地方自治法第121条の規定により出席した者	174
本議会に出席した事務局職員	174
議事日程	174
議会運営委員長報告について	175
各委員長報告について	176
総務委員長報告について	176
建設経済委員長報告について	178
教育民生委員長報告について	179
議案第79号	190

平成 27 年

第 5 回柳川市議会定例会会議録

開 会：平成27年11月20日

閉 会：平成27年11月20日

柳 川 市 議 会

第 5 回 柳 川 市 議 会 (臨 時 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
11月20日	金	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

第5回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 6 8 号	平成27年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について	27.11.20	原案可決

柳川市議会第5回臨時会会議録

平成27年11月20日柳川市議会議場に第5回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	石	橋	正	次
建	設	野	田		彰
産	業	成	清	博	茂
経	済	樽	見	孝	則
部	長	橋	本	祐	二
兼	大	平	田	敬	介
和	庁	白	谷	通	孝
庁	舎	椀	島	謙	治
舎	長	島	添	守	男
消	防	大	石	涼	子
人	事	林			誠
秘	書	松	永	泰	治
課	長	松	藤	満	也
総	務				
課	長				
企	画				
課	長				
財	政				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
長					
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
観	光				
課	長				

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳					
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	

5. 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
- 日程(2) 会議録署名議員の指名について
- 日程(3) 議案第68号 平成27年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について

午前10時 開会

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成27年第5回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程に入ります前に、報告いたします。

9月25日の本会議において設置されました議会改革特別委員会の正副委員長が決定いたしております。

委員長は熊井三千代議員、副委員長は荒巻英樹議員です。

以上で報告を終わります。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成27年第5回柳川市議会臨時会の会期日程について、本日午前9時から議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日1日間としております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案第68号の上程であります。

提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げ、終わります。

議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、8番白谷義隆議員及び15番緒方寿光議員を指名いたします。

日程第3 議案第68号

議長（浦 博宣君）

日程 3 . 議案第68号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。日程 3 . 議案第68号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に284,858千円を追加し、歳入歳出予算の総額を30,983,745千円としようとするものであります。

まず、歳出について御説明申し上げます。

2 款 . 総務費は261,858千円を増額補正しております。

内容としましては、ふるさと寄付金推進費につきまして、寄附者への返礼品として、9月から「あまおう」の受付を開始するとともに、8月末から2週間にわたり広告を掲載したこと等の相乗効果により、9月から10月の2カ月で約154,000千円の寄附をいただくなど、寄附額が大幅に伸びたことに伴い、寄附者への記念品代や郵送料などが不足する見込みとなったためであります。

また、財産管理費につきましては、ふるさと寄付金の増収に伴い、今年度の見込みを230,000千円と想定した積立金を計上しております。

次に、3 款 . 民生費では、三橋総合保健福祉センター「サンブリッジ」の浴室に給湯しているボイラーの取りかえ工事費3,000千円を増額補正しております。

これは現在使用しておりますボイラーが老朽化により故障し、給湯できない状態になっていることから、至急、取りかえを行うものであります。

次に、7 款 . 商工費では、地域版DMOによる滞在力強化事業費20,000千円を増額補正しております。

これは有明海や沿岸の干拓地などの魅力ある地域資源を有効に活用し、地域住民と観光客との交流を通して柳川ツーリズムの振興を図ることで、観光客等の満足度を高め、滞在時間の延長等につなげることを目的に実施するものであります。

この事業は、他の自治体の参考となる先駆的な事例として、国が対象事業費全額を交付する地方創生先行型交付金（上乘せ分タイプ）について、11月10日に内閣府から交付決定通知を受けたことにより、本年度事業として予算化するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、13 款 . 国庫支出金では、地方創生先行型交付金（上乘せ分タイプ）20,000千円を増額補正しております。

16 款 . 寄付金では、ふるさと寄付金186,561千円を増額補正しております。

18 款 . 繰越金では、78,297千円を増額補正しております。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩いたします。

午前10時7分 休憩

午前10時7分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第68号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成27年第5回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時8分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会議員 白 谷 義 隆

柳川市議会議員 緒 方 寿 光

第 6 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
12月3日	木	本 会 議	開会・提案理由説明
12月4日	金	考 案 日	
12月5日	土	休 会	
12月6日	日	休 会	
12月7日	月	本 会 議	議 案 質 疑
12月8日	火	考 案 日	
12月9日	水	本 会 議	一 般 質 問
12月10日	木	本 会 議	一 般 質 問
12月11日	金	休 会	
12月12日	土	休 会	
12月13日	日	休 会	
12月14日	月	委 員 会	
12月15日	火	委 員 会	
12月16日	水	事 務 整 理 日	
12月17日	木	事 務 整 理 日	
12月18日	金	本 会 議	採 決 ・ 閉 会

第6回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 69 号	平成27年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について	27.12.18	原案可決
議 案 第 70 号	平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	27.12.18	原案可決
議 案 第 71 号	平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	27.12.18	原案可決
議 案 第 72 号	柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	27.12.18	原案可決
議 案 第 73 号	柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27.12.7	原案可決
議 案 第 74 号	柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について	27.12.18	原案可決
議 案 第 75 号	柳川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27.12.7	原案可決
議 案 第 76 号	柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	27.12.7	原案可決
議 案 第 77 号	柳川市民温水プールの指定管理者の指定について	27.12.18	原案可決
議 案 第 78 号	柳川市観光案内所の指定管理者の指定について	27.12.18	原案可決
議 案 第 79 号	T P P（環太平洋連携協定）に関する意見書について	27.12.18	原案可決

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 3 号	T P P（環太平洋連携協定）に関する請願	27.12.18	採 択

平成27年12月3日（木曜日）

柳川市議会第6回定例会会議録

平成27年12月3日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副	市長	成松宏良
教	育長	日高良
総	務部長	高崎祐二
会	計管理	者田尻主範
市	民部長	石橋眞剛
保	健福祉部長	石橋正次
建	設部長	野田彰
産	業経済部長兼大和庁舎長	成清博茂
教	育部長兼三橋庁舎長	樽見孝則
消	防長	橋本祐二郎
人	事秘書課長	平田敬介
総	務課長	白谷通孝
企	画課長	椛島謙治
財	政課長	島添守男
税	務課長	木下隆
健	康づくり課長	大石涼子
福	祉課長	原忠昭
学	校教育課長	武田真治
生	涯学習課長	袖崎朋洋
建	設課長	待鳥哲
農	政課長	林誠
水	路課長	松永泰治

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会事務局	長	亀崎公德
議	会事務局	次長兼庶務係長	内田猛
議	会事務局	議事係長	徳永喜美香

5 . 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について (平成27年7月分、8月分、9月分)
- (2) 市長の行政報告について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案第69号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について
議案第70号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について
議案第71号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて
議案第72号 柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の制定について
議案第73号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関
する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第74号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第75号 柳川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調
査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
議案第76号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
制定について
議案第77号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について
議案第78号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程（４） 請願について
- 1 請願第3号 TPP（環太平洋連携協定）に関する請願

午前10時 開会

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成27年第6回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告いたします。

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は平成27年第6回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、9月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

初めに、市長会及び広域で構成する協議会、期成会等について御報告いたします。

市長会関係では、10月7日に福津市におきまして第129回福岡県市長会が開催されました。議案審議では新規議案「地方創生の推進について」など9議案全てが承認、決定され、県市長会名において国、県などの関係機関へ要望することになりました。

10月15日に宮崎県延岡市で開催されました第117回九州市長会総会では、福岡県から提案いたしておりました「農林水産業の振興について」など5議案を含む全16議案が承認、決定され、九州市長会名で国などの関係機関へ強く要望することになったところでございます。

農地海岸保全協会関係では、10月5日に南さつま市において九州農地海岸保全協会役員会並びに総会が開催され、国への提案書の審議等とともに役員改選が行われ、会長に就任をいたしました。

なお、次期役員会・総会は本市で開催したいと考えております。

さらに、11月17日には東京都で全国農地海岸保全協会理事会・総会が開催され、農林水産省から海岸事業をめぐる情勢についての講話の後、議案審議が行われ、農地海岸事業の支援について採択をされました。

土地改良事業団体連合会関係では、10月8日に福岡市におきまして農林水産省主催によります農業農村整備事業関係予算概算要求に関する説明会・意見交換会（キャラバン）が開催され、本省より概算要求の説明が行われるとともに、農業農村整備事業について意見交換が行われました。

11月11日には熊本市におきまして九州「農地・水・環境保全」フォーラム in 熊本が開催され、ふるさと環境フォーラム・九州連絡会副会長として出席いたしました。フォーラムでは、各県1地区より特色ある活動組織発表と基調講演が行われました。

なお、来年度は福岡県において本大会を開催することとなっております。

11月19日に福岡市におきまして福岡県土地改良事業団体連合会による市町村・土地改良区等役職員研修会を開催いたしました。研修会では、大分大学山岸名誉教授や農林水産省九州農政局、福岡県農村森林整備課より御講演をいただきました。

11月27日には東京都におきまして農業農村整備の集いが開催されました。集いでは、京都大学大学院浅野先生の基調報告や農林水産省からの状況報告に続き、「安定的・計画的な事業執行のための予算額の確保」を初めとする7項目による要請文が採択をされ、地元選出の国会議員に要請することとなりました。

ほかにも、9月定例会閉会日の9月25日にみやま市におきまして第3回囲碁サミット in

みやま・柳川実行委員会が開催され、10月3日、4日に開催するサミットについて協議を行いました。サミット当日は、囲碁文化の継承をテーマにプロ棋士による指導碁や「囲碁サミット宣言文」が採択されました。

次に、10月19日に福岡県有明海漁業振興対策協議会協議懇談会を開催し、要望活動について協議を行うとともに、有明海の海況について県より説明を受けたところであります。

10月22日には新潟市で開催された全国道路利用者会議第65回全国大会に近隣首長とともに参加いたしました。大会では、災害に強い道路の構築のほか5項目に関する予算の確保と長期、安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算要求額の満額確保を求める決議が採択されました。

10月27日には大牟田市役所におきまして大牟田市との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定並びに有明圏域定住自立圏4市2町における災害時相互応援協定の合同調印式が行われました。その後、第2回有明圏域定住自立圏推進協議会が開催され、前年度の取り組み経過及び今年度の取り組みと共生ビジョンについて協議を行いました。

続きまして、国や県等に対する要望活動について御報告いたします。

初めに、10月29日に有明海東部地区農地海岸事業推進協議会におきまして九州農政局に対し、さらに、11月18日には農林水産大臣を初め同省幹部並びに地元選出国會議員に対し、さらなる事業の進捗と事業費の予算確保により、自然の猛威からの防護に加え、海岸線の環境を盛り込んだ調和のとれた総合的な有明海東部海岸保全事業の促進について政策提案を行いました。

11月4日には山口佐賀県知事に対し、自衛隊が導入予定のオスプレイ等の佐賀空港への配備計画に関する要請として、「合意書の規定に基づき、誠意をもって本市と協議すること」並びに「佐賀空港への配備の是非を判断するに当たっては、本市の意向を十分に踏まえること」「本市に対して、配備に関する可能な限りの情報の提供と国に対しても可能な限りの情報の提供を行うよう要請すること」「佐賀空港において、本市方向のみに設置されているILS（自動着陸誘導装置）を西方向からの計器飛行による着陸も可能となるよう増設すること」の4項目を強く要請したところでございます。

11月6日には高潮対策のための矢部川・中島地区河川改修事業の促進について、地元の河川改修協議会役員の皆様とともに、九州地方整備局及び筑後川河川事務所に、さらに、11月18日には国土交通省及び地元選出国會議員に対し、事業の早期完成のための必要な事業予算の確保についての要望活動を行ったところでございます。

11月12日には福岡県有明海漁業振興対策協議会におきまして福岡県に対し、「有明海の水産業振興のため、有明海再生特別措置法に基づく有明海対策事業の継続について」や「ノリの輸入割当枠（IQ枠）の堅持について」「アサリ等漁業育成のための施策の推進について」など8項目と「イセウキヤガラ（塩沼地植物）への対応について」要望活動を行ったと

ころでございます。

また、11月25日には福岡県海岸協会において、福岡県の海岸事業の推進について国土交通省並びに地元選出国會議員へ要望を行ったところであります。

翌日の26日と27日には福岡県土地改良事業団体連合会、土地改良事業団体連合会九州協議会において、農業農村整備事業の予算に関する要望を農林水産省並びに地元選出国會議員へ行ってまいりました。

そのほか、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会並びに福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会において、10月9日、11月5日、翌日の6日、さらに、11月17日にそれぞれ関係する国の省庁並びに地元選出国會議員、さらに福岡県、県議會議員に対し、28年度予算の確保と関連施策の充実並びに小石原川ダムの本体着工並びにダム群連携事業の推進について要望、提案を行いました。

さらに、同日17日には九州農地海岸保全協会において、関係する国の省庁及び地元選出国會議員に要望を行いました。

続きまして、市政の近況について御報告いたします。

初めに、9月30日から東京都庁で実施いたしました本市の観光・物産PRにあわせて、同日、柳川市観光大使の夕べ・座談会を東京都で開催いたしました。当日は15名の観光大使の皆様と本市ゆかりの方々が出席され、柳川の観光の状況報告を行うとともに、本市の観光に関する意見交換を行いました。また、廣田幹人氏と大淵盛人氏の観光大使の任命式をあわせて行ったところであります。

翌日の10月1日には東京都庁を訪れ、本市の観光・物産のPRを行ってまいりました。

10月4日には柳川の四季をテーマにラッピングされた柳川観光列車「水都」の運行開始に合わせた出発式が西鉄福岡（天神）駅で行われました。そして、一番列車が到着した柳川駅では市民250人による工夫を凝らしたおもてなしの出迎えがありました。「水都」の運行により、「水都」のラッピングバスとグッドデザイン賞を受賞した西鉄柳川駅との相乗効果で、さらなる誘客と柳川の魅力のアピールにつながればと考えています。

さらに、運行開始に先駆けて、9月27日には関係者による試乗会も行われたところであります。

10月28日には行政区長の皆様に市政の報告を行うとともに、市政の課題について意見交換を行うため、水の郷で行政区長との懇談会を開催いたしました。懇談会では、行政報告を行った後、区長会から事前に御質問いただいていた佐賀空港へのオスプレイ配備問題やブラジルチドメグサの駆除、危険な老朽空き家の対処など7項目の事項にお答えいたしました。また、そのほかにも貴重な御意見や御要望を直接伺いすることができましたので、今後の市政運営に役立てていきたいと思っております。

11月8日には、本年1月25日に開催をいたしました白秋サミットに参加いただいた神奈川

県三浦市より市制施行60周年・北原白秋生誕130年記念「三浦市合唱祭」にお招きいただきましたので、出席をいたしました。合唱祭では、出演11団体が白秋先生の歌を披露していただきました。そして、白秋先生のゆかりの地もあわせて訪問させていただき、白秋先生と関連が深い皆さんとの交流を行うことができました。

なお、来年11月には三浦市の三崎白秋会と三浦市合唱連盟の皆様が来柳されるとのことで、さらに白秋先生を通して交流が深まればと思っております。

11月21日、22日の2日間、農業、漁業、商工業、観光業に携わる皆様が連携して実施する当地域最大の市民祭りであります第11回柳川よかもんまつりを開催いたしました。

今回のよかもんまつりは好天にも恵まれ、多くのお客様が来場され、盛況のうちに終わることができ、元気な柳川を市内外に大いにPRできたものと思っております。これもひとえに、実行委員会を初め、多くの皆様の御理解と御協力のたまものでございます。この場をおかりいたしまして、心からお礼を申し上げます。

また、開会式のとき、本市出身でビッグアーティストのプロデュース等を手がけられているtatsuo（タツオ）氏の観光大使就任式をあわせて行ったところであります。

11月30日には九州初となる市内のコンビニエンスストアへのAED設置事業配備式を行いました。市内24時間営業のコンビニエンスストア4社22店舗と協定を締結し、店内にAEDを設置することで、救護体制の充実及び救命率の向上、救急手当の普及啓発を図りたいと思っております。

さらに、同日には柳川ブランド認定式及びラッピング公用車のお披露目式もあわせて行いました。6回目を数えるブランド認定品は、今回14商品が認定を受け、計47商品となりました。また、ブランド認定品でラッピングした公用車が市内を走り、各種イベント等に出かけていくことで、認定品のさらなるPRに役立てたいと思います。ブランド認定品を通じて柳川の知名度を向上させ、観光・物産の振興を図る地域活性化につながればと考えております。

ほかにも、10月12日には第1回水郷柳河おもてなしお堀めぐりで約1,000名の観光客が夜の川下りを楽しまれ、11月3日には全国水都ネットワークフォーラムin柳川が、11月13日にはみちづくしin福岡2015が本市で開催され、私も首長対談のパネラーとして参加をいたしました。いずれも県内はもとより、九州各県や全国から多くの皆様に御参加いただきました。

また、会議関係では、10月28日に第5回柳川市まち・ひと・しごと創生協議会を、11月10日には行財政改革推進委員会を開催し、それぞれ答申をいただいたところであります。さらに、11月24日には柳川市町界町名地番整理審議会より答申をいただきました。それぞれ熱心に討議、検討を重ねていただいた答申内容を尊重して、市政に反映させていく所存でございます。

また、10月26日に第3回柳川市総合教育会議を開催し、柳川市教育大綱を策定したところ

であります。

ほかにも第2回柳川おもてなし健康マラソン大会第2回実行委員会などを開催いたしました。

最後に、私は上京中のため参加できませんでしたが、11月25日に乾ノリ初入札会が開催されました。10月14日の種つけ以降、順調でしたが、11月に入り海水温が高く、大事な時期に雨に見舞われ、赤腐れ病が発生した影響で、昨年より2,550万枚少ない8,652万枚が出荷され、売上高は371,000千円減の1,237,810千円でした。過去10年間で最高値がついた昨年より23%減のスタートとなりましたが、これからの海況の安定により福岡県有明海産のノリブランドである「福岡のり」が質、量ともに恵まれ、さらに、今シーズンから導入いたしました市内で生産された一番摘みの3等級以上の上級ノリを使った商品に表示できる「柳川産海苔」認定マークのついた商品が数多くできるように期待いたしております。

以上で行政報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成27年第6回柳川市議会定例会の会期日程等について、12月1日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日、12月3日から12月18日までの16日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、4日は考案日、5日、6日は休日で休会、7日を議案質疑、8日は考案日、9日、10日、11日を一般質問、12日、13日は休日で休会、14日、15日を委員会、16日、17日は事務整理日、18日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

次に、日程3が議案第69号から議案第78号までの10議案の一括上程であります。

日程4が請願についてであります。

本定例会に請願1件が提出されております。請願第3号は建設経済委員会に審査を付託としております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第69号から議案第71号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第69号は総務委員会に審査を付託、議案第70号は教育民生委員会に審査を付託、議案第71号は建設経済委員会に審査を付託としております。

次に、議案第72号から議案第76号までの5議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第72号は総務委員会に審査を付託、議案第73号は即決、議案第74号は総務委員会に審査を付託、議案第75号及び議案第76号の2議案は即決といたしております。

次に、議案第77号及び議案第78号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第77号は教育民生委員会に審査を付託、議案第78号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げて、終わります。

議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、9番近藤末治議員、14番矢ヶ部広巳議員を指名いたします。

日程第3 議案第69号～議案第78号

議長（浦 博宣君）

日程3．議案第69号から議案第78号までの10議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

今回御提案いたします議案第69号から議案第78号までの10議案について御説明申し上げます。

まず、議案第69号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ506,074千円を追加し、予算の総額を31,489,819千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

2款．総務費は20,439千円を増額補正しております。

内容としましては、4月の人事異動に伴う下水道事業特別会計との人件費の調整、ふるさと元気応援基金への積立金、市税過年度還付金等を計上しております。

会計管理費に計上しております手数料につきましては、本年4月から開始している市税等のコンビニエンスストアでの収納件数が当初見込みより増加したことに伴うものであります。

また、財産管理費に計上しております測量委託料につきましては、ピアス跡地の今後の売却に向けた事前準備として用地の測量を行うものであります。

3款・民生費は365,033千円を増額補正しております。

内容としましては、利用者の増加に伴う自立支援給付費や保育所運営費、重度障害者医療助成費などの増額のほか、生活保護費等における前年度事業費の精算に伴う国庫や県支出金の返還金などを計上しております。

なお、学童保育事業費につきましては、中島校区において来年度から利用者が増加する見込みとなり、1教室では対応できないこととなったため、現在、隣接するアンビシャス広場で使用している多目的ルームを学童保育の教室として利用するための改修費用を計上しております。

6款・農林水産業費は30,961千円を増額補正しております。

内容としましては、多面的機能支払交付金や農村環境整備事業費、大和干拓第一排水機場のポンプ修繕料等を計上しております。

漁港管理費では、10月に久間田漁港の棧橋式物揚げ場が落橋したことにより応急的に仮設通路の設置を行ったところですが、来期以降の漁業活動に備え、早急に本格的な復旧工事を行う必要があることから、それに向けた詳細な設計を行うものであります。

7款・商工費は3,416千円を増額補正しております。

内容としましては、企業立地等促進条例に基づき、雇用奨励金を1社に、利子補給金を3社に支払うものであります。

8款・土木費では5,090千円を増額補正しております。

内容としましては、鬼童町の川下りコース沿いの護岸補修費、4月の人事異動に伴う一般会計との人件費調整のための公共下水道事業繰出金及び国道443号景観整備事業負担金を計上しております。

なお、国道443号景観整備事業負担金につきましては、西鉄柳川駅前の踏切付近から下百町交差点までの区間において、県の景観整備事業を活用して歩道部分の整備を行うに当たったの事前調査に伴う負担金であります。

10款・教育費では116,135千円を増額補正しております。

内容としましては、中島校区学童保育事業の教室増設に伴うアンビシャス広場移設に係る改修費用、藤吉校区コミュニティセンターが来年4月に開館する予定であることから、来年3月に研修を行うための1カ月分の人件費及び維持管理費、個人住宅に係る調査件数が増加

したことに伴う埋蔵文化財調査費、市民温水プールの空調設備改修費などを計上しております。

また、市民文化会館（仮称）整備推進費では、建設に当たって必要となる隣接する用地の購入費及び補償費などを計上しております。

12款．公債費では35,000千円を減額補正しております。

内容としましては、平成26年度借り入れ地方債の借入額や利率の確定などにより市債償還利子を減額しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、9款．地方交付税では、普通交付税につきまして86,681千円を増額補正しております。

11款．分担金及び負担金では、保育料につきまして38,356千円を増額補正しております。

13款．国庫支出金では、保育所運営費、自立支援給付費など124,012千円を増額補正しております。

14款．県支出金では、国庫支出金と同様に、保育所運営費、自立支援給付費のほか、農村環境整備事業費など59,892千円を増額補正しております。

15款．財産収入では、積立基金利子13,479千円を増額補正しております。

16款．寄付金では3,150千円を増額補正しております。

内容としましては、民生費寄付金で2名の方から2,050千円、消防費寄付金で同じく2名の方から1,100千円の寄付をいただいたものであります。

今後、本市の貴重な財源として活用させていただくとともに、寄附をいただいた方々に対しまして、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

18款．繰越金では88,104千円を増額補正しております。

20款．市債では、市民文化会館（仮称）整備推進事業費92,400千円を増額補正しております。

このほか、第2表 繰越明許費では、柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費など12件につきまして翌年度への予算繰り越しを御提案いたしております。

第3表 債務負担行為補正では、柳川市企業立地等促進事業利子補給金及び柳川市観光案内所指定管理料の追加を行っております。

第4表 地方債補正では、市民文化会館（仮称）整備推進事業費で借り入れ限度額の変更を行っております。

次に、議案第70号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳出について、平成27年度診療報酬審査支払手数料の単価改定に伴いまし

て、必要な額を補正しようとするものであります。

歳入については、財源調整として、第三者行為による損害賠償納付金を増額するものであります。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ1,128千円を追加し、補正後の予算総額を10,728,910千円とするものであります。

次に、議案第71号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費を補正するものであります。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ1,590千円を追加し、補正後の予算総額を1,119,486千円とするものであります。

次に、議案第72号 柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成25年5月に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものであります。

内容としましては、各種申請等における添付書類の省略など、市民サービスの向上を図るため、いわゆる番号法に定める事務以外の事務においてもマイナンバーを含む個人情報を利用することができるよう、市が独自利用する事務や庁内連携を行う事務、ほかの執行機関へ提供できる事務を定めるものであります。

次に、議案第73号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行されたことにより、共済年金が厚生年金に統一され、国家公務員共済組合法及び地方公務員共済組合法等が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものであります。

次に、議案第74号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成27年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律について、その一部の規定が平成28年4月1日から施行されることに伴い、市税の徴収猶予、換価の猶予等に関し、所要の措置を講じる必要から、柳川市税条例の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第75号 柳川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が平成23年4月1日に

施行されたことから、これを引用している条項の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第76号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に統一されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に所要の改正が行われたため、この改正内容に準じ、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第77号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市民温水プールの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者制度は、公の福祉施設や文化施設等の管理運営を民間企業やNPO法人などに任せることで、よりよいサービスの提供と経費の削減を目的としております。

柳川市民温水プールの管理運営につきましては、平成19年4月1日から指定管理者制度を導入しておりますが、平成28年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、新たに公募により指定管理者の候補者を選定いたしましたところであります。

経過を申し上げますと、平成27年10月1日に公募の公告を行い、10月21日から11月4日までの期間で公募の受け付けをしたところ、2者からの応募がありました。その後、11月12日に開催されました選定委員会での審査を経て、株式会社サンアメニティを候補者に選定し、今回提案するものであります。

また、指定の期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間といたしております。

次に、議案第78号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市観光案内所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

柳川市観光案内所の管理運営につきましては、平成22年4月1日から指定管理者制度を導入しておりますが、平成28年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、新たに指定管理者の候補者を選定いたしましたものであります。

指定管理者の候補者の選定につきましては、前回と同様、条例に規定する「公の施設の性格、規模及び機能により公募に適さないとき。」を適用し、公募によらない選定方法とし、これまでの市からの委託の実績や地域情報の収集、発信に精通しているなどの理由から、前回に引き続き柳川市観光協会を候補者に選定し、今回提案するものであります。

また、指定の期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間といたしております。

以上、10議案について御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御決定くださいま

すようお願いを申し上げます。

日程第4 請願について

議長（浦 博宣君）

日程4 . 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。請願第3号 TPP（環太平洋連携協定）に関する請願については、建設経済委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本請願は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時38分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成27年12月7日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副	市長	成松宏
教	育長	日高良
総	務部長	高崎祐二
会	計管理	者田尻主範
市	民部長	石橋眞剛
保	健福祉部長	石橋正次
建	設部長	野田彰
産	業経済部長兼大和庁舎長	成清博茂
教	育部長兼三橋庁舎長	樽見孝則
消	防長	橋本祐二郎
人	事秘書課長	平田敬介
総	務課長	白谷通孝
企	画課長	椛島謙治
財	政課長	島添守男
税	務課長	木下隆
健	康づくり課長	大石涼子
福	祉課長	原忠昭
学	校教育課長	武田真治
生	涯学習課長	袖崎朋洋
建	設課長	待鳥哲
農	政課長	林誠
水	路課長	松永泰治

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会事務局	長	亀崎公德
議	会事務局	次長兼庶務係長	内田猛
議	会事務局	議事係長	徳永喜美香

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 1 議案第69号 平成27年度柳川市一般会計補正予算(第5号)について
- 2 議案第70号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

について

- 3 議案第71号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 4 議案第72号 柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 5 議案第73号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第74号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第75号 柳川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第76号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第77号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について
- 10 議案第78号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（浦 博宣君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをのしないようお願いしておきます。

議案第69号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について

議案第70号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について及び議案第71号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

8番（白谷義隆君）

8番白谷です。私は議案第69号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第5号）の市民文化会館整備推進費についてお尋ねをいたします。

まず、17節・公有財産購入費の用地購入費97,330千円の積算基礎を教えてください。

それと、今回の購入費用は市が行った不動産鑑定と大きくかけ離れております。その理由もお聞かせください。

次に、22節の補償、補填及び賠償金についてですが、事前の説明によると、建造物の解体費として4,000千円、それと、営業補償費として1,500千円ということですが、それぞれの積算基礎を教えてください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

まず、用地購入費97,330千円の積算根拠でございます。

用地購入費の根拠でございますが、昨年度に実施いたしました不動産鑑定の結果や周辺の土地取引の実例を参考に、昨年度から十数回にわたり地権者と交渉を行ってまいりました。交渉に当たりましては、地権者の希望額と市の提示額に大きな開きがございまして、非常に難航いたしましたが、最終的に坪137千円で御承諾いただきました。

次に、不動産鑑定額との乖離の理由でございますけれども、当初、不動産鑑定額で交渉を行ってまいりましたが、地権者側から市が以前購入いたしました柳川庁舎北側の駐車場用地の購入価格を引き合いに出されまして、市からの提示額に対し不満を述べられたところです。その結果、地権者が市側に不信感を抱かれ、交渉が頓挫した時期もございました。しかしながら、文化の薫り高い文化都市柳川の新たなシンボルとして、また、文化を起点といたしました地域づくりや観光などと融合し、多様な交流を生み出す拠点としての役割を担います市民文化会館の整備に向けて、どうしても必要な用地でありますことから、今年度に入り、改めて用地交渉の再開を地権者をお願いいたしましたところでございます。

再開に当たりましては、不動産鑑定によります価格だけではなく、周辺の土地取引状況等も参考にいたしまして、地権者と協議を重ね、地権者側からも当初の希望額から歩み寄りいただきまして、今回計上いたしました費用となったものでございます。

続きまして、建物解体4,000千円の積算基礎でございますが、解体の対象となりますゴルフ練習場は電柱用のコンクリート柱にネットを張りめぐらせた特殊な施設でございます。このため、施設をつくった施工業者であれば施設の状況も熟知しておると考えまして、前経営者を通じまして解体費用を積算していただいたところです。その結果、解体費用として4,000千円の見積もりが出されまして、それを確認してきたところです。

営業補償費1,500千円につきましては、ゴルフ練習場所有者は今回の件がなければ今後も継続して経営を続ける意思を持たれておりまして、休業せざるを得ないことに対しまして補償を求められたところでございます。このゴルフ練習場では、土地の所有者に対しまして毎月

140千円の賃料を支払った上で経営が成り立っております。このため、賃料以上の収入を得ていると判断いたしまして、所有者との交渉において1,500千円の補償額を提示したところでございます。それを了承していただいたということです。

なお、今回のようなケースの補償は、収入面だけではなくて、工作物などの移転に関する費用も含めて総合的に行うものでございます。敷地内に植栽されております樹木を初めとした工作物等の移転費用を含めて考えますと、今回の補償額は妥当なもの判断しておるところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

用地購入費の97,330千円については、不動産鑑定と近隣の土地取引を参考にしながら97,330千円という金額を出された。それと、今回の用地はどうしても必要だということでした。公共用地を買収するときに、必要でない土地を買うことはないわけですから、別段、今回だけが特別な物件だとは当然考えられません。

それはそれとしまして、今後、公共用地の売買については、今までは不動産鑑定で買収なりをされておったわけですが、今後はそうした不動産鑑定と民間の取引実例価格も参考にしながら交渉をされていくというか、そういったことを参考にしながら買収費用は積算をしていくということなのか、そのことについても再度お尋ねをいたします。

それと、解体費と営業補償についてですが、先ほど課長は打ちっ放し場のネットの撤去について、電柱を立ててあるから、その方を見積書というか、その方のことで決められたということですが、解体撤去費用はネットの部分と事務所の部分も当然入っていると思いますが、課長がそういうふうにおっしゃられるわけですから、それはそれとしていいんでしょうが、どうしても私としてはそうした業者からの見積もりだけではちょっと疑問を持っているわけですが、一般的にほかの事業等でこうした解体とか物件の撤去とか、あるいは営業補償を算出するときはどういう算出方法をとられているのか、あわせてお尋ねをいたします。

総務部長（高崎祐二君）

白谷議員の今後の公共用地の売買への影響についてお答えしたいと思います。

今回の市民文化会館の用地購入に際しまして、双方合意した金額の根拠が何かと申しますと、用地交渉の経過の中で不動産鑑定評価額では合意が成立せず、近隣の取引価格で合意が成立したという結果となりました。その際、市といたしましても、他の近隣用地を購入した場合の周辺整備に係る費用と比較検討を行いました。あわせて、合併特例債の活用期限を見据えた事業スケジュールなどを熟慮の上、今回の購入を判断したところであります。

今後も公共用地の取得に当たりましては、何をもって双方が合意するか、かつ事業の必要性、緊急性、購入のタイミングなどを判断基準といたしまして考えますし、購入価格につきましては不動産鑑定評価額をその基本とすることに変わりはありません。

以上でございます。

建設課長（待鳥 哲君）

他の事業における解体費、営業補償の算出方法についてお答えします。

建物や工作物の解体費用等につきましては、現地調査を行い、数量を積算し、公共の工事単価などを用いて算出し、発生材等については減額したところで解体費を算出しております。

あと、補償費の算出につきましては、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき算定しております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

3回目ですが、さっき総務部長のほうから用地購入費についての説明がありました。いろんなことを勘案しながらと、要約すればそういうことのようにです。ですから、いろんな事情は当然いつもあるわけで、そうした中で、不動産鑑定を基礎だと言われましたけど、合併特例債とかほかの事情をいろいろ勘案して今回の金額になったということですが、やはり基本的には不動産鑑定だと思うんですが、再度お尋ねをいたします。

今後は不動産鑑定とあわせて、民間の取引価格も参考にしながらということで理解をしやすいんですか。

総務部長（高崎祐二君）

繰り返しにはなりますが、先ほど来申し上げましたように、まずはやっぱり事業の必要性、緊急性、購入のタイミング、あわせて言いますと代替性というものはその判断基準に入ってくるかと思いますが、その前提、交渉に当たって不動産鑑定評価額を基本とする姿勢に何ら変わりはないものでございます。

以上です。

議長（浦 博宣君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第69号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第5号）については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第70号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第71号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第72号 柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第73号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 柳川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第76号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第72号 柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第73号 柳川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第74号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第75号 柳川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第76号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第77号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について及び議案第78号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定についての2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第77号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定については、教

育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第78号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時20分 散会

平成27年12月9日（水曜日）

柳川市議会第6回定例会会議録

平成27年12月9日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	21番	三小田一美
22番	浦博宣		

2.欠席議員

20番	梅崎和弘
-----	------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	石	橋	正	次
建	設	野	田		彰
産	業	成	清	博	茂
経	済	樽	見	孝	則
部	長	橋	本	祐	二
兼	大	平	田	敬	郎
和	庁	白	谷	通	介
庁	舎	椀	島	謙	孝
舎	長	椀	島	守	治
消	防	島	添		男
人	事	木	下		隆
秘	書	大	石	涼	子
課	長	原		忠	昭
総	務	武	田	眞	治
課	長	袖	崎	朋	洋
企	画	待	鳥		哲
課	長	林			誠
財	政	松	永	泰	治
課	長	松	藤	敏	彦
税	務	野	田	栄	作
課	長	田	中	勝	裕
健	康	松	嶋	眞	一
づ	く	松	藤	満	也
り	課	乘	富	祐	治
課	長				
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
安	全				
安	心				
課	長				
収	税				
対	策				
課	長				
子	育				
て	支				
援	課				
長					
生	活				
環	境				
課	長				
観	光				
課	長				
廃	棄				
物	対				
策	課				
長					

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
兼	庶	務	係	長					

5 . 議 事 日 程

日 程 (1) 一 般 質 問 に つ い て

順 位	質 問 者	質 問 事 項
1	6 番 荒 卷 英 樹	1 . 教 育 委 員 会 が 主 催 又 は 関 わ る 事 業 等 に つ い て (1) 白 秋 献 詩 (2) 小 学 校 陸 上 記 録 会 (3) 少 年 相 撲 大 会 2 . お も て な し の 心 日 本 一 に つ い て 3 . オ ス プ レ イ 配 備 計 画 の 現 状 に つ い て
2	21 番 三 小 田 一 美	1 . 不 燃 物 可 燃 物 の 収 集 体 制 に つ い て 2 . 医 療 費 の 支 援 に つ い て 3 . 柳 川 観 光 に お け る シ ン ボ ル 作 り に つ い て
3	2 番 江 口 義 明	1 . 柳 川 の 観 光 に つ い て
4	14 番 矢 ヶ 部 広 巳	1 . 西 蒲 池 墓 建 設 そ の 後 2 . 久 末 カ ン ト リ ー 前 に 街 灯 3 . 電 力 会 社 選 定 4 . 更 地 に し た ら 固 定 資 産 税 上 が る ？ 5 . 保 育 料 の 大 幅 値 下 げ 6 . 新 御 鷹 見 橋 両 岸 土 手 道 に 「 止 ま れ 」 の 文 字 と 停 止 線 を
5	3 番 菊 次 太 丸	1 . 今 後 の 行 政 区 の あり 方 に つ い て 2 . I C T 教 育 に つ い て
6	7 番 熊 井 三 千 代	1 . 予 防 医 療 に つ い て (1) 肺 炎 球 菌 予 防 接 種 に つ い て (2) 乳 幼 児 に 対 す る ロ タ ウ イ ル ス 予 防 接 種 に つ い て 2 . 税 金 滞 納 者 対 策 に つ い て

午 前 10 時 開 議

議 長 (浦 博 宣 君)

お は よ う ご ざ い ま す 。 本 日 の 出 席 議 員 21 名 、 定 足 数 で あ り ま す 。 よ っ て 、 た だ い ま か ら 本 日 の 会 議 を 開 き ま す 。

日 程 第 1 一 般 質 問 に つ い て

議 長 (浦 博 宣 君)

日程 1 . 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第 1 順位、 6 番荒巻英樹議員の発言を許します。

6 番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号 6 番、荒巻英樹でございます。

早いもので、ことし2015年も残すところ20日余りとなりましたが、市民の皆さんも慌ただしい毎日をお過ごしのことと思います。また、1年間市民の生活向上に向けて日々御尽力いただきました職員の方々に感謝申し上げたいと思います。

それから、御提案しておりましたコンビニエンスストアへのAED設置につきましては、今月から開始されております。私も幾つかのコンビニで確認しましたが、御尽力いただきました橋本消防長初め消防本部の皆さんに改めて感謝申し上げたいと思います。利用がないことが一番ですが、万が一に備えることは必要ですし、市長がおっしゃるとおり、安全・安心のまちづくりに寄与するものであると確信しております。

しかし、残念ながら、ことしも人口減少に歯どめがかからない年でありました。昨年はいに7万人を割り込み、12月末の人口は6万9,562人でしたが、11カ月後の先月末では6万8,714人と11カ月で848人の減少となっており、減少のスピードが加速している状況であります。最大の要因は雇用の場の不足だと思っておりますが、一刻も早い対応をお願いするものであり、特にピアス社跡地には、ぜひ市外からの企業を誘致して雇用の場の拡大に努めていただきますよう重ねてお願いいたします。

また、きょうの天気も快晴ですが、とても師走とは思えないこの異常気象に伴う農漁業への影響が懸念されております。市の総力を挙げての対応を切にお願いいたします。

さて、ことしの流行語大賞は爆買いとトリプルスリーに決まりました。前者は、増加を続ける外国人観光客の中でも特に中国からの訪日客は家電量販店や百貨店等で電化製品、化粧品、医薬品など1人当たり170千円以上を爆買いし、世間を驚かせたものでした。本市もその恩恵にあずかれるような施策を願うものであります。

また、スポーツに目を向けますと、プロ野球福岡ソフトバンクホークスの2年連続日本一、Jリーグではアビスパ福岡のJ1昇格、そしてラグビーワールドカップでの日本代表による南アフリカ代表の撃破、これはラグビー界にとどまらず世界のスポーツ史でも屈指の番狂わせであり、日本国民を熱狂の渦に巻き込んでくれました。人々を元気づけるスポーツの力、エネルギーを実感したところであります。あとは、琴奨菊関の幕の内優勝と横綱昇進を期待

してやまないわけであります。

2019年のラグビーワールドカップでは、福岡市、熊本市、大分市も試合会場となります。参加チームのキャンプ地誘致に手を挙げるができないことは残念ですが、応援に見える方々に本市へ足を運んでもらうための準備は必要であります。

また、来年春にはソフトバンクホークスのファームがお隣の筑後市にやってきますが、筑後七国の一員である本市は準本拠地でもあります。ホークスファンの方々が本市に足を運んでいただける仕組みづくりも欠かすことができません。ぜひ、知恵を絞っての取り組みをよろしく願いいたします。

それでは、今回は10名の議員が市政一般質問を行います。抽せんの結果、初めてトップバッターを務めさせていただきます。市長初め、執行部の皆様の明確な答弁をお願いしまして質問に入ります。

本日は、教育委員会が主催またはかかわる事業等について、おもてなしの心日本一について、オスプレイ配備計画の現状についての3項目について質問をいたします。

それでは、大項目1、教育委員会が主催またはかかわる事業等についての(1)白秋献詩について伺います。

日本の近代文学に偉大な足跡を残した白秋先生がお亡くなりになられて73年を経過したわけですが、今日でも白秋先生抜きで本市を語ることはできません。今の柳川に生きる我々は、これからも白秋先生の遺徳をしのび先生の遺業を継承していかなければならないわけであります。

そうした中、本市では白秋先生の命日11月2日を中心にさまざまな行事が開催されておりますが、その主要な行事として白秋献詩を全国から募集されております。平成23年12月議会で当時の教育部長から、全国47都道府県全てからの応募と1万編が目標と伺っておりました。ことしの募集時にも応募件数の目標が1万編と耳にしておりましたが、結果は8,546編でした。そこでまず、ここ5年間の応募件数と、ことしの件数についての見解をお伺いいたします。

再質問並びにその他の質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。

学校教育課長（武田真治君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

過去5年間の応募件数ですけれども、平成22年度が9,979編、平成23年度が7,835編、平成24年度が9,441編、平成25年度が8,348編、平成26年度が8,851編で、本年度は8,546編となっております。ここ3年はほぼ横ばいという状況でございます。

平成22年度はもう少しで1万編という状況でしたが、その後減少いたしまして現在に至っております。

この減少の主な要因といたしましては、県内高校の応募数が減少しておりまして、それが理由として挙げられます。

以上です。

6番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。

平成22年度が9,979編ということで、もう少しで1万編、その後が先ほどおっしゃったような数ですが、結構上がったたり下がったりという形なので、なかなか読めないかと思うんですが、県内の高校からの応募がやはり減っているのが大きいということですね。

今後の対策等についてはまた後ほど伺いたいと思うんですけれども、次に、小学生、中学生、高校生・一般と3つの部に分かれておるかと思えますけれども、それぞれが市内と市外からの応募がどのような状況かというのをお尋ねいたします。

学校教育課長(武田真治君)

市内外の応募状況ですけれども、平成27年度の応募数8,546編のうち、市内からの応募が5,051編、市外からは3,495編となっており、約6割が市内からの応募となっております。

その内訳ですが、小学校の部が市内3,356編、市外919編、計4,275編でございます。

次に、中学生の部ですが市内1,143編、市外1,749編、計2,892編でございます。

続いて、高校生・一般の部ですが、市内が552編、市外827編、計1,379編でございます。

全体で見ますと、先ほど申しましたとおり市内が6割、市外4割となっておりますが、小学生の部は約8割が市内となっております。逆に、中学生、高校生の部は市内応募者よりも市外応募者のほうが多い傾向でございます。

以上です。

6番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。

一番多いのは市内からの小学生ですね、全体で見ても。実際に7歳から12歳の子供が市内で3,500人弱というぐらいですから、ほぼ大体皆さん参加いただいているということだと思いますけれども、それが中学生になると6割程度に減っているのかなという、13歳から15歳が1,700人ほど市内に在住ですが、もちろん他市の私立に行っている中学生等もいますが、それでもやっぱり5割から6割ぐらいかなということなので、ぜひ中学生のほうも小学生並みに、小学生のころは応募されていたんでしょから、そういったこともぜひ学校教育課のほうからお願いしたいと思います。

それで、1万編が目標ということですが、一つの目安なんだろうけど、もちろん数が多ければ必ずいいということじゃない、数より質だと思いますが、やはりある程度質というも数に比例するのかなということと、とにかく裾野を広げなきゃいけないのじゃないかなと、これもやはり日本中、全国から応募いただきたいというのが私も同じ考えです。

それで次にお伺いしたいのが、ことしの1月に白秋サミットが開催されましたよね。本当にいいイベントでしたと私は思っております。

ゆかりのある4つの自治体、具体的には神奈川県の小田原市、それから神奈川県三浦市、熊本県南関町、同じく熊本県天草市から市長、町長じきじきに御参加いただきまして、今後、白秋の偉業を5市町が連携し次世代へ継承していこうという共同宣言が発表されたわけなんですけれども、今回この4自治体から応募がどのような状況だったかということをお聞かせください。

学校教育課長（武田真治君）

サミット参加の4自治体からは、昨年度は3編、今年度は2編の応募がありますが、これは全て小田原市からの応募でございます。

議員御指摘のように、白秋サミット参加自治体からの応募は少ない状況でございます。次年度以降につきましては、これまでは各県教育委員会を通じて依頼をしておりましたが、直接依頼することとして応募を募りたいと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

そうですね。正直もう少し応募があったのかなと個人的には思っていました、従来はそういった各都道府県の教育委員会を経由して依頼をなさっているんですね、今ですね。そしたら、こういったところはやはりダイレクトに、私自身の考えとしてはもう直接行ってもいいと考えますけれども、ぜひそういった取り組みをお願いできれば。一度行ったら毎年行かなくてもいいわけですから、まず行って、ある程度きっかけをつくれれば、その後また定期的に、それが5年置きか10年置きかはあれですけども、まずは直接足を運んで欲しいするというのも私は必要なんじゃないかなと感じておるところです。

それともう1点、姉妹都市の大分県竹田市、それと友好都市の宮崎県延岡市からの応募状況はいかがでしょうか。

学校教育課長（武田真治君）

姉妹都市の竹田市、友好都市の延岡市の応募状況に関しましては、平成27年度で竹田市が53編、延岡市がゼロ件でございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

竹田市さん、ありがたいですね、53件ということで。こちらは逆に毎年お見えになっているかと思えますし、延岡市には4月のイベントに逆にこちらからも行かれていますよね。ですから、実際に足を運んでいただいておりますので、改めてぜひ延岡市さんのほうにはお願いをしていただければと思っております。

やはりとにかく、今までもそうですし、これからも本市の発展には白秋先生の力に負うと

ころが大きいわけなんですけれども、白秋先生のことをずっと顕彰するにはこの事業が私は一番大事な事業じゃないかなと思っておりますので、ぜひ今まで以上にアプローチをしていただきたいと思いますし、それと、やはり中心になるのはもちろん本市の児童・生徒ですので、白秋先生のことを知っていただくためにはこの11月2日の式典、白秋祭式典にぜひ市内の児童に参加していただきたいと思いますし、私は考えます。もちろん、6学年まとめてじゃなく、6年間のうちに1回でいいと思うんですよ。ですからそれが、まあ、1、2年生だったらちょっと早いのかな、5、6年生だったらちょっと遅いのかな、まあ3年生、4年生あたりで少しわかるようになってきてすれば、3、4年生だったらその後また二、三回こういった機会があるわけですから、ぜひその6年間のうちの1回だけでいいんで、市内の全児童に白秋祭式典に参加する取り組みが必要だと私は考えますが、いかがでしょうか。

学校教育課長（武田真治君）

現在、矢留小学校の児童・生徒は参加しております。矢留小学校以外の児童が白秋詩碑苑に赴き式典に参加することは、式典の臨場感を味わわせるとともに、白秋先生の偉業、あるいは市に対する理解と関心を高める上で有効であると考えております。

仮に市内全校となりますと、参加児童数が4年生か5年生を対象とした場合に500名を超えることとなりまして、式典会場の問題、移動の困難さ等が課題になると考えております。

教育委員会といたしましては、全小学校に集って行う白秋音楽まつりというものがありますけれども、その内容を工夫することで議員お考えの趣旨に近づけられないかと考えております。

例えば、その音楽まつりの会場で式典当日の映像や白秋先生の肉声を流すことなどを考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

私は逆に、その白秋音楽まつり　これ3年生ですかね、4年生ですかね　が市民会館で行われまして、各校持ち時間10分ほどでしたっけ、で19校が午前、午後と分かれて来ますよね。貸し切りバスで見えるんで、午前中に白秋祭の式典に出て午後に音楽まつりを効率よく回せばどうにかなるのかなと思っておりましたが、逆に学校教育課としては白秋音楽まつりの中に式典のあれをということですよ。私としては、やはりあくまでも、生で、現地で味わって、臨場感ともおっしゃいましたが、やはり体験していただきたいという考えですけども、こちらでというのもそれも一つ前進かと思っておりますので、私としてはぜひ最終的には現地ということをお願いしたいんですが、一つのステップとしてそのようなこともぜひ取り組んでいただければありがたいと思っておりますし、このことに関しては、やはり小さいときから一番携わってこられた矢留小学校出身の教育長にぜひ御見解をお願いできればと思うん

ですが。

教育長（日高 良君）

荒巻議員の御質問にお答えをいたします。

私、小学校時代に担任の先生から矢留小学校の校歌は北原白秋作詞、山田耕作作曲なんだと、このことはあなたたちの誉れなんだよと、大きくなるまでしっかり覚えておきなさいという指導を受けたことを思い出します。事実このことは、私、大人になりましても自慢の一つになったわけでございます。

一方、白秋祭や白秋生誕祭、そして先ほどから話題にされております音楽まつり等で発表いたします子供たちに目を向けますと、歌や楽曲を発表する際に子供たちの顔といたしますか、そういうのを見ますと、達成感、そして自信にあふれているように感じているところでございます。

私は、柳川市が生んだ詩聖北原白秋先生の偉業は、議員おっしゃるとおり子供たちに将来の夢や自分が生まれた郷土に誇り、そして自信を持たせることにつながっているというふうにならざるを得ないところでございます。

この白秋先生の偉業は、柳川市が作成いたしました「やながわ人物伝」にも大きく紹介をいたしまして、市内の子供たちは、この人物伝を使って郷土学習というのを行っております。

来年度から、この郷土学習にさらに力を入れまして、郷土柳川に誇りや自信を持ち、自分の将来に夢や希望を持てる児童・生徒の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

熱い思い、ありがとうございました。

で、済みません、式典に子供たちを参加させてほしいということに関しての御答弁をお願いできればと思います。

教育長（日高 良君）

続けてお答えをさせていただきます。

この式典への全員の参加については、これまでも教育委員会内でいろいろ論議をされたというふうに聞いたところでございます。先ほど課長申しましたように、やはり当日の全員参加ということになりますと、先ほど課長が具体的に申しましたことが目の前の問題、課題ということで解決しなくちゃいけないということになりますので、先ほど課長が申しましたように、今現在市内の全員の子供たちが集います音楽まつりの中を精いっぱい工夫いたしまして、式典当日の臨場感というのを味わわせ、さらに白秋先生の郷土が生んだ偉人としての学びを充実させていきたいというふうに考えるところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

繰り返しになりますが、私は最終的にはやはり現地で参加することで先生の偉大さ、そして献詩の重みというのをじかに感じることができるかと思えますけれども、現実的と言ったらあれですけれども、とにかくできるところからぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、来年の白秋音楽まつりでの成果を期待したいと思っております。

それから最後になりますけれども、とにかく応募の件数をふやすということ、ひいてはそのレベルアップということに関しては、おっしゃいました各県の教育委員会経由じゃなくてやはり直接依頼できるところ、白秋サミット参加の自治体、それと金子市長のほうも2期目の最初の所信表明で白秋先生が作詞された校歌が101あってとか、市町村歌が10とか、そういったことをPRしたいということをおっしゃっておりますので、そういったところにはぜひ直接、教育委員会経由じゃなくて直接お願いをするということで、白秋サミット以外でも、作詞されたところとかも直接ということで、これだけちょっと最後に確認させていただけますか。

学校教育課長（武田真治君）

平成23年12月議会で荒巻議員より白秋の作詞された学校ということで御提案をお受けいたしまして、平成24年度より白秋生家よりデータをいただいて取り組んでおります。

本年度は30の小・中学校に対して直接募集を行ったところでございます。

これに対しましては東京都の小学校から3編の応募がっております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

学校の校歌を白秋先生が作詞したところからの応募がちょっと少ないというか、ちょっとそれが残念なんです、その学校の判断なんでしょうけれども、やっぱり続けて、継続してやっていくことだと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

この項、以上で終わります。

それから、次に、小学校の陸上記録会のことについてお尋ねしたいと思ひます。

ことは10月16日に陸上記録会が開催されておりますけれども、残念ながら従来どおりといたしますか、合併後11回目ですが、2つのブロックに分かれて開催されております。御存じの方、御存じない方もいらっしゃるかと思ひますが、西・南ブロックということで、昭代中学校、柳南中学校、大和中学校の校区の小学校は大和B & Gグラウンドで、そして北・東ブロックということで蒲池中学校、柳城中学校、三橋中学校の校区の小学校は三橋グラウンドで開催をされております。

合併初年度からそういった形でなさっているということですが、やはりもう11年、来年12回目ですか、やはり私としては一堂に会しての開催を検討すべきだと考えますが、見解をお願ひいたします。

学校教育課長（武田真治君）

現状といたしましては、先ほど荒巻議員おっしゃったとおり柳城中学校、蒲池中学校、三橋中学校の校区の9小学校が三橋グラウンドで、昭代中学校、柳南中学校、大和中学校校区の10小学校が大和のB & Gグラウンドで、2会場で6年生を対象に開催しております。

これにつきましては、1会場で行う場合と2会場で行う場合を比較いたしますと、1会場で行う場合、子供たちの時間の関係もありまして子供たちの出場機会が減ると、あと待ち時間が長くなること、全員参加で行っております100メートル走で全員参加ができなくなると、そういったことが考えられます。1会場で行うメリットもあるかと思いますが、子供たちはこの大会のために一生懸命練習を積んできています。その子供たち一人一人の目標達成に向けたモチベーションを維持するためには、現状のままがよいと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

100メートル走が全員参加ですよ。60メートルハードル、800メートル走、200メートル走、ソフトボール投げ、走り幅跳び、走り高跳びのいずれかに参加で1人2種目、それと学校対抗の400メートルリレーということで、競技は9時半から始まって午後3時ごろには終了しております。

去年初めて大和B & Gグラウンドを拝見しました。ことしは両方見学させていただきました。両方とも、先生方が一生懸命、ゴールは昔ながらのストップウォッチを押して、校長先生を中心に運営されておりました本当にありがたいなと思ったところでございます。

それで、今、2つじゃないとそういった物理的な関係も、あと、とにかく一生懸命練習しているというのは私も承知していますし、モチベーションということなんですが、同じような感じで近隣、特にみやま市さんとか大牟田市さんが、みやま市さんが現状小学校が15校、大牟田市さんは現状21校なんですけど、どのように大会をなさっているのかをお尋ねいたします。

学校教育課長（武田真治君）

近隣の状況でございますけれども、みやま市では高田中学校を会場といたしまして合同開催をされています。ただ、本市と比較しますと、15校ということですがそれでも児童数は約半数という状況でございます。

次に、大牟田市でございますけれども、4年生から6年生を対象にリレー大会のみが開催されているようですけれども、それは5つのブロックごとに実施されておる状況です。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

大牟田市さんは全校が集まった大会ではないということですね。みやま市さんは全校だけれども、15校だけれども児童数が本市よりも少ないと、人口も6割ぐらいですからね、そうだと思います。

それで、みやま市さん、ことし高田中学校でされていますけど、去年までどこでされていたか御存じですかね。

学校教育課長（武田真治君）

済みません、それは今のところわかっておりません。

6番（荒巻英樹君）

たしかに、ことしは高田中学校じゃなくて、瀬高中学校だと思いますよ、瀬高中学校で開催されていますけど、実は保健医療経営大学のグラウンドを借りてなさってしまして、グーグルマップをきょうでも見てください。保健医療経営大学のグラウンドにトラックが2つ、石灰ですか、白く6レーンが2つあります。それも本市でやっておる1周200メートルのトラックじゃなくて、1周300メートルのトラックがとれるんです。それが2面とれるんですね。さらに横に100メートルの直線までとれるんです。それが2セットとれるんです。ということは、本市が2カ所ではばばらにやっていることが1つの会場で可能なんですね。もちろん、バス移動、若干、今までよりは遠くになるところもありますけれども、バスのスペース、それから応援の方の車のスペース等も十二分にとれるんですよ。一応お尋ねしましたが、みやま市内の学校じゃなくても利用は可能ですということですので、今までやっていたことと全く同じことが保健医療経営大学では可能ですので、ぜひその辺、主催者として御検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長（武田真治君）

市外施設の利用となりますと、前日のテント張りなどの準備がどうか、また、当日は多くの保護者の方、おじいちゃん、おばあちゃんを含めて応援に来られます。そういった方の負担とならないような会場で開催することが望ましいと考えますので、というところで検討させていただきたいと思います。

6番（荒巻英樹君）

もちろん、この場でイエス、ノーの御返事を求めているわけじゃございません。ぜひ、現地を見ていただいて、校長先生方にもその辺の御説明いただければと思います。若干遠くなりますが、一堂に会して今までと同じことが可能ですので、もっと運営がスムーズにいくんじゃないかなと私は考えますので、ぜひよろしく願いいたします。

この項、以上です。

それから次に、少年相撲大会のことをお尋ねします。

旧大和町で始まった大会ということですが、ことしで28回の歴史があり、まさに本市にふさわしい大会だと思っております。私自身、毎年楽しみにしておるところです。

しかし、残念ながらことしは市内からの参加が物すごく少なかったように感じますが、その点いかがなんでしょうか。理由等もあればお尋ねします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

今年度の大会には県内外から39校の参加がございました。このうち市内から参加されましたのは11校でございます、昨年度の大会と比べますと4校ということで減っております。

また、参加児童数に関しましては全体で231人中、市内からは116人と、昨年度の大会と比べまして14人減っております。

参加校と児童が減った要因ということでございますが、こちらで考えますに、ミニバスケットとかサッカーとか、クラブチームの試合と相撲大会の日程が重なりまして、クラブチームの試合への参加を優先されたためというふうに考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

確かに11月3日という日ですから、いろんな行事、おっしゃったようにミニバスケット、私も自分の学校を見ましたら、やはりサッカーで来れなかったという子供さんもいらっしゃいましたので、そういう点ではいたし方ない点あると思うんですが、逆に、これ平日の開催ということになったら、どういう点で支障を来すというのか、逆に言うところクリアすれば平日でも可能だということになるかと思いますが、その点についてお尋ねします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

陸上記録会のように学校行事にしまえば、全校の参加は可能になるというふうに考えております。その一方で、この大会には市外からたくさん参加しておられるわけでございますので、平日の開催になりますと市外からの参加が見込めなくなるということが一つ考えられます。

大会には、例年、市外から20校、100人以上の参加がございまして、およそ半数は市外からの参加となっておりますのが現状でございます。

この大会は、もともと横綱雲龍関を顕彰することを趣旨にしております、大会の開催を通じまして本市が雲龍関の出身地であるということを広く知らしめるという役割も担っております。このため、市外からの参加がなくなればその効果も薄れてくるというふうに考えておるところです。

加えまして、大会の運営に多くの人々がかかわりますことで、事業の趣旨も多くの人々にまた共有されるものと思っております。

例年、大会の運営には体育協会やスポーツ推進員を初め、福岡県相撲連盟、地域のボランティアとして柳川市食生活改善推進委員会大和ブロック、大和公民館の方々など多くの方が受付、記録、審判、選手の招集、雲龍鍋づくり、駐車場の整理から場内警備などスタッフとして従事していただいております。こういった地域の皆様方の支えがなけれ

ば、毎回盛大に大会を開催することはかなわないということで感じております。

平日に開催いたしますと、地域の皆様方から協力が得られないということも一つございまして、スタッフ確保の点で問題が生じるのはもちろんでございますが、何よりも郷土が生み出しました大横綱雲龍関の顕彰といった大会の趣旨にも影響を及ぼすと考えますので、学校行事としての実施は趣旨にそぐわないのではないかとこのように考えております。

ただ、市内からの参加校が今年度少なかったということに対しましては、担当課といたしましても大変残念に感じております。大会直後の小・中学校長会の場で、教育長が全小学校長に向けまして、次年度の大会への積極的な参加を呼びかけたことを申し添えておきます。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

私自身もやはりいろんな面で、特にお支えいただく方々のことを考えれば平日の開催というのは現実に無理だなとは感じておったところです。ですから、いかにして今のままで多くの児童に参加していただくかということですので、結論を教えてくださいましたが、そうやって教育長のほうから各学校長のほうにお願いしていただいたということですので、それにとどまらず生涯学習課のほうでも、学校教育課もあわせて、これはもう教育委員会としてぜひ各学校に協力といいますか、そういったことをこの1年間、お願いしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

この項、終わります。

それでは、2項目めのおもてなしの心日本一についてお尋ねいたします。

金子市長はいろんな挨拶の場で、おもてなしの心日本一を目指していますということをお述べられておられるかと思っております。また、25年度の所信表明でも「川下りコース沿いの清掃や挨拶・親切運動などを進めることにより、市民を挙げておもてなしマインドを定着させ、「おもてなしの心 日本一」を目指したいと思っております」ということですが、取り組みを開始されて3年近くになるかと思っておりますが、成果といいますか、現状をどのように認識されているのかをお伺いいたします。

観光課長（松藤満也君）

おはようございます。荒巻議員の御質問にお答えします。

おもてなしの心日本一を目指す取り組みについて、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくり、ソフト面のまちづくりの土台、よりどころがおもてなしだと説明してまいりました。

これまで、おもてなし市民会議や庁内のプロジェクトチームを立ち上げ、推進母体としてさまざまな事業を進めてきたところでございます。直近の取り組みとしては、秋のおもてなしウィークとして、10月に運行を開始した西鉄の観光列車「水都」の歓迎を初め、水郷柳河^{すいきょう}おもてなしお堀めぐり、白秋祭水上パレードでの沿道からのおもてなしを行い、お客様

に柳川のおもてなしを感じていただき、高い評価をいただいているところであります。

おもてなしの心は具体的な数字であらわせるものではございませんが、平成23年度と26年度に実施したアンケート調査によりますと、おもてなしについての満足度は58.8%から67.4%となっております。この数字は、観光従事者だけではなく市民の皆様がおもてなしの意識を持ち、思いやりと感謝の心でお客様に接してこられた結果があらわれたものだと受けとめているところであります。

市民会議の皆様のご御努力と市民の皆様のご御協力により、おもてなしの心日本一の取り組みが浸透し、自発的に、できる人ができることからという機運が醸成されつつあると考えているところであり、この機運が柳川のおもてなしとして定着していく取り組みを引き続き継続していきたいと考えています。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

おっしゃるように、具体的な数字であらわせるものじゃないですよね。それは理解しておりますし、ただ、満足度が10ポイント近く上がっているということは非常にいいことだと思いますし、おっしゃるように引き続き取り組んでいっていただきたいと思います。

ただし、一つあえてお聞きしますが、日本一を目指すということであるならば、山で言えば富士山を目指す、富士山に登る、相撲の世界であれば横綱を目指すということになるかと思うんですけども、山でも相撲でもかまわないですけど、現状どのような段階にあるかという、その辺のお考え、認識をお尋ねします。

観光課長（松藤満也君）

引き続きお答えしたいと思います。

現状どのあたりかということでございますけれども、この事業に取り組んで数年になるわけでございます。観光関係でやっている感触で申しますと、すごく、これまでと全然雰囲気が変わってきて、市民の皆様などのそういうおもてなしに対する意識が非常に高まっているというふうに感じております。そういうところではまだ三分なのか五分なのかわかりませんが、かなり山の中腹まで行ったのかなというふうに感じております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

実際、評価は周りがすることなんで、済みません、そういったことをお聞きしたのはなんですが、中腹以上に私は上がっているんじゃないかなと感じております。

ただ、いつまで目指すのか、ずっとこれが5年も10年も目指すというのもどうかなと感じるわけなんですよ。ですから、やはりある程度の期間になったらもう日本一だという想定

のもとで行動することも必要なんじゃないかなと、これはそういう日が来ることを願っているわけなんですけれども、いずれにしても引き続きこのまま取り組みを継続していただきたいと思っていますところでは。

それで、3日前、6日に市民会館で行われました国際シンポジウム「世界のなかの安東省菴」で、市長も本当に、ふだん使わん脳みそを使っているとおっしゃっていましたが、ロバート・キャンベルさんのお話で、「金子市長からこのバッジをいただきました。おもてなし世界一を目指す」とおっしゃいましたよね。非常に私は印象に残っているんですけども、そういうことで、もちろん世界一というのはあれなんですけれども、引き続き日本一を目指して頑張りたいと思いますし、これに関して最後に市長が今現状をどのように認識されているのかということをお聞かせいただければと思いますので、よろしく願います。

市長（金子健次君）

それでは、荒巻議員の質問にお答えをさせていただきます。

2期目に、おもてなしの心日本一を目指すという形で公約に掲げさせていただきました。それはなぜかといいますと、九州市長会が壱岐のほうで開催されたときに、夕方散策する中において、向こうから来る中学生の女性が「こんばんは」と言ってくれました。また、次の女性も言ってくれました。何とすばらしいまちだなという気持ちで、本当に心が豊かになるというか、そういうことをお話ししたら、民宿のおかみさんが、壱岐の子供たちは横断歩道を渡る前に礼をして、渡った後にも車をとめてくださったドライバーに対して感謝の礼をすると、そういう子供たちですよということを言われて、すばらしいまちだと感心して帰ったんですけども、そのことを2期目に、観光客を迎える、お客様を迎える気持ちの中におもてなしの心を醸成していこう、挨拶運動、まちをきれいにしよう、そして親切な心を醸成すると、そういう気持ちのためにおもてなしの心のまちを目指す、目指すなら日本一じゃないかということで、それを公約に上げました。途中また、2020年のオリンピック招致で滝川クリステルさんが左手で「お・も・て・な・し」と言って、そのことがオリンピック招致を決定づけたというふうに言われていましたけれども、かぶったんですけどもそれでもいいと、その後、全国各地の市町村がおもてなしの心を公約、大変いいことだなと、日本人の心がおもてなしで外国の方を迎える、お客様を迎えると、そういう気持ちはいいことだなと思っております。

今、何合目ですかということで課長は答えましたけど、私は、おもてなしの心日本一はずっと永久的に目指す気持ちを常に持ったほうがいいんじゃないかと。今、職員のほうはこのバッジを全員がつけてくれています。議員にもつけてくださっている方もいらっしゃいます。市民が、子供たちが、おじいちゃんやおばあちゃん、全てがおもてなしの心を持ってお客様を迎えるということになれば観光客もふえてくるだろうし、リピーターもふえてくるだ

ろうというふうに私は思っております。

これからもそういう気持ちで、市長が言うからじゃなくて自分たちがお客様を迎えると、一人一人がなるようなことを今後も続けて叫んでいきたいというふうに思っているところで

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

いずれにしても、やはり市長には先頭に立っていただきたいと思ひますし、ずっと目指していくということですが、目指す末にはやはり日本一という結果が来ることを私も期待して、私も努力していきたいと思ひしておりますので、皆様方にもぜひよろしくお願ひしたいと思ひしております。

この項、以上で終わります。

最後に、佐賀空港へのオスプレイ配備計画の現状についてお尋ねをいたします。

本定例会の初日に市長の行政報告で述べられました、10月28日の行政区長との懇談会でのオスプレイ配備問題の内容についてお伺ひしたいと思ひます。市と地域とのパイプ役である行政区長さんからの質問と市側の回答といひますが、情報を共有できればと思ひますので、よろしくお願ひします

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいまの御質問にお答えします。

10月28日に行われました、行政区長との懇談会でのオスプレイ配備問題の内容についてお答えいたします。

行政区長からの質問の要旨は、「地元佐賀県の態度が決まらないまま今日に至っている。その間、自衛隊ヘリコプターによる騒音テスト飛行も実施されたが、オスプレイによるテスト飛行がない限り成果を得るに至っていない。オスプレイの配備については、国の方針として理解はしているが、佐賀空港開設時における約束では、民間空港以外の目的には使用しないという協定が結ばれていると理解している。また、市民の安全・安心を確保するため最大限の配慮・対策を切望する」との内容でございました。

これらの質問に対して市からは、昨年7月22日に当時の武田防衛副大臣が前古川佐賀県知事に対しまして、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画についての説明が行われて以降、本市におきましては、副市長をトップとした対策チームを設置するとともに、両開地区、昭代地区での住民説明会の開催や、福岡県知事に対する要望・要請行動等の取り組みを行ってきたこと、また、その中で昨年11月5日に前古川佐賀県知事へ要請書を提出した際の面談において、古川知事からも「何もかもが決まってからではなく、事前に協議を行う考えである」との回答を得たことなど、さらに本年5月に発生いたしましたハワイ州でのオスプレイ着陸

失敗事故に関し、九州防衛局長に対し、速やかな事故原因の公表等について書面により要請を行ったことなど、これまでの経過について説明をさせていただきました。

また、この区長懇談会の翌日、10月29日になりますが、中谷防衛大臣と山口佐賀県知事との会談が予定されておりましたので、市としましては、この会談状況を注視するとともに、必要と判断する場合は山口佐賀県知事に直接お会いし、佐賀県と締結しております合意書に基づく事前協議の確認や本市の状況等についてお話ししたい考えであることも説明させていただいたところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

とにかくやはり、10月28日の時点では翌日の防衛大臣と佐賀県知事の話があるんで、その後、話がまた動いているわけですけども、とにかく行政区長さん方からは市民の安全・安心を確保するための最大限の配慮、対策を切望するということですよ。本当にそのとおりだと思います。

それで、同じ市内でも北部や東部だと佐賀空港に離着陸する航空機を見てもやはり遠くに感じるというのがありますが、市内でも若干そこら辺で温度差、例えば昭代、両開、大和町あたりの方々と、北部、東部の方々と若干そこら辺に認識の差があるんじゃないかなと思いますけれども、ぜひ市民の皆様には一つの柳川市ということで情報を発信していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

市といたしましては、これまで市の広報誌やホームページで市民の方々に情報を発信させていただいておりますが、今後とも、より多くの市民の方々へ情報を共有できるよう、できる限りの情報を発信していくことといたしております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

10月29日の中谷防衛大臣と山口佐賀県知事の会談を受けて、金子市長がすぐに佐賀県知事のほうを訪問いただいております、ありがとうございます。それで、その件の新聞報道が少し新聞社によって解釈が違うようなんですよ。とにかく、金子市長から佐賀県知事へは佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する要請ということで、大きく4つの項目が要請されておりますが、その内容はもちろん至極当然だと思いますし、市長の行政報告では強く要請したということをお伺いしておりますが、新聞では「市と協議する構えを見せた」という報道、「重く受けとめしっかり対応したいと述べ、合意書を尊重する考えを示した」とい

う報道もあれば、「真摯に重く受けとめ、しっかり対応したいと述べつつ事前協議について具体的には言及しなかった」という報道もありまして、新聞社によって解釈が異なっているように感じますが、市の見解はどのようになっているのを最後にお尋ねしたいと思います。

市長（金子健次君）

どの報道も真実であろうというふうに私は思います。記者の書き方によって、どのところを捉えて、どの視点を捉えて書くかによって読者の受けとめかたというのは変わってくるかなというふうに思いますので、真実を申し上げたいというふうに思います。

11月4日に山口佐賀県知事に対しまして、佐賀県と締結いたしております有明佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書第4条（第1号）の規定に基づきまして、今後必要に応じて事前協議の場を設けることや、佐賀空港へのオスプレイ等の配備に対する受け入れの是非を判断するに当たっては、柳川市の意向を十分に踏まえることなど、4項目について要請を行いました。

これに対し、山口知事からは、「真摯に重く受けとめて、しっかり対応していきたい。受け入れの是非については、慎重にも慎重を期して考えていきたい」との回答がありました。

議員からの、事前協議に対する山口知事の考え方について、新聞社によって解釈が異なっているということについては、先ほど記者の捉え方、どの視点で捉えるかということだと思えます。山口知事は多くのマスコミがいる中で、開口一番、私に対して言われた最初の言葉は、「佐賀県は、柳川市、柳川市民のことをとても大切に思っています」というふうに言われました。そして、佐賀空港を柳川市の市民の方が大事に使ってある、多く利用してあるという意味だったと思えますけれども、そういうことで謝辞を述べられたところでもございます。

そして、柳川市と佐賀県とはいろんな形で似ているような、風光明媚なところでもあるということで、ぜひ柳川市には一回来たいと、ぜひおいでくださいと、そういうやりとりもやったところでございます。

今回の要請に対して、繰り返しますが、「真摯に重く受けとめて、しっかり対応していきたい」と誠意のある回答をはっきり述べられたというふうに私は思っておりますし、うちの職員もそういうふうに捉えております。

このため、山口知事は事前協議につきましても必ず行っていただくものと私は確信をいたすものであります。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。大変安心しました。

慎重にも慎重を期して考えていきたい、それから、「佐賀県は、柳川市、柳川市民のことをとても大切に思っています」という山口知事のお言葉をお聞きしまして、私も安心したと

ころであります。

ただ、最後に、10月29日に中谷防衛大臣が佐賀県知事を訪問された際に同行された川嶋九州防衛局長が次のように述べられております。「自衛隊機が1日60回離着陸した場合であっても、環境省が定める環境基準の57デシベルを超える範囲に住宅地はございません」、これは佐賀県知事に対する説明ですから、佐賀県内にはそのような住宅地はないということかと思いますが、4月にヘリコプター2機を使った騒音測定では、両開の村山公民館では最大77デシベル、最小でも70デシベルだったわけです。

佐賀県や佐賀市だけの問題ではありません。福岡県のカモかりて、万が一の場合には最も危険なのは柳川市民であるということを強く訴え続けていただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、21番三小田一美議員の発言を許します。

21番（三小田一美君）（登壇）

おはようございます。三小田でございますが、ただいま議長のお許しを受けましたので、一般質問をさせていただきます。

質問の内容といたしましては、1つ目が、可燃物と不燃物の収集運搬の委託でございます。それと2つ目が、低所得者の医療費の支援でございます。3つ目でございますが、柳川観光の目玉づくりでございますね。これは江口議員が次また質問されますので、重複するところがあるかも知れませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、それぞれ内容については、一問一答で自席よりお願ひしたいと思ひますので、よろしくお取り計らいをお願ひしたいと思ひます。

21番（三小田一美君）続

1つ目でございますが、現在、市長におかれましては、行政の経費の削減に取り組まれ、指定管理者制度の導入など多くの成果を上げておられますが、市が委託をしています業務の総数と、また主な事業の内訳を教えてくださいたいと思ひます。これは、委託の総数は、可燃物と不燃物、その件でよろしゅうございまして、お願ひしたいと思ひます。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

議員がお尋ねの市が委託している業務の総数と主な事業の内容ということで、お答えをさ

せていただきます。

廃棄物対策課の平成26年度の決算の状況で御説明をいたしますと、委託している業務の総数は62件でございます。主な事業の内容は、じんかい処理の関連では、建設から25年が経過し焼却炉のごみ処理能力が落ちているため、1年を通して17時から24時までの可燃ごみ焼却を委託しております。さらには、焼却炉の営繕修理工事中は片炉ずつでの運転となることから、その期間中の17時から次の日の8時までの可燃ごみ焼却を委託しております。また、柳川市では焼却灰の最終処分場を持ちませんので、その焼却灰をセメント原料化するための運搬処分委託、収集運搬委託の関連では、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の収集運搬の委託、柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備の関連では、新ごみ処理施設建設のための測量設計業務委託などがございます。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

そのうちですよ、競争入札によらない随意契約をされている事業はどの程度ありますでしょうか。それを教えていただきたいと思います。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

先ほど62件の委託をしていると御答弁いたしました。そのうち52件が随意契約となっております。

その内訳でございますが、清掃総務費関連が2件、柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費関連が4件、塵芥処理費関連が34件、収集運搬費関連が6件、橋本不燃物処理場管理費関係が1件、大和干拓最終処分場管理費関連が4件、福祉収集費関連が1件でございます。

以上です。

21番（三小田一美君）

今の経費が随意契約をされている合計でございますでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、保育園の運営委託料などは、費用の額が法律や、または条例で定められていると思いますが、委託費の算出の基礎が法律などで定められていない市において、算出の基礎を定められる事業は幾つぐらいありますか、お尋ねしたいと思います。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

委託費の算出基礎が、法律ではなく市独自で算出の基礎を定められる事業はあるかとの御質問でございますが、一般的に委託契約を行う場合、一般競争入札、指名競争入札、随意契約にかかわらず委託費の算出基礎は法律等ではなく、その事業に係る費用を積み上げた数字を基礎として設計をいたします。

そういうことから、市が委託契約するときの多くの場合、この手順でなされているのでは

ないかというふうを考えております。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

「ないか」ですかね、ちゃんときちんとしてやるということでしょう。

以前、私も質問いたしました、一般廃棄物の収集運搬委託料は、今、約240,000千円ぐらいたと思います、ごみの残渣処分委託料が約1億円と聞いていたのですが、現在はどのようになっていますでしょうか。また、この費用はごみ袋の売り上げでどの程度賄われているのでしょうか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

今、御質問の一般廃棄物の収集運搬委託料は幾らか、そのごみ袋売り上げはどの程度賄われているかと、それと、ごみ残渣処分委託料は幾らなのかという御質問でございますが、まず最初の収集運搬委託料とごみ袋の関係を先にお答えさせていただきます。

平成26年度の決算の状況で御説明いたしますと、一般廃棄物の収集運搬委託料は、議員今おっしゃいましたように、241,201千円でございます。その内訳でございますけれども、可燃ごみが173,208千円、これは1万6,650トンございます。それから、不燃ごみ47,170千円でございます、1,018トンございます。それから資源物でございますが、20,604千円でございます。これは1,736トンございます。それから、犬猫の道路でひかれたり、そういうことで処理をしておりますが、その運搬費に200千円ほどかかっております。それから、家電収集運搬委託費が19千円でございます、ごみ袋の売り上げが59,719千円でございますので、そのまま収入を支出で割りますと24.8%と、4分の1ぐらいということになります。

それから、ごみ残渣の委託料の関係でございますけれども、26年度決算では93,625千円でございます、その内訳は、焼却灰の運搬処分委託費が81,900千円でございます。それから、金属類残渣運搬処分委託料でございますが、これが2,684千円、それからガラス類の運搬処分委託料が164千円、それから乾電池運搬処分委託料が1,336千円、それから廃蛍光管の運搬処分委託費が1,008千円、それから草等、これは資源としてまた使いますが、その処分費が6,533千円ということになっております。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

鉄等の、ああいうところの処分ですたいね、あれはお金は何か大体市のほうに入ってくるやないですかね。あれもやっぱり収集運搬のあれ要るわけですか、お金の。それをちょっとお尋ねしますが、鉄んごたつとはお金になつとやなかですか。それ、ちょっとお尋ねします。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

金属類を収集しておりますが、処分費をお払いして、その入った金属については、当然

買っていただく業者がおられますので、収入をいただいております。

以上です。

21番（三小田一美君）

現在も各家庭や事業所から出るごみの処理の多額の市費、また税金を投入されているようですが、年々人口も減っておるわけですね。一般廃棄物を出す事業所も減少をしているのに、ごみの処理費用は減らないのが実態のようでございます。

そこでお尋ねしたいと思いますが、市が委託している収集運搬業者は何社ありますでしょうか。まず可燃物と不燃ごみ、それと資源ごみ、市の分類の方法ごとに、よかならお願いしたいと思います。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

市が委託している収集運搬業者は何社あるのかという御質問でございますが、現在、柳川市が本来、市の業務として行うべき一般廃棄物収集運搬を委託している業者は、可燃ごみ収集が3社、不燃ごみ収集が3社、それから資源物収集が3社でございます。

以上です。

21番（三小田一美君）

それでは、市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例によれば、市は、一般廃棄物処理計画に従い、みずから収集運搬及び処分をしないといたしませんやん、できない場合は委託することかできるになつとるわけですね。そして、許可を希望する者は、毎年2月1日から末日までの間に申請書を提出することとなっておりますが、現在、許可をされている事業者以外に申請をされた方はいらっしゃいますでしょうか。ちょっと待って、私もこれですね、9月やったかね、一般質問をさせていただいたとき、きちんと申し受けちいますか、きちんと目的にそろうとんなら、それでよかごたつふうにちょっと答弁の中で言われよったから、それをちょっとお尋ねしよるわけですから、いっちょよろしくお願ひいたします。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

現在許可されている事業者以外に申請があるかという御質問でございますが、昨年のちょうど2月ごろでございました、今出していただいておりますけど、今ごろ出していただいておりますが、27年度の収集運搬業務の委託選定の審査に向けて申請書を提出いただいたのは、現在、可燃ごみ及び資源物の収集運搬をしている3社、不燃ごみの収集運搬業務をしている3社でございます。

以上です。

21番（三小田一美君）

なら、今までどおりということですね。なしけんでしょうか。あのですね、施行規則の第5条によれば、法律施行令第3条の規定を満たすために第4条で次のように定められておるわけですよ。「業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基盤を有し、かつ、受託し

ようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」となっているわけですね。

そこで、具体的にお尋ねをいたしますが、柳川市において業務をするに足りる施設とは具体的にどのような施設を準備する必要があるかと思えます。参考に私ちょっと教えますが、例えば収集運搬の車両の台数、または車庫の広さ、それと屋根のあるかなしなどの、そういうところもあると思うわけですね。そこら辺も考えて、いっちょよろしく答弁ください。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

業務を遂行するに足りる施設とはどのような施設かという御質問でございますが、業務を遂行するに足りる施設とは、今議員がおっしゃいましたように、事務所、車庫、その他の施設、それに車両等を所有されているということであろうと思えます。

面積などは現地調査いたしますが、それに加えて具体的に申し上げますと、収集車が急に故障した場合など、すぐにかわりの収集車を手配できるのか、ほかに収集関係の機材などを十分収納するスペースもお持ちなのか、そういうことが必要であろうと、面積についてはなかなか、現地調査をしないとわかりませんが、そういうことであろうと思えます。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。それでは、次に聞きたいと思えますが、「人員及び財政的基盤を有し」となっていますが、具体的に人員は何名、また財政的基盤とは具体的にどのようなものを考えてあるのかですね、例えば定期の貯金がこれくらいとか、そすと、業務に関連する固定資産税や金融資産がこれくらいなどと準備をしなければいけないでしょうか。それをちょっとお尋ねしたいと思えます。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

人員は何名で、財政基盤を有するとは具体的にどういうことかという御質問だろうと思えますが、廃棄物関連の法令には、その具体的な数字は示してございませんが、業務に必要な人員のほうから行きますと、人員ということでお答えをさせていただくならば、一概には言えないかもしれませんが、可燃ごみの収集運搬業務では、収集運搬車2台で業務されるということならば、収集に6名、それから事務に1名、それからそれを管理する者が1名の計8名程度は必要ではないかと思われまます。それから、不燃ごみの場合でございますけれども、収集業務でございますが、収集運搬車が1台での業務ということになれば、収集に2名、事務に1名、それを管理する者1名の計4名は必要ではないかと思われまます。

財政的基盤を有しということでございますけれども、例えば、事業所のある土地や建物が自己の所有である、それから車両についても自己所有物である、また、事業所の資産の状況や流動負債の比率などを住宅審査委員会で審査されますので、そういうところが具体的に、私はなかなか、専門家ではございませんが、専門の先生がおられますので、そういう経営が健全であると、そういうことではないかと思われまます。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

やっぱり専門の先生と言われたけん、専門の先生もお呼びせやんごとなっですよ。

あのですね、この収集運搬は、可燃物ですたいね、その場合は昔と 昔からあったっですよ。あれは人員ば何名何名ち言いよるばってん、いっちょん努力はしてなかごたる感じもすつとですよ。昔はスコップですくうてしよんなはったですよ、昔は。だから、人員はこうこうちいうてしてあったと思うわけですね。そして、今現在、行政区ででも、金網ば鳥の来んごとしてあっでしょうが。あの場合は、それはもう執行部のほうがお考えになるけんですな、人員はそれはそれでいいかもわかりませんが、今袋あるけんですな、もう簡単にできよつとですよ、行政区ではですね。そういうことも一応参考に入れとってください。

次に入りたいと思いますが、業務に関して相当の経験を有する者とありますが、ここで言っている経験とは、一般の廃棄物収集運搬や処理の許可業者として経験のみか、また、業者に運転手などとして雇用されていた経験も含むのか、産業廃棄物業者として市以外から指定された経験も含むのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

かなり難しい御質問でございますけれども、業務に関し相当の経験を有する者とあるが、どのような者かということ、そういう質問であろうと思います。

一般的に言えば、その事業所について、一般廃棄物収集運搬業務を始められて何年ぐらいになるのか、10年以上続けられておるのか、また、従業員については、経験年数はどれくらいか、例えば、どこの事業所であろうと、現場でごみ収集運搬、その事務にどの程度当たってこられたのか、その経験を数年以上続けられて、例えば急な対応、事故などがあった場合に急な対応もこなすことができると、その人が積み上げた経験、知識、そういうものが相当の経験に当たるのではないかと思います。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

もうちょっとばかい、そこはでけんめえのう。まちっと、私ちょっと理解できんとのあつたごたつたばってん。まあちょびつと。済みません。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

例えば、よその事業所で、よその業者さんからこっちの業者さんになおられても、経験を積まれておれば、それは当然経験を積まれたということになると思います。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

市としては、毎年許可を希望する者には門戸を広く開いていただいて、受託業者選考委員会を設置されていると思います。業者の選定に当たられていると私は信じていますが、選定

の基準は公開はされとってすかね。許可を希望する者は選考の基準が明確でなければ応募したくてもできんじゃろうと、私そんかふうに思いますので、いっちょよろしくお願いします。

それとですね、応募のための最低の基準をちょっと教えてください。お願いします。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

これも非常に難しい御質問でございますが、まず、選定の基準は公開されているのかということについてお答えをさせていただきます。

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準については、廃棄物処理関連法令の中でも明確には、議員御存じのように明確には示されておりません。そういうことから、選定基準をお示しするのは非常に難しい状況でございます。ただし、ごみの収集運搬業務の委託に当たっては、応募された事業者について選考委員会で、その事業を遂行するに足りる施設、先ほど法律に書いてあった条文でございますけれども、足りる施設、人員、財政的な基盤等について審査を行っております。具体的には、先ほど申し上げましたが、収集車が急に故障してもかわりの車が手配できるか、資産の状況はどうか、業務に対して十分な経験を積まれておるのか、事業所としての経験は何年か、従業員は何人で、その方々の経験はどういうことか、法令に抵触はしていないか、それからISOを取得して環境への配慮を行っているかなど、ごみ処理、法令、財務、行政のそれぞれの委員の専門的な立場から検討をし、受託者として適任かどうかと審査をいたしております。

また、議員御質問のもう1つの最低基準はということでございますが、具体的には、出していただいた申請書その他の書類などが、それぞれ今申し上げました項目を満たしているかということであろうかと思えます。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。なぜ私がこんなに聞くのかと、皆さんたちもそういう考えてあると思いますが、私は最小の予算で最大の効果がですね、今非常に低迷しとるから幾らがつなっとん少のうなってもらうならと、そういう思いで私はお聞きしておりますから、いっちょよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、委託料であります。最高裁の判決に基づき平成26年10月の環境大臣官房の通達によれば、受託料が受託業務を遂行するに足りる額であることが定められていますが、柳川市の現在の委託料が業務の確実な遂行に足りる額であることの証明はでくっでしょうか、いっちょお願ひしたいと思えます。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

現在の委託料が業務の確実な遂行に足りる額であるのかという御質問でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に、市町村が一般廃棄物収集、運搬または処分を市町村以外の者に委託する場合の基準が示してございます。その中に、議員がおっしゃ

いました第1項第5号に「委託料が委託業務を遂行するに足りる額であること」、そういう条文がございます。そのようなことから、ごみ収集運搬費の費用設計に当たっては、運転手、作業員などの人件費、作業服などの消耗品、燃料代や収集車の減価償却費などの車両費を積み上げます。そのトータルした額に8%の消費税を掛けたものを予算要求額というふうにいたします。収集運搬の予算確定額につきましては、今までの経過やその他の柳川市の事業とのバランス、市全体の収入がどれくらい確保できるかなどで決められていきます。ここ数年間は、可燃ごみ収集業者に対して、消費税部分の増額のみ現状維持の予算額で委託契約をさせていただいておりますし、不燃ごみ収集業者に対しては、消費税部分を除けば26年度見直しをして若干の減額をさせてもらっていると、そういう状況でございます。

以上です。

21番（三小田一美君）

執行部の御努力、本当にありがとうございます。あのですね、私はこの委託と許可業、あれは別に考えていただきたいと、そういうふうに思っておりますので、いっちょそのときはよか答弁ばしてください。

それでは、次に行きたいと思います。現在の委託料は市において積算をして決定されているということですが、許可の業者による積算、自分のところではこの金額であれば受託できるという見積もり、また、積算の基礎は取られたことがありますでしょうか。もし市が提示した委託料で受託ができない場合にはどのような措置をとられるのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。済みません。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

委託するに当たり、許可業者に見積もりを取ったことがあるかという御質問にお答えをさせていただきます。

収集運搬業務を委託するに当たり、許可業者にも見積もりはとったことがございません。ございませんが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、先ほど申し上げました法律でございますが、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」との条文がございます。そのようなことから、ごみ収集運搬費の費用については、その設計を行い、予算を確定させて、応募された事業者を選考委員会の審査を行った後に業務委託をしているという状況でございます。

もし、市が提示した委託料で受託できた場合にはどのような措置をとられるかという御質問でございますが、まずは受託業者選考委員会での審査を経て受託者が決定しますので、まず、そちらのほうに申請書、そのほか18項目ぐらいになるかと思いますが、書類を提出していただきまして、審査を受けていただきたいということでございます。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。最後ですね、この質問に対しては最後になると思いますが、今までの御答弁ば聞いとってですね、今まで許可をしてきた業者が不都合は生じていないので、今までどおり許可をしていきたいと、私はそういうふうに思いますが、そういうことはないと思います。委託料が本当に適正なのか、また、収集区域が適正なのか、また、廃棄物の収集運搬や処理が漫然と実施され、今以上に人口減、また、財政規模の縮小が求められている現状で、許可業者相互の切磋琢磨を促す施策、例えば、許可業者による入札の見積もりも、また収集経路の見直し、また収集地区の見直しなど経費の削減に向けて一層の努力を希望して、私この件に対しては質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは次に、医療費の支援に入らせていただきたいと思います。

日進月歩の高度医療の普及により、高額な医療費がかかる治療が多くなってきていると、私はそういうふうに思うとります。

今までは限られた一部の人のみが受けられていましたが、健康保険の適用もない、自己負担が極めて高額な医療が多く、病院で実施をされるようになってまいりました。

そこで、保険外治療の実態、特に小学校に入学前の児童に対する高度先進医療の実態について、市において把握してある事例などがあれば、いっちょよろしくお尋ねをしたいと思います。

保健福祉部長（石橋正次君）

三小田議員の御質問に私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

先進医療の概要を説明いたしますと、我が国の医療保険制度では、必要な医療については基本的に保険診療で行われ、保険適用となるのは治療の有効性、安全性が確認されたものとなっております。しかしながら、平成18年10月1日の健康保険法の一部の改正に伴いまして、がん治療など高度な先進治療につきましては、国が治療方法や診療機関を定めたものについては、保険診療と保険外診療の併用が認められるようになりました。

これによりまして、入院基本料など保険診療が認められた分につきましては、一般の保険診療と同じように自己負担額以外は国民健康保険などの保険者が負担をいたしまして、先進治療などに係る保険外診療分につきましては、全額自己負担ということになっておるところでございます。

お尋ねにありますような先進医療につきましては、保険外治療となりますことから、国民健康保険の療養給付費、いわゆる医療費の請求が市のほうにないために、その保険外治療の実態については現在把握をしていないという状況でございます。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうも済みません。ありがとうございました。それでは、健康保険が適用される医療費は

高額医療制度により自己負担額が抑えられていると思いますが、わかりやすく、よかならもう一度お願いしたいと思います。

保健福祉部長（石橋正次君）

高額医療制度ということでございます。

高額医療制度につきましては、家計に対する医療費の自己負担額が過重なものにならないように、医療費の自己負担額に一定の歯どめをかける仕組みをつくっているところでございます。

医療機関や薬局で支払った額が、月の初めから終わりまでの期間に一定額を超えた場合に、その超えた金額を申請していただくことによって支給をするということになっております。なお、年齢や所得に応じて御本人が支払う医療費の上限が定められており、診療月より直近の12カ月間の中に3回以上高額療養費の支給を受けられている場合には、4回目から負担の上限額がさらに引き下がるというふうなことになっております。

国民健康保険加入の方で、1つの例として、70歳未満で同一世帯における加入者の合計の収入が約3,700千円から7,700千円までの方の場合を例にとって申し上げますと、1,000千円の医療費で医療機関の窓口で支払われる自己負担額が3割の場合は、自己負担額は300千円ということになります。しかしながら、高額療養費の申請を行っていただきますと、負担額の上限が87,430円となりまして、212,570円が市の国民健康保険制度から利用された方に支給をされるということになっております。なお、入院費の食事代、それから差額ベッド代などの保険適用でないものにつきましては、この対象外となっているところでございます。

また、非課税世帯を例にとりますと、自己負担額が35,400円となっており、国民健康保険から支給額がその差の264,600円となるということになっております。

所得区分につきましては、平成27年1月から支払い能力に応じた負担とする観点から、70歳未満の方の所得区分が全部で5区分に細分化をされたということになっております。

75歳以上の方が加入している後期高齢者医療制度や社会保険でも、国民健康保険と同じように高額療養費制度というものが存在しているということになっております。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

今、部長のほうから御答弁がありましたが、保険が適用される医療については、所得により高額医療費の適用で何とかしのげるようであります。私、安心しました。

高度先進医療費を必要とする子供たちは、これからも増加していくと思うわけですね。少子化が進む中で、子供たちは地域の宝である、また、未来の柳川を背負う貴重な財産でもあります。しかし、社会は正社員の減少、また派遣社員の増加、世帯の年収は減収の一途をたどり、貧困家庭の増加を招いているのが実情でございます。

そこで、地域の宝である子供たちの命を守る手だてが必要と思うわけですよ。そこで、県内の多くの市町村においては、医療の無料化の動きが多くなってきています。県内市町の医療無料化の動きについて、把握してあるなら、ちょっと教えていただきたいと思います。

保健福祉部長（石橋正次君）

県内の子供たちの医療無料化の動きについてということでございます。

平成27年4月1日現在の福岡県内各自治体の子供の医療費助成制度の状況でございますが、まず、通院助成についてでございます。対象年齢を本市と同じ未就学児までとしている自治体は、県内60自治体の中で33団体でございます。また、これが小学校3年生まで助成をしている自治体につきましては10団体。これを小学校6年生まで、これは7団体でございます。それから、中学校3年生までの団体というのが、これが9団体。そして、高校3年生までというのが1団体あるところでございます。

それから、次に入院助成についてでございます。未就学児までの助成が8団体。小学校3年生までが4団体。小学校6年生までが13団体。本市と同じ中学3年生までというのが33団体でございます。そして、高校3年生までが2団体となっているところでございます。

以上のように、県内では本市の助成対象と同様の助成を実施している自治体が大半を占めているという状況でございます。

また、福岡県が独自に実施をしている乳幼児医療費支給制度につきましては、通院、それから入院の医療費助成対象年齢、これが未就学児までとして現在となっておりますけれども、県のほうにおいては、平成28年10月から診療分が対象年齢を小学校6年生まで拡大をする予定となっております。これにより、柳川市を含めた県内の大半の自治体においては、県の制度改正に合わせた形で助成対象年齢の拡大に向けた準備を現在やっているところでございます。

以上でございます。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございます。消費税も来年また上がりますので、いっちょ頑張っていたきたいと思います。

それでは、柳川市においては、これから人口の減少を食いとめる手段としても、子育てのしやすいまちづくりの一環として、医療費無料化の検討はぜひお願いをし、この質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは次に、柳川観光について質問をしますが、市の観光の施策は、白秋、また川下り、おひな様めぐりを中心に展開をされていますが、これ以外の観光の資源としてはどのようなものが考えられますでしょうか。いっちょお尋ねをしたいと思います。

観光課長（松藤満也君）

三小田議員の御質問にお答えします。

柳川市観光まちづくり推進委員会から、昨年の12月でございますが、観光まちづくりの実現に向けた提言をいただいております。提言では、4本の柱と12本の事業を上げていただいております。その中で、お客様の満足度を高めるための受け入れの質の向上として、滞在力強化事業があります。滞在力を強化できるメニューの開発が議員質問の他の観光資源に当たると考えております。

「おもてなしの心日本一」事業で「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりを推進することで受け入れ環境を向上させるとともに、滞在力強化のため、柳川ならではの地域資源を磨き上げ、ニーズに即したメニューの開発・拡充を行い、柳川の魅力や楽しみ方などを掘り起こし、さらに情報を届けることが重要であると考えております。地域資源を磨き上げる取り組みとしては、着地型観光として取り組んでいる「ゆるり旅」を実施しながら、歴史や文化・まち歩きなどの柳川の魅力や楽しみ方の掘り起こしを行っております。また、有明海ツーリズムではムツかけを実施するとともに、くもで網を設置し有明海での楽しみ方を体験できるメニューを充実させたいと考えているところでございまして、先日の臨時議会で御承認いただきました地域版DMOにおける受け入れ環境の整備を進めたいというふうに考えているところでございます。

さらには、提言でいただいておりますナイトメニューの充実について、夜の川下りなどについて、観光協会を初め関係機関と協力しながら進めております。市としましても、体験型メニューの開発・拡充やナイトメニューなど新しいメニューを開発することによって、滞在力が強化され、有力な観光資源になると考えているところでございます。

以上です。

21番（三小田一美君）

それでは、今から売り出していく観光資源も幾つかあるようですが、やはり旧城下町、柳川藩の史跡や掘割を生かすためには藩のシンボルであるお城が不可欠ではないでしょうか。

私、これ何回か一般質問したと思いますが、観光地の多くはお城を中心に観光資源の展開をされているところは観光客も多くリピーターも多いように感じますが、いかがでございましょうか。市において分析をされている資料があれば、いっちょよろしくお願いをしたいと思います。

観光課長（松藤満也君）

藩のシンボルであるお城が不可欠ではないかということでございますけれども、藩政のころにおいてはお城がシンボルであったことは間違いのない事実だというふうに思います。しかしながら、現在においてお城がある観光地において、お城のあるなしでのリピーター率の違いについては、申しわけございませんが、把握しておりません。いずれにしましても、お城をシンボルとして再建したいとの声が高まって、それを見きわめていくことが重要だと考えております。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。やはりお城は、それはどこの、全国行っても、それはみんな栄えとっですよ。金額の何十億円かかろうが、あれは絶対に進めてもらうほうが一番よかですよ。

私も、今度はもう最後やっけん、どげんするかんと、私は今度はもう一般質問せんけん、するかん、つくらんかんち言おうごたるばってんですね、まだまだ執行部もお考えのあろうけん、そこまではちょっと言いませんが。

それでは、次に行きたいと思いますが、現在、中国を初めアジア各国から多くの観光客の皆さんが大型のクルーズ船でお見えになっておりますが、柳川市においては、一度に100人規模のお客様を受け入れ、昼食を提供する施設や、また、免税適用の買い物ができる施設、また、各国のクレジットカードの使用ができる施設はあるでしょうか。

お見えいただいたお客様が昼食をとったり、また、お土産を買ったりできる施設がないでは、甚だ心もとないと言わざるを得ません。

柳川観光の中心施設として、柳川城を再建されて、城内には地域の特産物の販売所を設け、お城の大広間で昼食をとれるといった観光の中心施設として検討する時期が来ていると考えますが、よかなら市長よろしくお願ひしたいと思います。

観光課長（松藤満也君）

少し前段の部分のところを観光課のほうでお答えしたいと思います。

昼食の会場として100人以上収容できる施設ということでございますが、約10店舗ございます。修学旅行とかの誘致活動の際などに御紹介しているところでございます。免税店登録の施設については、市内に数店舗だけではないかということでございます。また、外国のクレジットカード、中国の銀聯カードとかいうところでございますが、全てを把握いたしておりませんけれども、一部の店舗、宿泊施設で利用できるということでございます。

なお、免税の一括カウンターについて、今年度地方創生事業を活用して整備を検討いたしてみましたが、ランニングコストなどの課題がすごく多くて、当面整備は見送ることといたしておるところでございます。

私からは以上です。

市長（金子健次君）

三小田議員のお城の再建のことについてお答えをさせていただきたいと思います。

現在、柳川市民のところ柳川城再建の署名活動をされておられます。署名活動については1万筆集まったということで私のほうにも報告がございました。また、ことしの春にはあの城跡でコンサートを開催されて、たくさんの皆さんがそれに聞き入るということで盛り上げをされているところでもございます。また、西鉄柳川駅等々でも署名集めをされているこ

とで伺っておりますし、いろんな取り組みをされております。そのほかに、ほかの団体でも来年の3月の初めには一夜城と申しますか、模擬城をつくりたいということで話を伺っているところでもございますし、今その準備として市内の高校生の美術部がその絵を描いておるといようなこと等をお聞きいたしております。

柳川城の復元に向けた取り組みというのは、行政だけではなく、議会や市民、関係者の皆様の思いが一つになって初めて動き出すものというふうに考えておりますし、市民の皆様の機運がさらに高まることを期待いたすものでございます。

私自身も滋賀県の長浜城を、あそこは豊臣秀吉が築城いたしまして、それを解体して彦根城をつくっておりますけど、再建をされております。再建されたことによって、そのまち全体が非常ににぎわっているということも承知をしておりますし、先日11月1日の白秋祭水上パレードには長浜市の藤井市長もこちらにおいでいただきましたし、観光協会の会長もおいでいただいて、いろんなアドバイスというか、情報交換をこれからもやっていきたいというふうに考えているところでもございますので、こういう機運が盛り上がることを、市民の機運が盛り上がることを期待いたしているところでございます。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。これで私のお城の再建はもういたしませんので、いっちょよろしく前向きにお願いしたいと思います。

これからますます人口の減少が進む中で、特に、もう最後でございます。特に生産人口の減少が予測される中で、財政の規模は縮小を余儀なくされて、借金の返済が重くのしかかってくることになるかもわかりません。

市においても、みやま市と共同事業で建設する新しいごみ焼却場の建設を機に、今まで手を加えることのなかった一般廃棄物収集運搬業務や処理業務の見直しに着手していただき、また、最小の予算で最大の効果を上げる方策を検討していただきたいと、そういうふうに心から思っております。

観光においては、国内はもとより海外からお客様のニーズを把握し、有効な誘致の方策に取り組んでいただき、若い世代の皆さんが、柳川に住んでよかったと、また暮らしてよかったと、また移住してよかったというまちづくりをしていただきたいと。また、市の職員の皆さんの英知を結集して努力をしていただくことをお願いして、私の一般質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時2分 休憩

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、2番江口義明議員の発言を許します。

2番（江口義明君）（登壇）

皆様お疲れさまです。2番江口義明です。

ただいま議長のお許しがありましたので、通告に従いまして、質問させていただきます。

私は昨年10月、柳川市議会選挙において、多くの皆様の御支援のおかげをもちまして当選させていただきました。そのとき聞いたこと、見たことを忘れずに、市議会議員としての日々の活動に生かしていきたいと深く思っております。

柳川市民の皆様は、市や市議会に多くの期待をされております。その市民の皆様の負託に応えるため、一生懸命頑張っております。

そこで、きょうは地域の皆様と一緒に活動した中で感じたこと、考えたことについて、市長にお尋ねさせていただきます。

初めての一般質問となりますので、要領を得ない質問になるかもしれませんが、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、観光全般について御質問いたします。

私は、沖端に生まれ育ち、日ごろから観光客の皆様と住民の方々の生活を見てまいりました。現在、柳川市には多くの観光資源があり、さまざまな取り組みがなされております。さらに、総合的な観光資源の開発がこれからは必要だと思っております。

観光とは、本来、そこに住む人々とそこを訪れた方々との触れ合いがあってこそその観光だと常々考えております。柳川には自然の豊かさと歴史的な遺産が数多くあり、そこを訪ね歩く観光客も徐々にふえてきているように感じます。

北原白秋先生が愛した水郷柳河、人と水を分断するものは何もなく、まさに水辺が近くにありました。

また、戦後間もないころは、掘割の水でお米をといたり、野菜を洗ったりしていたという話を祖父母から聞いておりました。そういったことを思いながら、質問させていただきます。

先ほどの三小田議員の質問と重複するところがあると思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は、水路と一体化した城下町の整備が、これからの柳川の観光の基本となるべき将来の姿であると思っております。もともと柳川の堀にはガードレールやガードパイプはありませんでした。市長は子供のころ、川や堀で遊んだ経験はございませんか。そこは格好の遊び場で、いろんな経験をされたことと思っております。

現在、沖端の水天宮周辺には、全くガードレールはなく、その景観が多くの方から愛されているため、たくさんの観光客が沖端を訪れているのではないのでしょうか。ガードレールやガードパイプのない掘割の整備について、市長の考えをお尋ねいたします。

あとの質問については、自席より行いたいと思いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

水路課長（松永泰治君）

市長にお尋ねでございますが、私のほうからお答えさせていただきます。

議員言われますように、沖端水天宮周辺には、防護柵がないので、すばらしい景観を醸し出しています。観光客のよい散策路にもなっております。沖端周辺には、柳の街路樹やベンチなどが設置され、これらが防護柵のかわりになっていると思っております。これからも景観に配慮しながら、整備していかなければならないと考えております。

また、柳川市内の水路の防護柵についてでございますが、現在、転落防止のために設置しているガードレールやガードパイプ、公共施設の管理に必要なフェンス等があります。交通安全上で申し上げますと、スクールゾーンなど、歩行者が水路に転落しないためのガードパイプや車が転落しないためのガードレールが必要な箇所があります。また、水路の構造や大きさなどによって防護柵が必要となりますので、場所などを考慮して設置していかなければならないと考えております。

以上です。

2番（江口義明君）

ありがとうございました。交通安全上で必要というのは、重々承知しております。先ほども言われましたように、やはり防護柵がないと、すばらしい景観になります。ぜひ、必要のないところには設置せず、今後必要とされているところに設置していかれる場合は、景観に合った防護柵設置の検討をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

柳川市は水のめぐるまちであることについて、どのような認識がございますか、お尋ねいたします。

また、柳川市を訪れて最初に出会うのは掘割であります。多くの観光客の皆様が川下りを楽しんでいらっしゃると思いますが、柳川はよかった、また来ようと思って帰られた方がどの程度柳川を再訪されているのでしょうか。リピーターは把握されておりますか、お尋ねいたします。

観光課長（松藤満也君）

江口議員の質問にお答えします。

本市をめぐる掘割は、先人の知恵と技術によって築かれ、かつては生活用水に、また、現在でも農業用水や防火用水として利用されており、市内に水を得るための貴重な財産である

と同時に、歴史的な遺産であり、特に城堀は独特の景観や風情があり、市の大切な観光資源であると認識しております。

また、リピーターを把握されているかとの御質問ですが、リピーターの割合については、平成23年度が49.4%、平成26年度が55.8%となっており、調査結果から見ますと、柳川を複数回訪れていただく観光客はがふえておるといこということでございます。

以上です。

2番（江口義明君）

ありがとうございました。平成23年度は49.4%、26年度が55.8%ということで、年々増加はしておりますが、さらにリピート率を上げ、観光客を誘致するには、私は水質改善が必要であると思います。そのためには、総合的な取り組みと人と水辺が近くなる水路整備も必要でございます。

そこで、次の質問です。先ほどの観光課の答弁にもありますように、城堀は昔ながらの景観や風情があり、市の大切な観光資源であるということでもあります。リピート率をさらに上げ、観光客をふやすためには、掘割が醸し出す憩いや安らぎをさらに追求するとともに、水質の改善、特に透明度も必要な要因だと思います。現在の掘割にはたくさんの魚が息づいており、その姿を見ることはなかなかできません。おもてなし日本一を掲げる柳川市にとりまして、澄んだ水、清らかな水を取り戻すことが最も大切であると考えますが、現在の掘割の水は清流とは呼べないと思われま。さらなる水質浄化についてのお考えをお尋ねいたします。

水路課長（松永泰治君）

水の清らかさを保つための水質浄化ということでございますが、川下りコース沿いなどでは、お客様をお迎えするに当たり、早朝から清掃を実施し、きれいな景観を保たれております。市としましても、掘割の日の清掃活動や、今年度6回目となる堀と道クリーンアップ大作戦などへの参加により、市民の皆様の意識の中に掘割への愛護の気持ちがさらに深まっていけばと考えております。

先月の11月3日に全国水都ネットワークフォーラムが柳川市で開催されました。このようなフォーラムなどにより、市民の皆様の掘割への愛護の気持ちがより一層深まることが水質浄化につながっていくと考えております。そして、水のきれいさとおもてなしの心で観光客を迎えていきたいと考えております。

また、議員御承知のとおり、柳川市は矢部川を水源としており、その最下流に位置しております。上流から流れてきたこの水は、そのままの水質で下流まで行き渡らせ、循環させることが大切であります。つまり、使った水をきれいにして、水路に戻すことでもあります。そこで、本市は合併浄化槽設置の推進と公共下水道で水質浄化を図っております。合併浄化槽の設置につきましては、国庫補助に加え、市単独の補助を上乗せするなど、特に力を入れて

おります。また、公共下水道につきましても、今後普及率のアップに努めていき、掘割の水質向上を図っていきたいと考えております。現在も市内の水路で民間による水質浄化実験を実施しております。これらにつきましても、実験結果の検証を行い、費用対効果を見ながら、今後の水質浄化について検討していきたいと思っております。

以上です。

2番（江口義明君）

ありがとうございました。水路課長から、現在、民間による水質浄化実験を検証し、検討していくという答弁をいただきましたので、今後大いに期待いたします。

私も掘割に育ててもらった者として、掘割の水が市内全域に澄み渡ることで地元の方、観光に訪れた方が喜ぶ姿を近い将来、拝見できますことを楽しみにしております。

それでは、次の質問に入ります。

柳川の城主、立花宗茂公は1600年の関ヶ原の戦いにおいて、西軍につき、敗れたため、柳川を追われましたが、その後、柳川藩の再編により、返り咲いた武将として有名であり、熊本城主の加藤清正公も一目置くほどの人物であったとのことでもあります。柳川の北原白秋先生と並び、偉大な方であり、立花宗茂公が柳川に帰ってこられたのが1620年で、2020年に400年となります。そこで、400年の記念のイベントを開催してはと考えますが、市長の見解をよろしく願います。

市長（金子健次君）

江口議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、立花宗茂公は、柳川藩の初代藩主でありまして、偉大な方であるということに間違いございません。義を貫く最後の武将と言われておりまして、歴女からも大変ファンが多いというふうに言われております。

400年の記念イベントについては、絶好の機会だというふうに思っておりますし、このほかに17代当主の立花さんの奥様、もう亡くなってありますけど、100歳まで生きられました立花文子さんの本が出版されております。自叙伝が。「なんとかなるわよ」という形でその後出版されまして、その本を昨年、渋谷のNHKに送りまして、朝の連続ドラマに採用できないかと、ずうずうしく遠藤プロデューサーに押しかけて、1時間ほど話をさせていただきました。結果的にはもう2年ぐらいずっと決まってあるということのお話もありましたし、そのときに改めて宗茂の話をいたしました。そして、できなくても、宗茂や闇千代とかおりますので、そういう題材についてもドラマ化もお願いしたいというふうに話をしてきたところでございます。

こうすることで、400年の記念イベントについても私は賛成であるし、柳川城の再建活動と連動することは大変素晴らしいことではないかなというふうに思っているところです。

以上です。

2番（江口義明君）

ありがとうございました。やはり立花宗茂公は先ほども市長が言われましたように、柳川藩の初代藩主で偉大な方です。ぜひとも400年の記念イベントを開催していただきたいと思います。よろしくお願いします。

さらに、柳川藩といえば、水の城と言われた柳川城でございます。「柳川三年肥後三月、肥前、甘木は朝茶の子」とうたわれるほどの難攻不落の名城であったとのこと。この柳川城の再建を多くの方が望んでおられ、実現に向けて働きかけ、署名も1万5,000以上集まっておるとのことですが、このような動きに対しまして、市長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

市長（金子健次君）

午前中の三小田議員の質問にもお答えいたしましたけど、柳川城の再建の署名活動については、江口議員も頑張っておられますけれども、ニュースの発行やイベントが開催されていることについては、私も承知しております。

柳川城の復元に向けた取り組みは、先ほど申し上げましたけど、行政だけではなくて、議会や市民、関係者の皆様の思いが一つになれば動き出すものというふうに思っているところでございます。署名については、1万5,000人近くのやつを私のほうにお持ちいただきました。これからもその運動をやっていきますということで帰られたんですけども、5万人を目標に署名活動をなされておるといふふうに伺っております。議会では市民の皆様の機運がさらに高まることを私も期待をいたしているところでございます。

2番（江口義明君）

ありがとうございます。お城の再建の動きにつきましては、あらゆる面から御検討をよろしくお願いいたします。

お城の再建には、もちろん多額の費用が必要であることは十分承知しております。先ほど三小田議員からも質問がありましたが、市長は滋賀県長浜市、長浜城を見に行かれたとお聞きしておりますが、その感想をもう一度よろしくお願いします。また、長浜城の建設の過程と資金調達がわかれば教えてください。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

それでは、長浜城再建の経緯を、長浜城の当時、滋賀県に行きましたときに、歴史博物館から館長に説明をしていただきました。そのことについてお話をさせていただきたいと思っております。

長浜市では幾度となく再建の機運が盛り上がっては消えていったと、そういう経過があったそうです。地元企業などから150,000千円の寄附がありまして、それが起爆剤となって、子供からお年寄りまで寄附の申し出が相次ぎまして、結果的には8,200人から430,000千円の

浄財が集まったそうでございます。

長浜城そのものは、博物館と書いてありますので、恐らく、国の助成を受けたんじゃないかというふうに思っております。総事業費、当時では1,040,000千円というふうにお聞きしております。補助金を活用し、市の財政負担はゼロだったというふうにお聞きしております。私びっくりしたんですけども、なかったということでございます。

また、近江商人の思想であります、お客様が心から満足し、商いを通じて地域社会の発展や福祉の増進に貢献する、このことを受け継ぐ土地柄ですかね、人柄と、さまざまなまちづくり活動やボランティア活動で培われた市民の底力の集大成として共感を呼んで機運が盛り上がったというふうにお聞きいたしました。長浜市役所のほうは、黒子に徹して支えていったというふうに聞いたところでもございます。

長浜市を訪問いたしまして、柳川市においても長浜市同様に市民の底力による機運が高まれば、柳川でも可能性は秘めているんじゃないかと、あるんじゃないかというふうに感じているところでございます。

午前中申し上げましたけど、そういうことが御縁で、11月の白秋祭には、長浜市の藤井市長、または観光協会の岸本会長にもこちらにぜひ来てくださいということで、川下りをしてくださいということでお話をして来ていただきました。総勢5名の方にお越しいただき、今後も長浜市とは交流を深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

2番（江口義明君）

ありがとうございました。長浜城再建の経緯を聞きに行かれたということは、少なからず、お城の再建をと考えてあると思いますので、再建を望む多くの方々にアドバイスなどをしていただきますよう、よろしく願います。

近くの熊本城の例を挙げれば、再興に関して、県を挙げ、1万円城主運動を盛り上げ、県民全員に呼びかけ、現在に至っていると伺っております。例えば、柳川市のふるさと納税を、城を再建するために使うことは可能かどうかお尋ねいたします。

観光課長（松藤満也君）

観光課のほうからお答えしたいと思います。

熊本市が行っている熊本城での一口城主制度ということでございます。議員がおっしゃるとおり、集められた寄附金を熊本城復元整備基金に積み立てて、熊本城復元整備事業の財源に充当しているということでございます。これを柳川に置きかえた場合でございますが、現在、具体的な事業の計画や内容が定まっておりませんので、現時点でふるさと納税を使うかどうかの議論には、まだ入れないというふうに考えております。今後どのような再建計画がされていくのか、市がどのような形でかわっていくのかを十分検討した上で、その可能性を探っていければというふうに考えております。

以上です。

2番（江口義明君）

ありがとうございます。柳川城再建という大きなプロジェクトを完成させるためには、官民が一体となり、進めていかなければならないと思っております。前向きな考えで柳川城再建に向けたさまざまな取り組みへの積極的な御支援をよろしくお願いいたします。

最後に、商工会議所を初め、諸団体により模擬城の構想があるようですが、このことに対して市長はどのようにお考えでしょうか、もう一度よろしく申し上げます。

市長（金子健次君）

指名ですので、私のほうでお答えしたいと思います。

場所が柳城中学校の横の城跡ということで、あそこに建設を考えております。3月1日につくりますということで、きのう、商工会議所の会頭のほうからお話がありました。内容的には、模擬城という形で、今、市内の高校生の美術部が描いていて、高さとしては15メートルぐらいの高さということで、かなりの高さになると思いますけれども、安全性を考慮しながら、建築をしていきたいというふうにご考慮されておられますので、それもライトアップしながらということでご考慮されておりますので、結構話題になる、ニュース性があって、そのことによってまた機運が盛り上がるんじゃないかというふうには思っております。

以上です。

2番（江口義明君）

御答弁ありがとうございました。私はこの模擬城の構想が柳川城再建に向けた最初の取り組みであると考えております。本市のトップとして、将来の柳川に生まれ育つ子供たちのためにも、そこで生活する市民のためにも、市長の強力なリーダーシップを発揮していただき、ますますの柳川の発展のために頑張ってくださいようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、江口義明議員の質問を終了いたします。

第4順位、14番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

14番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

14番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ました。本年最後の一般質問をさせていただきます。

ことしもいろんなことがありました。その中で、私にとって一番うれしかったこと、それは西鉄柳川駅が新しくなって、東口が完成をし、西口から東口へ自由通路もでき上がったこととあります。金子市長の御苦勞に対し、心から感謝を申し上げます。何といたしても、あんな立派な柳川市の玄関口ができたのも、地元住民の皆さんの一人一人の温かい御協力があつたからこそであります。このことは、いつまでも忘れてはならないと思っております。私はそ

う念ずるものであります。

先月の25日にノリの初入札会が開かれました。大変心配される結果となりました。きょうは第2回目の入札会が予定されていると思います。結果についてはどうなったか、懸念をしております。

ことしの冬は一向に寒くならず、エルニーニョ現象で暖冬と言われております。昨年も全く同じ暖冬と言われておりましたが、幸いにして冷え込みが厳しく、持ち直しまして、過去で2番目の大豊作となりました。ことしも昨年と同じく、一日も早く天候が平年並みの寒さとなって、ノリにとってよい結果となるように心から祈るものであります。

さて私は、今回の一般質問は、柳川市の地方創生にブレーキになるのではないかと大変心配しています西蒲地墓建設のその後はどうなったか。次に、夜になると大変暗くて不安な久末カントリー前の東西の道路に防犯灯をつけてほしい、3番目、来春4月からの電力の自由化に伴う電力会社の選定はどうするのか、4番目に、老朽化した空き家を解体して更地にしたら、税金は上がるのか。5番目に、保育所の大幅値下げに英断を、最後に、新御鷹見橋兩岸土手道に「止まれ」の文字と停止線をの以上6項目について、執行部の所見を伺いたいと思います。

あとは、自席にて質問します。議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

14番（矢ヶ部広巳君）続

まず最初の、西蒲地墓建設その後について伺います。

ただでさえ当市の人口は、毎年700人ずつも減っております。どこの自治体も人口減少にいかにか歯どめをかけるのか、大きな社会問題、政治問題となっております。

そこで、この西蒲地の住宅地として一番最適な場所に墓をつくることは、どげん考えても私は納得できません。柳川市民が墓不足で困っているならば別であります。この柳川市、城下町であります。殊のほか、たくさんのお寺が存在をしております。私もお寺の世話をさせてもらっていますが、何で西蒲地に800余りの墓をつくらやんとか、何か裏があつとやないか、そういうふうなうわさもあることも事実であります。何とかこの墓建設を取りやめてもらいたいというそんな声をあちこちでたくさん聞いております。それだけにこの墓建設の行く末が心配の種となって、関心の深さは非常に大きなものであります。9月議会の一般質問の後、その後どうなったのか、答弁をお願いいたします。

農政課長（林 誠君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

霊園に関する農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外の事務処理につきましては、先ほど矢ヶ部議員が言われました9月議会の答弁においては、県の担当部署に意見照会し、協議の段階まで御説明申し上げていました。その後、担当部署との協議も終了し、農業振興

地域整備計画案の公告と農業振興地域の整備に関する法律11条の公告が終了したところです。

今後、整備計画変更8条協議を再び県の担当部署と行い、最後に農業振興地域の整備に関する法律第12条公告を行いましたところで農振除外の事務手続が終了します。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

それでは、もしも墓建設ができる、墓ができるとすれば、いつごろ工事に着手されるのかと、そういうところについてわかる範囲で答弁をお願いいたします。

農政課長（林 誠君）

工事はいつから始まるかという御質問だと思いますけど、工事はさきに申し上げていましたように、農振除外の手続が終了後、農業委員会への転用の申請や生活環境課への墓地経営許可の申請などの手続の全ての手続が終了したところの後になると思います。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

結局、ちょっとその前に、墓建設のメリット、これは柳川市としてどう考えておるのか。さきの建設では、答弁によりますと、墓は特殊なものだから、固定資産税も入らん、何もメリットはないという答弁でありましたし、市としてどのようにこの柳川市のまちづくりを考えてあるのか、非常にやっぱり疑問があります。この墓をつくることによって西蒲地が潤って、人がたくさんにぎわうのかどうなのか、どう思っているのか、御答弁をお願いいたします。

農政課長（林 誠君）

今回の霊園建設は、公園墓地をコンセプトにしていることから、樹木、花などを活用していくことから、地域で生産された花や木の消費につながると思います。また、親族のお墓があることにより、ふるさとへの愛着や親しみが生まれる要因の一つになるとも考えられます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

墓があるけんがら、墓参りに来らっしゃると。だから、潤うやろうと、その辺の考え方は果たして今の時代に合うのか。もう墓のあるけん、せからしか、参りげ来んというのが今の実態やないですか。日本全体、非常に先祖を守るとか、そういうふうなことやない、親孝行でさえも、今、死語になっているというのが現状であります。

県は、農振地除外は地元の農業委員会が認めたから、今度県は私は許可したんだろうと思います。地元がオーケーにしておるもんやけん、県は何も反対をするわけがないという結果で私は結論を出したんではないかと思えます。

これから最終的に、果たして柳川市にとって西蒲地に墓を800余りもつくるのが、吉と出るか、凶と出るか、子や孫、末裔に汚点を残さんように、くれぐれも慎重なる対応を期待

したいと思いますが、どうでしょうか。

農政課長（林 誠君）

これからまた墓に関する詳細につきましては、生活環境課や、また転用につきましては、農業委員会との申請が行われていくと思います。その段階でまた協議等を詳しく協議されていくと思いますので、その点を含めてまた計画を練っていかれると思いますので、今後にそういうことを考えて行っていきたいと思います。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

この墓は、公園化するから、人が集まってくるだろうという、そういう淡い期待をどうも市としては持っているようですが、私はそんなことになることはないと思います。それでこの質問はこれまでにいたします。

次に、久末のカントリー前の東西の道路であります、に防犯灯をつけてほしいということの質問をいたしますが、今では夜の5時ごろになりますと、薄暗くなります。二ツ河小学校の生徒さんも、三橋中学校の生徒さんも、暗い夜道を不審者にいたずらされないだろうかと不安いっぱい下校をされております。じいちゃん、ばあちゃん、お父さん、お母さん、大変心配で、暗くなったら、お父さん、お母さんが帰ってきてから、もうすぐにでも子供を迎えに行っているような家庭もあるようです。

地域の皆さんの温かい気遣いで見守り隊も結成をされております。本当にその行為には頭が下がる思いで、感謝をいたしております。

そこで伺います。確かに市当局としては、あの道は暗いと思われているのか、イエスかノーかで答えてください。

安全安心課長（松藤敏彦君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをいたします。

三橋町久末にありますJ A柳川のカントリーエレベーターの北側道路につきましては、道路脇に民家がなく、田畑のみでございます。そのため、夜間になりますと、暗い状況でございます。

14番（矢ヶ部広巳君）

本当に暗いのは事実であります。ならば、防犯灯をつけてもらいたいというのが地域住民の願いではありますが、いまだに防犯灯がつけられていないというのは、何か障害があるのかどうか、お答えをお願いいたします。

安全安心課長（松藤敏彦君）

防犯灯の設置をする際に支障となるような事案は、周りの環境への配慮というのが問題になります。特に、田園地帯に設置する際は、防犯灯の設置の支柱が耕作の際に支障にならないか、また、照明に害虫が集まってくることもありますので、病害虫の問題、さらには、照

明によりまして、作物の生育に支障が出て、減収になることも懸念をされます。そういったことから、防犯灯を設置する際は、周囲の地権者から設置の同意をいただいてから設置をしている状況でございます。こういった手続を経て設置をしたにもかかわらず、設置後に作物被害による地権者からの申し出などにより、防犯灯の点灯を取りやめたというようなケースも少し出ております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。つまり、防犯灯をつけることによって、そこに明かりを求めて虫が来ると、害虫が来ると、そこでつくってある米や麦や、あるいは豆ですかね、非常にできんと、だから、つくことは防犯灯をつくることはまかりならんということであります。それはもう当然、そうだろうと思いますが、その近くの地権者が米がとれんごとなるばん、でけんばんと言うたら、それはもう絶対だめですもんね。当局としてもどうされてないと思いますが、そうなった場合は、特別に警察署あたりに相談をされまして、パトロールを多くしてもらおうとか、そういう手だてをお願いを　もちろんお願いはされておりますが、そういうのをさらに警察当局等に声をかけてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

安全安心課長（松藤敏彦君）

通学路として利用をされる場合、夜間にそういった状況になる場合は、学校のほうは少し遠回りになっても明るく、そして安全に帰れるという道を通りなさいという指導をしてあるようでございます。あの地区は、非常に田畑が多くて、人通りも少ないということもありますので、夜間等で、もし人が通る場合は危険なこともあると思いますので、警察のほうにもそういった注意のほうをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

やっぱり自分の孫、子供というのは家族にとっては非常に心配なんですよ。ましてや、今、不審者があっちこちおるという状況でありますから、なおさらそういう不安は募るばかりであります。どうか最善の努力をしていただきまして、そういう事故が起こらないようお願いをしたいと思います。

それでは、この項を終わります。

次に行きます。電力会社の選定であります。

御案内のように、新年度から家庭電力を含め、電力小売の完全自由化が実施をされます。そこで伺いますが、来年度から柳川市として電力会社の選定については、どういう考えを持っておられますか、伺います。

財政課長（島添守男君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

電力小売の完全自由化は、来年4月から予定されておりますが、契約電力が50キロワット以上の顧客に対しては、2003年の電気事業法の改正により自由化されておりました。そこで、これに該当する3庁舎の電力料金に関して、電力供給会社を変更した場合の利用料金を試算するため、平成25年度に現在契約している事業所とは別の事業者から見積もりをとり、比較検討をいたしました。その結果、現行の電力供給会社から切りかえることによって、多少の削減にはなるものの、その削減の見込み額は3庁舎合計で年間340千円、3庁舎光熱費合計の1.25%というふうに試算されまして、これは節電の取り組みによって実施できる金額であり、切りかえ事務手続などを行うほどの効果は期待できないということがわかりました。

このような経緯がございまして、現時点では平成28年4月に向けての特段の準備は行っておりませんが、今後も電力の供給事情の変化を見ながら、検討作業は引き続き行っていきいたいというふうに考えております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

確認をしますと、50キロワット以上の消費電力のあるところについては、もう23年度から自由化になっておったと。だから、調べてみた。その結果、340千円で1.25%しかあれがなかったと。そこで、それだけならば、節約でまとまろうやかと。だから、今度は調べておりませんということでございますかね。

財政課長（島添守男君）

財政課で引き続き御答弁いたします。

先ほど申し上げましたとおり、2003年に50キロワット以上のところは自由化となっております。試算した金額が、年間340千円です。3庁舎合計で年間340千円でした。これが3庁舎光熱費合計の1.25%ということですから、これは現在も冷暖房の時期の前に3庁舎で節電の取り組みについて協議を行っておりますが、その際に行った際に、これぐらいの金額でしたら、3庁舎の節電取り組みで十分クリアできるので、今のところこれは見合わせておこうということで今現在に至っておる次第でございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

さらに確認をさせてください。

2003年だから、つまり、今から12年前にそういうことをしたということですかね。

財政課長（島添守男君）

繰り返し財政課でお答えいたします。

電気事業法の改正が2003年に行われまして、その際に契約電力が50キロ以上の顧客に対しては自由化になっておったと。私も検討したのは平成25年度です。25年度にその前1年間の電気料を資料として集めまして、それをもとに試算をしていただきました。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

わかりました。何といいましても、初めてのことであります。くれぐれも慎重なる選定をお願いいたします。

よかったら回答をお願いします。

財政課長（島添守男君）

先ほども申し上げましたとおり、今後の電力の供給事情というのがいかに変わるかというのが、それを見据えながら、今後も慎重に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。この項を終わります。

次に行きます。4番目の項であります。更地にしたら固定資産税は上がるのかと。全国で空き家が820万戸、福岡県内では32万戸、我が柳川市では住宅が2万5,590戸ありまして、そのうち、空き家は2,970戸、空き家率は実に11.6%、10戸に1戸が空き家となっておりますというのは9月議会の立花純議員のときの一般質問による回答であります。何もこの柳川市のみならず、この空き家問題、少子・高齢化、さらには核家族化が急速に進み、全国的な社会問題となっております。

そこで、国の空家対策特別措置法を本年5月に全国施行されることとなりました。例えば、現在建っている家がかかなり古くなって近所にも迷惑をかけておると。当然、市からも危ないけん、よかならちょっと解体ばしてくれんかという要請も受けておる。ところが、建物を解体してしまって更地にしたら、固定資産税が最高で6倍にはね上がるということでありまして、わかりやすく説明をしてください。

税務課長（木下 隆君）

住宅を全て解体し、更地にした場合の土地の固定資産税に関する御質問にお答えいたします。

議員お尋ねの税制度は、住宅用地に対する課税標準の特例でございまして、土地に対する税負担を抑制することにより、住宅建設を推進するなどの理由から、住宅が建っている場合に限って、当該用地に対する固定資産税を本来の額より安く抑えるという特例的な制度でございまして。

具体的には、当該住宅用地のうち、200平方メートルまでは本来の固定資産税を6分の1に、200平方メートルを超える部分については、当該用地に建っている住宅の床面積の10倍までという上限はありますが、本来の固定資産税を3分の1に抑えるというものでございまして。しかし、議員お尋ねの住宅を解体し、更地とした場合は、その土地に住宅が存在しないこととなります。このため、6分の1、または3分の1の特例的な制度の適用がなくなり、

土地の固定資産税は本来の税額に戻るようになります。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

そうなった場合に、そんならあげん言われるけんがら、市からも言われよる、近所にも迷惑をかけよる、そんならもう解体しよう。もちろん解体するには金も要りますが、そうした場合に、そげん思っとった人が、いや、そげん税金が、固定資産税が6倍とか3倍とか上がるなら、ちょっとねということで決心がつかずにためらう人が私は出てくるのではないかと思います。あらゆる機会を通じて、国や県に見直しを働きかけるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

税務課長（木下 隆君）

ただいまの矢ヶ部議員の御質問にお答えしたいと思います。

家屋を解体し、更地になった場合、当該土地の固定資産税は高くなるのではなく、本来の税額に戻るものではございますが、矢ヶ部議員が言われるように、実際に税金を納付する側から考えますと、高くなったと感じられる方もいらっしゃると思います。このため、矢ヶ部議員が言われるような住民の声があるということについては、御要望として承っておきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

14番（矢ヶ部広巳君）

固定資産税は、ずっと、家というのは二、三年に一遍建てるわけやなかわけやから、ずっと建っている、あるいは親が建てたとを自分がもらって、ずっと税金を払っているわけです。税金は昔のまま、何も特例措置で6分の1とか3分の1に下がっておるち思うとる者は、私はいないと思うんですよ。それは市の仕事をしてある方なら、特例として更地の場合よりも家を建てたら税金が6分の1、3分の1になっておるということを知ってあると思いますが、そういうのを理解してある人は、私は少ないと思います。私もこれに気づいたのは、9月議会で白谷議員がそういうふうに言われました。6割も上がると。そして、その後、新聞にそういうのがずっと載っておりましたし、テレビでも言いましたから、あら、そうやったのかということで、改めて勉強し直して、はあ、そうやったのかと理解したわけではありますが、そういう住民の方は私はかなり多いと思うんですよ。22名の議員の皆さんでも、私は半分の人がそうやなかるうかと思うんですが、どうでしょうかね、そういうのの教示といいですか、特に解体をしようかと思ってある人については、よくそこも説明した上で解体を要請するとか、協力を要請するとか、必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

税務課長（木下 隆君）

矢ヶ部議員の御要望は十分受けとめて、今後、関係各課との協議に備えていきたいと思っております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

私、実態がそうやろうと思うんですよ。ほとんどの人が、あら、俺は言われるとおり、協力し合ったところが、税金がぞうたんのごと、6倍にも上がったというなら、やっぱり、ああと思うですよ。そういうことについては、市民にもよく説明した上で、今後空き家対策で解体したりなんかそういうするときは、協力をすると、そういうことをよく説明した上で、やっぱりそれは私は必要じゃないかと思う。そうせんならば、受けた人は、ぞうたんのごと、だまされたばいと、税金はずっと払わやんわけですからね、それは必要じゃないかと私は思います。

それでは、次の項に入らせていただきます。保育料の大幅値下げの英断をとということであります。

御存じのように、近隣では大木町が一番安かったと思います。それが本年4月から、つまり、本年度から、今度はこの近隣では、大川市が大幅に値下げをされまして、大川が一番安くなったと言われております。結果、若い人で持ち家住まいの人は別ですけれども、アパートとか、そういうところに住んである人は、身軽でありますから、そんならもう1カ月に10千円も違うなら、1カ月に20千円も違うなら、そりゃ保育料の安かところに入れる、子供1人も2人も3人もおるといふなら、やっぱりそういう気持ちになりましょうし、既に大川市に転出された方もあるという話も聞いております。

そこで、当市も財政的にもいろいろ苦しいとは思いますが、来年4月から大幅に値下げされるべきではないかと思いますが、所見をお伺いします。

子育て支援課長（田中勝裕君）

矢ヶ部議員の保育料の見直しに関する御質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度が本年4月にスタートしたのに合わせまして、本市では保育料の見直しを行いました。本年4月から新保育料を適用しております。この新保育料では、低所得者層の保育料引き下げや保育料の階層区分をふやすことによりまして、保護者の負担軽減を図ったところでございます。しかしながら、同じ時期に幾つかの近隣の自治体が大幅に保育料の見直しを行ったことで、県内全市町村で見ますと、平均よりも安い水準の本市の保育料ではございますが、近隣市町との比較におきますと、高いという状況になっております。このため、市に保育料の引き下げを求める声が多く届いております。ただ、保育料を引き下げますと、その分が直接、市の財政負担となります。本年10月の保育料をもとに試算しますと、現在の本市の保育料の水準であっても、年間で約150,000千円の一般財源を継ぎ足す必要がございます。また、参考までに、本市の保育料を近隣市町で最も安い保育料の水準まで引き下げたと過程し、試算をいたしますと、年間で約420,000千円が必要となり、本市の財政運営を大変厳しいものにしてしまいます。

保育料と財政負担は、このように密接に関係しますが、一方では、子育て支援の充実は、

多くの市民が望まれるところでもあります。

全国市長会では、子育て支援は全国的な喫緊の課題であることから、本年6月に少子化対策・子育て支援に関する特別提言が決議されております。その決議内容のうち、保育料に関する部分を申し上げますと、保育料の軽減については、国が積極的に責任を果たすべきであり、市町村間で保育料などの経済的負担の軽減で競争して子供をとり合う、奪い合う状況は望ましくない。各自治体は、地域の魅力の競い合いによってこそ、子育て世代の住みやすいまちを目指すべきであるというふうに決議されました。

本市でも、この特別提言の趣旨を踏まえ、行き過ぎた保育料の値下げ競争はすべきではないという基本的な考え方を持っております。したがって、市としましては、保護者の保育料の負担の軽減を図るに当たりましては、市の財政負担とのバランスがとれた妥当な水準となるように、保育料の見直しを行っていきたいと考えております。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

正直言いまして、議員は言いたいことを言いますからね。

午前中は三小田議員が医療費ばただにせろと言いました。昼からは江口議員が、お城ばつくらやんと。今、私が大幅に保育料を下げろと言うた。大幅に値下げをした大川市の鳩山二郎市長、大川も決して財政的には豊かではありません。どうして大川市が大幅に保育料を本年4月から値下げしたのか、市として問い合わせせてありますか、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えいたします。

保育料の問題については、私も市役所時代、担当しておりましたので、どういう構成になっているかというのは既にわかっております。

大川市の今回の保育料の値下げについては、聞いた段階でびっくりいたしました。将来どう、ほかの市町村のことは余り批判できませんもんで、言えないんですけども、福岡県下、恐らく九州で一番安い。日本でも安いほうの恐らく保育料単価になっていると思います。

私は今、課長が申し上げましたように、これは全国の市長会の中でも問題になって、決議もありました。どどこが安いから、どどこに行きますと、議員が言われるような形で、結構前の議会でもありました。そうすれば一番簡単なことでもあります。しかし、私、財政的に考えますと、道路の舗装をしなければならない、護岸工事もしなければならない、そういうことを考えますと、やっぱりある程度の受益者負担というのを考えていかなければならないというふうに考えておりました。今回、4月からみやま市さんが、中学校3年生まで医療費を無料化されました。医療費をそこに持っていく、大川市並みにすると、もうとてもじゃないけど、財政的にもたないということで、しかしながら、いろんな声は私のほうに参っております。そういうことを鑑みまして、今、どこまで合わせられることができるのか、

福岡県下の中で受益者負担が、保護者の負担がどこまでできるのかということを検討しながら、来年4月には回答したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

私も学校は商業学校を出ていますから、会計屋でありますから、財政的なバランスと申しますか、それは十分市長が言われる以前に私も納得はしております。受益者負担ということも言われました。当然であります。しかし、せっかくここ7市で話し合いを持ってあるわけでしょうもん、現在。そういう場合に、お互いにそういうふうな話は出てないのかなと。それは市民は下がった方がいいですけども、そうしたら、財政的に破綻するのはもう当たり前なんです。市長さんたちもいろいろ7市で話し合ったり、いろんなことを今してあります。そういう場ではそういうふうな話は絶対出んとですかね。その辺が不思議でならんですよ。市長さん同士、話はしてないのやろうかと思って、下げぐっちょやろうかと思うて、そんなら先のことはどげんしてやるか、それが不思議でなりません。どうでしょうか。

市長（金子健次君）

いろんな形で情報の交換をいたします。しかしながら、大川市は大川市さん独自で判断をされて、市長が決断をされて、そういう料金の設定をされたというふうに思います。今回、大牟田市、筑後市等については、大体同じような額だというふうに思います。みやま市さんにおいても、若干安くなっておりますけれども、いろんな形で政治家ですので、市長選挙の公約で子育て支援をどういうふうにやっていくかということの公約を実行されたというのが、大川市とかみやま市ではなかったのかというふうに思っております。

私は、安いからそこに流れるんですよという市民の声がありますけれども、そのときは、柳川市としてはそういうことはできない理由としては、こうしかじかこうだということを保護者には話をしていきたい。ただ、ある程度市町村間のバランスもあると思います。県下の中でそういうことを考慮しながら、今回、私は来年4月からは改定していきたいなというふうに、議会に相談したいというふうに考えておりますので、私のこの場で、公の場でどこの市長さんがどうだこうだは私は言えません。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

当然わかります。一時、市長選挙の公約、これは市長の給料ば下ぐっとが一つの選挙公約やった。おれげは2割減額します、3割減額します、今は何かそういうふうな介護保険料を下げますとか、そういうのが選挙の一つの市長なんかの公約になって、その先のことをどうも私は考えてないのじゃなからうか、そういうあれが、不安を持っております。そこで、お願いであります。ある程度やっぱり、せっかくそういうふうな市長さん同士の話し合いもあるし、そういう組織もありますから、そういうところはある程度のラインと申しますか、

ボーダーラインといいますが、そういうのは話し合って、いかにしてお互いがですね、そういうときこそ、私は切磋琢磨してという言葉が通用する。今は何か、下げぐっちょと、そうになったら、そりゃとてもじゃないが、行政はおしまいになるですよ。私はそういうことを、機会あるごとにそういう話し合いをしていただきたいなと思うわけであります。

次に入ります。最後の項であります。新御鷹見橋兩岸の土手道に「止まれ」の文字と停止線をということであります。

この質問に入る前に、まず私のほうで謝らせていただきます。大変申しわけないことをしたということで、なぜならば、既に「止まれ」の文字も停止線もちゃんと道路に描いてあります。少し薄くはなっておりますが。しかも、それだけではなくて、「止まれ」の標識といいますが、あれもついております。さらには、ほかの交差点でもありませんが、ほとんど見かけませんが、「交差点注意」の反射板さえも設置をされております。万全であります。言うところなしの交通安全の設備、気遣いをさせていただいております。裏を返せば、警察としても、それだけに事故多発の交差点であると認めてあるということだろうと思います。

ところがであります。この新御鷹見橋の、特に北側の土手道を西から東のほうへ、つまり、市長の自宅のほうへ横切るときに、もう全くとまらずに、さあっと横切ってしまう。そんなことに何度か私は遭遇をいたしました。本当にもしもそれに巻き込まれたら、俺は命はなかったばいという経験を何度もいたしております。「止まれ」の停止線もあり、そういうのにやっぱりとまらん。今の例の飲酒運転がのうならんとといっちょんかわらん。飲酒運転したらいかんよと言うばってん、一向によくならない、そういうことであります。ただ、そんな無謀運転に巻き込まれた者が気の毒であります。大事故となって死亡事故につながることは、私は火を見るより明らかであり、そこで執行部の方に答弁を求めるのは酷と思いますが、どう考えておられるか、よろしく願います。

安全安心課長（松藤敏彦君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをします。

議員御指摘の箇所につきましては、旧佐賀線跡の県道柳川筑後線の沖端川にかかっております新御鷹見橋と沖端右岸の管理用道路が交差する箇所でございます。議員御指摘のように、東西両方ともに「止まれ」の標識が設置をされ、道路面には停止線と「止まれ」の表示もされております。また、注意喚起のために蛍光板で「交差点注意」の文字も設置をしてあるという状況でございます。

「止まれ」の表示板がある箇所につきましては、一時停止が道路交通法で定められており、これを怠ると違反ということになります。右岸道から県道に出る場合は上り坂になっているため、非常に見通しも悪く、一時停止をしないと非常に危険でございます。そのために標識や表示のほかに、さらに蛍光の看板で「交差点注意」の標識の設置がしてあるという状況で、他の交差点と比較しても、より高い安全対策を講じてあると、議員御指摘のとおりでございます。

ます。

こういった状況でございます。ただ、この交差点よりも下流に沖端川右岸道路と有明海沿岸道路の交差点も事故の発生が懸念される箇所でございます。「止まれ」の標識と停止線がない箇所が、その交差点にはございます。そのため、警察署に「止まれ」の標識と停止線の整備をお願いをしておりましたところ、その箇所については、今年度中には整備をしてみたいということで御回答をいただいているところでございます。しかしながら、なかなかとまらないという状況が先ほど御指摘の箇所にはあるということでございますので、警察署のほうに取り締まりをお願いすることで、違反行為をできるだけなくすというような取り組みにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

14番（矢ヶ部広巳君）

警察のほうにもそういう実態であるということを重ねて呼びかけてもらいたいと思います。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時21分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、3番菊次太丸議員の発言を許します。

3番（菊次太丸君）（登壇）

皆様こんにちは。3番、公明党の菊次太丸でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って順次質問をいたします。

柳川版の総合戦略の策定も実行段階へと移っていきます。策定後の最大5年間の取り組みを綿密に行っていただきたいと思います。そのためには、所管ごとの課題をお互いが総合的に把握して、目的達成のために皆で心を一つにして横の連携をさらに強めていただきたいと思うところでございます。そして、その結果が本市に住んでおられる全ての人々に郷土愛と郷土への誇りが生まれるよう努めていかなければならないと思うところであります。

今回は、大きく2点のことについて質問をさせていただきます。

1点目に、今後の行政区のあり方について、その展望を、2点目に、来年度から大和地区で行うICTを活用した教育について質問をさせていただきます。

柳川版総合戦略の4つの基本目標、「ふるさとづくり」「ひとづくり」「まちづくり」「しごとづくり」、これらの基本目標達成のため、各事業がいいところは伸ばし、改善すべ

きところはその都度見直しをするという基本的なサイクルを繰り返し継続して行くことは大変重要なことだと思っております。

繰り返しになりますが、所管ごとの縦割りを廃止して、連携、協力をしていかなければ市民サービスの向上は図られないと考えております。

地域の課題に対しましても柔軟な対応が求められておりますし、1つの課題を解決するために複数の所管の力が必要なことは皆さん御承知のとおりでございます。今以上の対応をよろしく願いいたします。

今後それぞれの事業を予算立てをして進めていくわけではありますが、全ての事業が必ずしも期待しているほどの成果を出せるという保証もございません。縮小する予算の中で何ができるのかを見きわめていく必要もあるのではないかと考えます。

経費削減のために行政区の自治に向けた取り組みを進めていく必要があるのではないかと考えております。

まち・ひと・しごと創生、政策5原則の1番目には自立性がうたわれております。「地方公共団体も民間業者も個人も自立につながるように地域内外の人材の積極的な確保、育成を急ぐ」とあります。私も全ての人、団体が自立していくことが地域創生のスタートラインに立つことだと考えております。

また、行政は、それらが自立していけるよう、スタートラインに立てるよう手を尽くしていかなければならないと考えております。

そこでお尋ねいたします。行政区の一般管理費及び活動助成金の総額をお伺いいたします。

壇上からは以上でございます。次回からは自席での質問となりますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（白谷通孝君）

ただいま菊次議員より、行政区の一般管理費及び活動助成金の総額はという御質問にお答えをいたします。

本市におきましては、地域コミュニティの充実発展に資することを目的に、行政区の自主的・主体的な地域活動に対しまして、予算の範囲内で行政区活動助成金を交付し、支援をしておるところでございます。

助成の対象となる事業につきましては、ふれ合い交流事業や環境整備事業、福祉・男女共同参画事業、広報啓発事業、研修事業などがございます。ただし、宗教活動や政治活動、営利事業などにつきましては、対象外としておるところでございます。

助成額につきましては、毎年5月1日現在の世帯数に対しまして、1世帯当たり2,300円を乗じた金額を交付しております。平成26年度決算で申し上げますと、319行政区に対しまして、53,739,500円の支出を行っておるところでございます。

また、各校区に対しましては、地区等運営補助金を行政区活動助成金と同様に、5月1日

現在の世帯数に対しまして、88円を乗じまして、総額26年度決算で4,612千円を支出しております。したがって、助成金総額といたしましては、合計で58,351,500円となります。

なお、質問にありました行政区への一般管理費といたしましては、行政区長報酬として96,608,881円、行政区掲示板購入費といたしまして1,285,740円、安全安心課所管であります。防犯灯設置事業補助金といたしまして12,281,060円を支出しておるところでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございました。先ほど申し上げました住民の自立を無理やり押しつけようということなどは全く思っておりません。無理なく住民の皆さんを自立というスタートラインに導いていくために市が何をすればいいのかというのを考えるということでございます。

行政に任せるよりも自分たちでやったほうが早いことなど、自分たちでできることは自分たちでやるというのが基本的な考え方です。それが発展していった結果が住民の自治だというふうに思っております。

それぞれの地域で課題は違いますが、その課題解決に向かって住民の一人一人が考えるきっかけづくりがこの自治だというふうに思っております。行政区の範囲についての考え方もそうだと思います。

現在、地域の課題の中に空き家の問題があります。本市においては約11%の空き家率であるということを知っております。

本年5月、空家対策特措法が完全施行されましたが、建物の活用、土地の活用においては、住民の協力や知恵をおかりしなければ問題の解決には至らないと思っております。

また、全国的に言われている耕作放棄地などの問題、その耕作放棄地解消のために国は固定資産税率を1.8倍にすることで農地の集積を図ろうとしております。国が解決しようとするこれらの課題を自分たちの住む地域の問題として考えていけるならば、解決は早まると思います。

そこでお伺いいたします。本市の空き家件数のうち持ち主が、また持ち主が病院等の施設に入っておられて管理をする方が県外に生まれ住んでいるケースは何件ほどございますでしょうか。

生活環境課長（松嶋真一君）

菊次議員の御質問にお答えします。

所有者の住所、氏名につきましては、固定資産税等の調査により、県外居住の方でも特定することは可能ですが、その件数について現在把握いたしておりません。

なお、現在、市内全域の空き家について、その実態を調査中でございます。

先ほど矢ヶ部議員の御質問の中で言われましたが、参考になりますが、総務省が実施いた

しました平成25年度住宅・土地統計調査によれば、本市の住宅総数は2万5,590戸、空き家総数は2,970戸で、空き家率が11.6%となっております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

状況の詳しい把握をしていただきたいというふうに思っております。

空き家対策は、特定空き家となる前に手を打っていくことが大事だというふうに思っております。現在は問題のない空き家でも、やがては特定空き家に分類されるようになってしまいます。いずれは行政指導や命令の対象となってしまいます。そうなる前に持ち主には管理代行サービスの情報を提供することをお願いいたします。

月1回の簡単な巡回で年額10千円ほどです。遠方から通ってくる場合、交通費などを考えれば高いものではないというふうに思っております。

また、空き地の管理としては、以前にも紹介がされておりましたが、ヤギを使った除草作業、これも草を刈った後の焼却が不要ですので、ごみ対策には有効に働く「エコヤギ」になります。費用も人を使った場合の半分ほどに抑えることができると聞いております。

このような取り組みを行い、地域で管理することができれば、空き家も空き地も地域の資源となってまいります。活用をするのが難しい空き家対策には有効ではないかというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいま議員から貴重な提案をいただいたと思っております。

個人の所有地につきましては、所有者の意向がありますので強制することはできませんが、利活用や管理手法の一例として、市より助言や紹介ができるよう議員の提案を含めまして研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

さらに研究を進めていただきたいというふうに思っております。

耕作放棄地についてお伺いいたします。

現在、本市にどのくらいの耕作放棄地が存在しておるのでしょうか。また、高齢化や農業機械の購入ができないなどの理由で耕作を人に依頼されている農地はどのくらいあるのでしょうか。また、本市全ての小学校区に耕作放棄地は存在しているのか、わかる範囲で結構ですので、よろしく申し上げます。

農政課長（林 誠君）

菊次議員の御質問にお答えします。

耕作放棄地については、毎年農業委員会とともに調査を行い、耕作放棄地の解消に向けて対応をいたしております。耕作放棄地の面積についてでございますが、平成27年度の調査で

は、本市の耕作放棄地は約2.8ヘクタールとなっています。県下でも少ないほうです。また、小学校区によっては、耕作放棄地がない校区もあります。

高齢などの理由で耕作を人に依頼されている農地につきましては、農業経営基盤強化促進事業により利用権の設定を市のほうに申し出されて、貸し借りをされている農地を集計いたしますと約1,225ヘクタールでございます。市全体の農地から見ますと、約30%ぐらいになります。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

地域の連帯を強めていくために耕作放棄地を地域資源として活用していくべきというふうを考えております。みやま市の山川キッズ農園の場合、大人から幼児までさまざまな世代の交流を目的に活動をされています。野菜や果物、花などを育てる農業体験を通じて、命や食物の大切さを子供たちに教えております。いろいろな種類の野菜を栽培してあり、1年を通じて苗植えや観察、そして収穫の体験ができるよう工夫がされています。体験学習後には、地域の皆さんから食事が振る舞われ、野菜嫌いの子供たちも自分がつくった新鮮な野菜をおいしく食べて、皆さん大変喜んでいたというふうに聞いております。

このように、食育にもつなげ、さまざまな催しがあり、その活動を地域の方以外にもボランティア、そしてチラシづくりなどを教育委員会が協力して行っていますし、地域の防犯、子供たちの安全見守りなどにも積極的に取り組んでおられます。このように、地域の連帯を強くしていくために、耕作放棄地の活用を地域の皆さんと一緒に考えていっていただきたいと思っておりますし、応援していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

農政課長（林 誠君）

耕作放棄地の解消に向けては、先ほども申し上げましたように、農業委員会とともに対応し、本市では耕作放棄地は減少傾向にあります。また、地域の行政区や公民館、農家などで組織されている環境保全委員会などでも解消され、解消された農地については、地域の営農組合などの組織や、また担い手の方が農作物を作付して管理していただいております。

また、地域の認定農業者や若手の農業者により、保育園児やその保護者などを対象に、食への関心や農業の理解を深めていただくために、ジャガイモや枝豆を植えつけ、収穫するなどの農業体験をしていただき、収穫した農作物をその場で食されたり、給食の食材に活用されたりして食育につなげております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。今後ともにそういった皆さん方の活動をサポートしていただきたい、このように思うわけであります。

さらに、山川キッズ農園では、収穫した野菜を地元JAで開かれる朝市や、みやま道の駅で販売をされています。子供たちが実際に販売をするという体験は社会学習にもなっております。「野菜も人も手をかけた分だけその実りが返ってくる」と地域の方が語っておられたことが心に残りました。

このように、子供たちを大事に見守り育てようとする心が地域にはあります。子供たちにもその心は自然と伝わり、郷土を愛し、地域の人たちに感謝できる人材になっていくのだと思っております。

日本の農業が果たしている役割は大変大きいものがありますし、子供たちのこの体験が農業の裾野を広げていると思っております。

この活動を続けることで後継者問題が解決できればと願っております。

もっと保護者や学校教育現場の先生方が、農業が果たしてきた役割と新たな可能性、そして魅力を知ることが大変重要なことだと感じております。

「人間の命」をつないでいる大事な農業であります。農業の未来に新たな価値を創造することができる子供たちを育てていただきたいと思いますが、教育長どうでしょうか。

教育長（日高 良君）

菊次議員の御質問にお答えをいたします。

農業の後継者の育成は、大変重要な課題というふうに考えております。

そのためには、これからの社会を担う子供たちに農作物を育て、収穫して、人々の命を支える農業のすばらしさを理解し、体得させることが大変大切だというふうに考えております。

現在、学校では農業に関する取り組みといたしまして、主に総合的な学習の時間等において、農作物の栽培、収穫を中心とした農業体験活動を通しまして、子供たちに生産の喜びを味わわせております。

また、生活科等の授業では、実際に農業に携わられている農家の方々をゲストティーチャーとして招くなど、そういった取り組みを通しまして、約半数の小学校で体験的な学習をしているところでございます。

そのほか、社会科見学では、栽培施設、野菜集荷場、販売所等を訪れるなどいたしまして、新しい農業技術に出会う機会もつくっているところでございます。

今後とも、農業体験や授業などを通しまして、児童・生徒が農業にこれまで以上に興味を持ち、将来、農業の担い手を目指してくれるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございました。先ほど学校のうち約半数で体験学習をされてあったということですので、今後、本市全学校で取り組んでいただけるようよろしくお願いいたします。

地域の中で行われているこのような活動を盛んにし、維持していくためには、自主財源の獲得を目指していくべきだというふうに考えております。そのための人材は既におられますし、自由に使える財源に魅力を感じる人たちが集まってくると思います。そうなれば、今までの活動をさらに多くの人たちと協力して行えることになり、自分たちが必要と思うサービスを自分たちの判断で自由に使える財源を持つことは大変魅力的だと思っております。そのためなら、自分たちができることをそれぞれに考えて、協力し、話し合えると思っております。

自主財源を獲得していく取り組みとして、鹿児島県の鹿屋市にある通称やねだんの取り組みが有名で、テレビ等でもボーナスが出る集落として紹介がされてあります。1人の公民館長が行政に頼らない地域再生を目指したことが始まりでした。この1人のリーダーを中心に集落の人たちが立ち上がり、限界集落、過疎、高齢化などの問題を自主財源を持つことで見事に解決しました。

まだまだ本市には活用しきれていない土地や住民の皆さんの知恵が眠っております。自分たちの財源を持つという目標ができることで、地域の皆さんの眠っている力を本市でも引き出すことができるのではないかとこのように思っております。そのことが自主性、主体性につながるとは思いますが、どうでしょうか。

総務課長（白谷通孝君）

菊次議員の御質問にお答えをいたします。

地域が一体となって何かの目標に取り組むこと。特に今、菊次議員が紹介されましたように、地域にある資源、人材、知恵を結集いたしまして、地域の自主財源を獲得する取り組みにつきましては、地域の自主性、主体性につながるものだと考えるところでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

自主財源を獲得していく必要性を訴えさせていただきました。それを可能にしていく取り組みとして、やねだんの公民館長は、行政マンをパイプ役、ジョイント役、コーディネーター役として育成することが重要だとも言われております。地域再生リーダーを養成することを目的に、ふるさと創生塾を創設してあり、卒業生の8割が自治体の職員とのことです。これから地方創生を進めていくために、さらに自治体のコーディネーターという役割は大きくなると思います。住民の自治を目指そうと目指さないとにかかわらず、大変大きくなっていくものと確信をしております。

本市においても、ビジネスに強いコーディネーターを育てることが市民から求められているのではないのでしょうか。最初に触れました創生、政策5原則の「自立」につながる人材の積極的な確保、育成にも通じることだというふうに思っております。また、市の職員も地域住民の一員として、地域にあってはその力を発揮していただきたいというふうに思っており

ます。コーディネーター育成についてのお考えをお伺いします。

総務課長（白谷通孝君）

ビジネスに強いコーディネーターを育てることが大切ではないかとの質問でございます。

地域が自主財源獲得の取り組みを行う上で、当然ながら、さまざまな交渉事等が必要になってくると思います。また、自主財源獲得の取り組みの中では、販路の開拓であるとか、資金の管理など、その業務は多種多様なものが想定されるところでございます。さらには、税の申告を初めとする法的な問題もでございます。そういった問題等に対処する、あるいは支援をしていくということは非常に大切なものであると考えているところでございます。さまざまな役割、能力等が求められる中、一部特定の職員を育成しコーディネーターとするのか、またあるいは、市役所の各部署で個別に専門的に対応するのがいいかなど、今後研究をしてみたいと考えているところでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

検討を重ねていただきながら、前向きに進めていただきたいというふうに思っております。自主財源を獲得するための活動補助金についてお伺いいたします。

活動をスタートさせる最初の段階では、地域に財源はありません。地域が活動内容を綿密に決めた上での活動を後押しする補助金が必要だと考えますが、補助金に対する考えをお伺いいたします。

総務部長（高崎祐二君）

菊次議員の御質問に回答したいと思います。

現在、市が各行政区の活動に対して支出しております行政区活動助成金は、合併した平成17年度にその交付規程を整備いたしまして、各行政区の申請に基づき交付しているものでございます。この助成金交付規程の第1条に、助成金の趣旨を定めております。内容につきましては、「健康的で明るい活力ある地域コミュニティの充実発展に資することを目的とした、本市における行政区の自主的、主体的な地域活動を支援するための経費に対し補助金を交付する」と明記されているところでございます。

助成金の対象となる事業を先ほど総務課長が申しあげましたように、スポーツや文化活動などのふれ合い交流事業や環境整備事業、福祉・男女共同参画事業、広報啓発事業、研修事業など、ほとんどの行政区での活動内容を網羅することを想定いたしまして、規定を定めているところでございます。

一方、対象とならない事業も規定がありまして、宗教や政治活動に関する事業、それから営利を目的とした事業は対象外と規定しているところでございます。

地域の自主財源獲得のための取り組みをどう考えるかによるかと思いますが、仮に何かを販売して自主財源とする場合には、当然ながら、税金の問題も生じてまいります。そうなり

ますと、営利事業といった解釈もできるわけでございますので、十分な研究を行った上での助成金支出の判断が必要であると考えるところであります。

また一方、自主財源獲得のためには、先行投資といった、事前に必要な資金も必要であると考えます。

このため、行政区における自主財源獲得のための事業に対する新たな補助金制度を創出するのか、または貸付金制度によるほうがいいのかなど、十分な検討が必要であろうというふうに考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。補助金をどのように捉えていくかということが大変今後大事になってくるかというふうに思っております。

また、御答弁にありましたように、今後どのような捉え方をしていくのかというのを今後議論していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

活動内容、収入の見込みを検討する行政サイドのコーディネーターと、地域の人たちと活動を計画、実施する地域のコーディネーターとの関係性は、総合戦略を策定して国から予算を獲得する地方の構図に当てはまると、このように僕は思っております。

地域にやる気を起こさせることがまず第一でしょうし、コーディネートしていくことができれば、行政が納得して活動補助金を出すことができる取り組みになるはずで、だからこそ、行政と地域双方にコーディネーターの存在が必要になると思います。今後検討をよろしく願いいたします。

創生、政策5原則の中の2番目の「将来性」という項目には、「地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く」とあります。私はまさに、自主財源獲得に向かって夢を持てるような取り組みであって、ここに重点を置いていただきたいというふうに思っております。そのことが将来新たな産業を生み出す力になっていくと思っておりますし、経費の削減にもつながっていくというふうに思っております。

自主的に、主体的に夢を持って取り組むきっかけづくりが今こそ必要だと感じております。魅力のある情報の発信をしていただき、地域に名乗りを上げていただくような取り組みをしていただきたいと思います。そして、各小学校にモデル地区をつくっていただきたいというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

副市長（成松 宏君）

今、菊次議員から御質問、それから御意見としていただいております内容は、国が策定しております、まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げております「自立性」「将来性」「地域性」「直接性」、そして「結果重視」という政策5原則のうち、「自立性」と「将来性」につきまして、先ほど御紹介がありました鹿児島県鹿屋市柳谷地区の、通称やねだん、それ

から、お隣みやま市のキッズ農園の例を挙げての御提言であると思います。

本市におきましても、10月に策定しました、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、「柳川の地域資源や物産を誇れるしごとづくり」など、4つの基本目標を掲げており、まさに今、この取り組みがスタートしたところでございます。

市内の各地域において、議員御発言のとおり、自主的かつ主体的に夢を持って取り組まれることは、市の活性化、人口問題などさまざまないい効果を生じるものと考えております。

今後、本市の総合戦略の取り組みの中でしっかりと調査研究を行って進めていきたいと考えております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

今後とも、よろしくお願いいたします。

できることをできることからやっていくという考えがモデル地区でございます。自主財源を獲得していく必要性や、魅力的な情報の発信を行政が積極的に行うことは大変重要なことだと私は感じております。地域の皆さんが無理なく楽しく自主的に結束できるというのが理想でありますし、ぜひとも理想を共有していただきたいと思っております。そして、皆さんの知恵をおかしますよう、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。大和校区のICTを活用した教育についてお伺いいたします。

どういったものを目的としてあるのか、実施期間、概要、予算等、よろしくお願いいたします。

教育部長（樽見孝則君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

今回の事業は、今後の人口過少地域の学校教育の維持向上を図るため、文部科学省が公募した事業でございます。その内容を申し上げますと、テレビ会議システム等を活用して、複数の学校間でのやりとりを通じ、共同学習や合同学習を行いまして、教職員の指導方法の開発や教育効果のあり方に関する実証研究を行うものでございます。

本事業の実施期間は、平成27年度から29年度までの3カ年で、予算といたしましては、3年間で約20,000千円を予定しております。

また、事業を実施いたしますのは、市内でも環境整備が進んでおります大和中学校校区の6つの小学校でございます。

現在の状況を申し上げますと、インターネットの環境や関連機器の整備のほか、学識経験者や教職員から成ります推進組織を設置いたしまして、これを軸にいたしまして取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

実証事業ということですので、いろんなメニューを考えておられるというふうには思っておりますが、その中に、いじめの問題など、そのような事業は入っておりますでしょうか。今後のいじめ予防の対策にもなりますので、ぜひ取り入れていただきたいというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

教育部長（樽見孝則君）

今回の事業では、文部科学省との協議によりまして、本年度は社会科と学級活動の学習で実証事業を行うこととなっております。

議員御提案のいじめ問題に関しましては、学級活動において、情報モラル教育を通じて、携帯電話やスマートフォン等の情報機器の正しい使い方やそのマナーについて考えさせ、子供たちにいじめ防止について取り組むことは可能であろうと考えているところでございます。以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございました。

いじめ問題の原因究明はなかなか難しいところではありますが、今後本市の全学校にタブレットを使ったICT教育がなされていくというふうに思います。全国の小・中学校との交流をしていくなれば、先進的な取り組みや考え方などを知ることができます。

技術の発達に伴っていじめの形態も複雑になりました。便利なツールを使ってのいじめが、はたからは目に見えないところで存在しています。それらのツールを与えている親にとっても使っている子供にとっても、全国のさまざまな取り組みを知り、考え方を共有していけば今後のルールづくりには効果があるのではないかとこのように思っております。

既に御承知のとおり、小学生のスマートフォン保有率が50%を超える小学校もあるというふうに伺っております。小学校のPTAにはルールづくりの要望が数多く上がっております。対応をよろしく願いたいと思います。

では、ICTを活用した教育の今後の予定をお伺いいたします。

いつごろをめどにして本市の全学校にタブレットを使ったICT教育の環境整備ができるのでしょうか。そして、その予算はどのくらいになるのか、お伺いいたします。

教育部長（樽見孝則君）

タブレット型パソコンの導入計画でございますが、平成25年度から導入を開始しておりまして、平成30年度には市内小・中学校25校全てのパソコン教室に整備が完了する計画で進めております。

現在のところ、市内小・中学校25校のうち15校で導入を終えている状況でございます。

次に、予算でございます。今後、導入機器の変更や入札の状況で大きく変化する可能性があること、また、タブレット型パソコン導入の際に、サーバー機、無線LAN整備、ソフトウェア、電子黒板等の周辺機器もあわせて導入しておりますので、タブレット型パソコン整

備だけの金額をお示しすることは難しいと考えております。

そこで、現在タブレット型パソコンを導入しております他機器を含めたリース料を申し上げますと、15校の合計で年間約45,000千円となっております。平均しますと、1校当たり年間3,000千円を支出しているという状況でございます。

なお、5年間の長期リース契約終了後は、導入機器につきましては全て市に無償譲渡されることになっております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございました。現在の状況わかりました。

経済協力開発機構（OECD）のPISAデジタル能力調査の結果、ICT教育で成績の向上は見られなかったとしておりますが、多額の予算を使って何も効果が得られませんでしたということでは困ります。この結果をどう分析されて今後に生かすおつもりでしょうか、お尋ねをいたします。

教育部長（樽見孝則君）

議員がおっしゃいます今回のOECDの調査結果から導き出せることといたしましては、情報機器の充実だけでは児童・生徒の成績の向上を図れる保証にはならないというふうに捉えております。

大切なのは、教職員が情報機器をいかに効果的に活用できるかであると思います。そのため、今回、大和中学校校区6小学校で行います事業は、まさに教職員のICT活用能力、力量を向上させるための事業であると考えております。

市といたしましては、これからの3年間で全教職員を対象に研修を行いまして、今回の事業の成果を市内全小・中学校に広げまして、児童・生徒の学力向上につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。ぜひ3年間の間で先生たちの力量のアップを図っていただきたい、そのように思っております。

調査の中で、あと2点触れてありましたが、ICT教育の効果を上げていくには、それを行っている現場の教師の声が最も大事で、それが反映されていかなければならないとも指摘がされております。そのための取り組み、それを支える体制づくりを今後ともよろしく願います。

また、子供たちが基礎的な学力をきちんと身につけていくというのがICT教育には必要不可欠であるとも指摘がされておりました。国は、家庭で学習習慣が十分身につけていない中学生を対象に、原則無料の学習支援を実施する発表をいたしました。地域の力を活用した

事業となっておりますし、行政の壁を超える取り組みでございます。早急に活用を検討していただくようよろしくお願いいたします。これについては、次回以降、質問をさせていただきたい、このように思っております。

ICT教育を行う基盤が整って発展的な授業が行われていくようになれば、子供たちは自分たちが進みたいと思う社会のそれぞれの分野で活躍ができるようになると思っております。そのことを心から期待をしております。今後の取り組みをよろしくお願いいたします。一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時2分 休憩

午後3時12分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第6順位、7番熊井三千代議員の発言を許します。

7番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

本日は大きく分けて2点、質問いたします。

まず、予防医学について。

初めに、肺炎球菌予防接種についてお伺いいたします。

肺炎は、日本人の死因の3位を占め、65歳以上では年間約10万人が肺炎で亡くなっております。肺炎の原因となる細菌にはさまざまなものがありますが、高齢者の肺炎の原因で最も多く重症化しやすいのが肺炎球菌です。特に糖尿病や腎臓病等の疾病などにより免疫が低下している人は、肺炎にかかりやすく重症化しやすいと言われております。肺炎球菌は日本人の約3%から5%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされております。これが何らかのきっかけで進展し、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすと言われております。

国は高齢者の肺炎予防として、平成26年10月から高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種を開始いたしました。この取り組みは、高齢者の健康寿命の延伸と、今後高齢化に伴う医療費の増大を鑑みても、医療費削減効果が期待されることから、本市においても一人でも多くの高齢者に接種していただけるよう取り組んでいただきたいと思います。

今回の定期接種は5年間の経過措置として65歳以上、5歳刻みで接種していくことになり、制度が複雑なため対象者である高齢者はわかりにくいと思われま。接種を希望する高齢者

が接種機会を逃さないよう丁寧な周知に努めることが重要です。

そこでお伺いいたします。本市の今回の定期接種に関する周知方法、接種状況等お聞かせください。

壇上からの質問はこれで終わり、2回目から自席より行いますので、よろしくお伺いいたします。

健康づくり課長（大石涼子君）

熊井議員の御質問にお答えします。

本市の高齢者用肺炎球菌予防接種に関する周知方法、接種状況等についてでございますが、熊井議員の言われるとおり、国の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種の定期予防接種化の時期に合わせ、本市でも予防接種を開始いたしております。

まず、高齢者用肺炎球菌予防接種の周知方法でございますが、26年度は10月からの定期予防接種となったため、26年9月30日付で4,736名へ、27年度は4月1日付で4,578名の対象の方々へ、予診票、説明書、接種実施医療機関名などを同封し、お知らせの個人通知を郵送いたしております。また、市報や市のホームページを活用し周知に努めております。なお、26年度10月の開始時期は、インフルエンザの予防接種時期と重なったため、柳川山門医師会を通じて、接種対象者へお声かけなどの御協力をお願いしております。

次に、接種状況でございますが、26年度は対象者4,736名のうち、接種者は2,274名で、率にして48%の方が接種をされています。27年度につきましては、対象者4,578名のうち、10月末現在で、接種者1,215名で、率にして26.5%の方が接種をされています。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本市の接種率を高いとされるのか、50%近くいくと非常に高いとか良好だというふうに普通は評価されるんでしょうけれども、今回のやっぱり国が定期接種に乗り出した理由というの、先ほど申し上げましたように、やはりかなりの医療費削減を考えてのことであるし、また、何より命を守るための、肺炎から命を守るための定期接種であります。本当に非常にわかりにくい仕組みになっておりますので、この本市のパーセントをどのように本市は評価されているのか、また、柳川市はどれくらいの目標を掲げて取り組まれたのか、お聞かせください。

健康づくり課長（大石涼子君）

本市の接種率の評価と接種率の目標についてでございますが、本市の26年度高齢者用肺炎球菌の接種率は48%であり、近隣の大牟田市、大川市、みやま市に比べまして、3%から6.5%と若干でございますが高い接種率となっております。また、27年度の10月末の接種率につきましても26.5%であり、近隣市に比べて7.5%から現在12.5%と若干高い状況でございます。

高齢者用肺炎球菌予防接種は、予防接種法（第5条第1項）によりまして、定期予防接種の対象疾病の中でもB類疾病に分類をされ、個人の発病予防または重症化を予防する個人の予防の観点により、市の予防接種の勧奨と本人の予防接種の努力義務はない予防接種となっております。そのため、26年度の開始時に政令市等の中で、個人通知をしていないところがあったとも伺っております。しかし、今回の定期接種は、議員おっしゃるように5年間の経過措置でもあり、高齢者の方にはわかりにくい制度となっているため、本市では予防接種を希望される一人でも多くの対象者の皆様に予防接種を受けていただけるよう対象者に個人通知を行うなど、周知に努めているところでございます。

なお、接種率につきましては、今のところ目標値は掲げておりません。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

おっしゃるように、今回のワクチンはB群であるし、そう強く勧奨はしなくてもいいというふうにはなっていると思うんですけれども、やはり肺炎というものを重く受けとめていただき、定期接種は生涯一度の接種であるということもしっかりわかっていただくためにも、やはり周知というのは必要だと思ひ、目標は掲げていただきたいと思ひます。本当に案内はして、あとは本人任せの体制はやはりよくないと思ひますので、肺炎が死因の3位であるというところを重く受けとめていただくならば、予防医学においては接種率100%にやっぱり近づけるような努力が必要だと思ひます。そのために、よその自治体はやっていないけれども、初めにはがき、封書での勧奨を行ったというのは非常に評価される場所ではありませんけれども、やはりこの5年間の経過措置というのを重く受けとめていただきたいと思ひしております。

とにかく対象となる年に1回限りでありますので、先ほどから申し上げているように、対象者が高齢者であり年度初めの通知でありますので、忘れてしまったり、5年後にはまた自分の番が回ってくるだろうと思ひするような誤解を招いているような方もおられるようです。とにかく市民目線に立った丁寧な説明と接種の周知が必要だと思ひしております。

取り組みとして平成26年度は10月からだったんですけれども、御丁寧に2回の通知を行った自治体もあるようです。2回目は定期接種期限終了をお知らせする内容だったそうです。本市もやはり未接種者に再度こうした丁寧なお知らせをして、接種したかったけれども機会を逃したという人が一人でも少なくなるような再通知をしてほしいと思ひますけれども、いかがでございでしょうか。

健康づくり課長（大石涼子君）

本市の未接種者に対する終了直前のなどの再通知についてでございますが、高齢者用肺炎の予防接種は、26年度は10月から始まりましたが、本年では27年度に入り4月から翌年の3

月まで、1年を通して予防接種できる体制をとっております。医療機関での重複接種などの接種事故を防ぐため、予診票は個人通知に同封し、説明書等もあわせて発送をしております。未接種者への通知につきましては、未接種者の把握時期と通知書の発送時期にタイムラグを生じて、本人が接種したことを忘れ重複接種などの事故を防ぐ意味からも、現在のところ再通知の予定はございません。

今年度の予防接種勧奨の方法といたしましては、医療機関に接種対象年齢の一覧表をお渡ししておりますので、来所された患者様の中で対象の方へのお声かけなど、柳川山門医師会へ御協力をお願いしております。

また、平成27年度の個人通知は、平成26年度にお問い合わせを受けた内容等を精査して、説明書等の表現方法を見直ししております。対象者が市外の医療機関に長期入院や、また施設入所の場合でも、当該医療機関や施設において予防接種を受けていただけるように対応しているところでございます。

本市では市報の28年2月1日号によりまして、接種を希望されている対象者の皆様が一人でも多く接種していただけるよう、予防接種についての御案内を掲載し、再度、接種対象者への周知を行っていく予定としております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。いろいろと策を講じていただいて、一人でも多くの未接種者に接種していただけるように市としては十分に策を講じているということであったと思います。重複接種を防ぐためにとおっしゃいましたけど、重複接種を防ぐためなら最初の通知だってそうだと思いますし、これは過去に肺炎球菌ワクチンを打ってある方は打たなくていいということでもありますので、それも当然重複接種になりますので、1回目の通知を出したときでも重複接種の可能性は大いにありますので、2回目を出さない理由として重複接種を挙げるのはどうかなというふうに私は思います。

医療機関に声をかけるように頼んでいただいたりとか、ホームページ、市報も掲載していただいております。対象者が高齢者でありますので、ホームページ、高齢者も特定の方だけしかごらんにならないのかなというふうにも思います。はがきによる通知であれば一人52円、また、未接種の方のみとなると市の財政には余り負担にはならないと思うんですけど、ただ担当される職員の労力の負担にはなると思います。しかしながら、死因3位の肺炎から高齢者を守ると同時に、接種控除により医療費の削減効果を得るためにも未接種の方の一人一人に確実に情報が伝わるよう努めていただきたいと、なお思うところでございます。

肺炎球菌ワクチン作業チームの報告をもとに、平成21年度の国勢調査で人口を案分して柳川市のシミュレーションを私はやってみました。例えば、65歳の対象者に通知することによって接種率が5%、約40人ふえるということ、65歳だけでも保健医療費にかかわるお金

12,000千円の削減効果が期待できるというふうな数字が出てきました。定期接種期間はあと3年ありますので、毎年検証をしていただき、接種を希望する方が機会を逃すことなく予防接種が効果的に進められるように期待して、この肺炎球菌ワクチンについての質問は終わらせてもらいます。

次に、2番目の乳幼児のロタウイルス予防接種について質問をさせていただきます。

ロタウイルスは感染症胃腸炎の一つで、排せつされた便の中のウイルスが口から入り感染します。抵抗力の弱い乳幼児が感染しやすく症状は突然の嘔吐や発熱、下痢があらわれ、潜伏期は1日から3日で極めて強い感染力を持っております。生後4カ月から2歳の乳幼児が感染すると脱水や脳炎、脳症などの重症化につながります。感染すると特殊な薬や治療法はなく、対症療法が行われるしかありません。また、脱水を起こさないように水分補給をしながらウイルスが体外に出ることを待つだけで、子供にとって大変苦しい病気です。また、看病する親の心身の負担ははかり知れません。国立感染症研究所によると、毎年約80万人の乳幼児が病院にかかり、そのうち1割の7万8,000人が入院し、まれに死亡することもあります。現時点ではワクチン接種が最も確実な予防法であると言われております。

乳児を持つお母さんたちに聞き取り調査をやってみました。1カ月健診で先生にワクチン接種の有効性の話を聞きましたと、また、ワクチンしたほうがいいよとも言われました、あるいは出産前に友人からワクチン接種を勧められたと、ロタウイルスのことは知っているが、ワクチンは接種していないといういろんな意見の聞き取り調査ができました。このウイルスの感染力やワクチンの効果については、私が思っている以上に多くのお母さんたちが周知しておられました。その中でワクチン接種を済ませたお母さんはごく少数でした。どうしてワクチンを接種しないのかというふうに聞くと、多くの理由が「ワクチンが高過ぎて接種してあげられない」との声が一番多かったです。予防医療を行うことにより医療費の削減効果が出て、子供たちが健康に成長でき、あわせて子育て世代の親の負担を軽減するためにはワクチン接種の助成が必要ではないかとそのとき痛感いたしました。

お伺いいたします。ロタウイルス予防接種の必要性についてお聞かせください。

健康づくり課長（大石涼子君）

本市のロタウイルス予防接種の必要性についてでございますが、ロタウイルス感染症は、ワクチン導入より世界各国で劇的に減少していると聞いております。ロタウイルス感染症を予防する上で、予防接種は必要であると考えるところでございます。

しかしながら、現在、国におきましては、ロタウイルスワクチンの定期予防接種化はなされておらず、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会では、ロタウイルス感染症発症者数（入院者数）やロタウイルス感染後の腸重積症の発症数のデータ収集、また、ロタワクチン接種後の副作用と思われる腸重積症患者数など追加のデータを収集されている段階でございます。ロタウイルスワクチンの定期接種化に当たっては、国においても有効性や安全性など

について専門家による継続した審議及び検討が行われているところでございます。本市といたしましては、国による定期接種化の可否についての審議の結果を踏まえた上で、本市における定期予防接種化の判断が必要であると考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

国の定期接種化が発表の後に考えていくという大まかな御返答であったと思うんですけど、先ほど副反応について腸重積とか言ってありましたけど、私もこれを見ていろいろ調べましたら、最初のロタワクチンの薬でロタシールドというのを使っていて、これだったら腸重積という副反応が出たようですすぐ中止になったと。今はロタテックスというのをワクチンとして使ってあって、これだったら腸重積との因果関係はないというふうに発表がっていると私は調べたんですけども、そこら辺はどういうふうに解釈してありますかね。

健康づくり課長（大石涼子君）

済みません。具体的なウイルス等の感染状況等については、今のところ資料は持ち合わせておりません。本市においては国のそういった厚生科学審議会の予防接種のワクチン部会でのデータ等々の報告によって、その国の判断が定期予防接種化については、やはり有効性や安全性についてはまだ専門家による継続した審議検討が行われているというところを踏まえて、まだ本市における定期予防接種化の判断は早いというところで回答をさせていただいているところでございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

もっともそうだと思うんですけども、その副反応とかというところではっきりとした今データが出そろっていないところで、そういうのを柳川市の定期接種化というか助成をする対象にならないという理由に私は持ち上げてほしくないなと。しっかりした自分たちがこの確証をつかんだ上で、これも理由なので助成にはまだ踏み込み切らないというふうな回答であるならば納得いくんですけども、まだそこら辺がはっきりしていないときにこれは持ち出してほしくなかったかなと。多分出るだろうなと思って私はしっかり調べておったわけですけども、次に移ります。

子供を持つ母親ならば子供に苦しい思いをさせないために予防接種をしてあげたいと思うのが親心でありますし、しかし、ロタウイルスワクチンは任意接種であり1回当たり12千円から15千円かかります。2回の接種が必要なので約30千円かかります。子育て世代には大きな負担となり、保護者の経済的基盤によって接種する乳幼児がおったりおらなかったりという差別的なことがあったらいけないので、乳幼児の健康を守る意味合いからもこういう乳幼児が親の経済的基盤で接種できる人できない人がいないように、希望する人はワクチン接種

ができるように公費助成が必要でないかなと思いますので、御意見をお聞かせください。

健康づくり課長（大石涼子君）

本市のワクチン接種の公費助成についての見解についてでございますが、ロタウイルス予防接種は、熊井議員言われるように医療費の削減効果や子供の健康な成長、また、子育て世代の親の負担軽減などもあるかと思えます。また、任意予防接種のため非常に高額なワクチンということで、保護者の皆様には多額な費用を負担していただいていると思えます。

しかしながら、国が定期予防接種と認めていない現状にございまして、保護者の判断で接種可能な任意予防接種でございます。

任意予防接種の段階で公費助成を行うことは、暗に任予防接種を積極的に勧めることと捉えられてしまうおそれもございまして。このことから、公費助成については、有効性や安全性の評価、医療経済学的な評価も踏まえまして、国の調査研究及び審議を受けて、慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

助成については福岡県では行われていませんけど、九州6県では実施されているところがあります。2015年7月現在では221市町村で助成事業を実施するとか、またあと検討すると進めているところがあるようです。本市の体制づくりをぜひ進めていただきたいと思うんですけども、何らかの国への要望がされているのか、また、先ほどから答弁の中で課長が国の動きとかというのを発表していただきましたけれども、再度、国のロタウイルスワクチン接種に対しての方向性をもう一度はっきりとお聞かせください。

健康づくり課長（大石涼子君）

本市の国への要望と国のロタワクチン接種に対しての方向性についてでございますが、本市といたしましては、ロタウイルス予防接種の定期予防接種化へ向けて、福岡県市長会や全国市長会を通じて、平成28年度国の施策及び予算に関する提言として、早期に定期予防接種として位置づけることや、定期予防接種となった場合には十分な協議と住民や現場に混乱を招くことがないように、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保していただくよう、11月17日に全国会議員に提出し、要望事項としてお願いをしているところでございます。

また、国の方向性につきましては、先ほども申し上げましたように、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で、国の定期予防接種化に当たっては、有効性や安全性などについて専門家による継続した審議及び検討が行われている状況でございます。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今後も国の要望を含めまして公費負担を実施している自治体も

あるわけですから、必要性はある予防接種だと十分理解も本市もしていただいておりますので、予防接種の公費是正に向け積極的に今後とも取り組んでいただきますようお願いいたしまして、ロタウイルス予防接種についての質問を終わらせていただきます。

最後に、税金の滞納者対策についてお伺いいたします。

税金は、国民の健康で豊かな生活を実現するための財源となるために、人は社会で生活していく上で適正、公正に課せられた税金を納めなければなりません。しかし、いろいろな事情で納税義務を怠り滞納者となり生活に見通しがつかず、不安感を抱いている人は少なくないようです。滞納が悪化すると本人も不幸ですし、行政にとっても税収が得られず財政は悪化する一方です。

滞納の原因は大きく分けて2つあると言われております。払いたいが払えない経済破綻型、払えるが払わない人格破綻型があり、徴収方法は異なり見きわめが非常に重要であると言われております。先進地では滞納者対策の一環として、滞納者が抱える滞納の問題点が何なのか聞き取り、市民の立場に立って具体的な解決策を中立的な第三者の立場で提示してくれる専門家、ファイナンシャルプランナーによる納税相談を充実させ、滞納者の生活サイクルをよい方向に戻し、安定した税収につなげる取り組みが評価されております。本市においても滞納処分を強化しつつ、滞納者が自発的に納付できるような相談環境の整備が必要だと思えます。

そこでお伺いいたします。本市の滞納状況をお聞かせください。

収税対策課長（野田栄作君）

熊井議員御質問の本市の滞納状況、滞納者数、滞納額についてお答えします。

平成27年度5月末現在では、市民税、固定資産税等市税合計では、滞納者数約3,200人、滞納金額約288,000千円、このほか特別会計の国民健康保険税では、滞納者数1,600世帯、滞納金額約452,000千円、総額で約740,000千円となっております。

なお、滞納額につきましては、平成24年度以降少しずつではありますが減少しております。以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

いつも予算、決算がありますので、これぐらいあるのかなと思いましたがけれども、やはりいつも思うのは国保税の滞納が非常に多いというところで、我が柳川市でも本当に国民健康保険税はいつも予算オーバーで基金を取り崩していることから、滞納分の納付があればなどいつも考えるところでございます。現在、担当の職員も収納にしっかり取り組まれている、24年度以降いい方向に少しずつではあるけれども向かっているという報告をいただきました。今やってある滞納者対策と効果について、もう一度お聞かせください。

収税対策課長（野田栄作君）

お答えいたします。

滞納対策及びその効果についてお答えいたします。

税負担の公平・公正の確保、自主財源確保に向け、現年度課税分の徴収率の向上に努め、滞納額の減少につながることを基本に取り組みを進めております。

また、滞納対策としましては、昨年度不動産の差し押さえ9件、国税徴収法142条に基づく滞納処分のための搜索1件、給与、預貯金、生命保険等の債権の差し押さえ137件、裁判所への交付要求32件の滞納処分を行いました。さらには福岡県との共同徴収の強化に取り組んだところでございます。

効果といたしましては、不動産公売1件、搜索による差し押さえ物品の合同公売会、債権133件、合計で約17,000千円の換価につながりました。

また、福岡県との共同徴収では、困難な事案22件を抽出し、納税相談での聞き取り調査を行い、完納が6件、分納が9件、約12,000千円の換価ができたことは一定の効果があったと考えます。

なお、滞納分の徴収率では、11月末現在の前年比で比較しますと、市税、国保税の合計では約1.2%好転しております。引き続きこの取り組みを強化していきたいと考えております。以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。あらゆる策を講じ徴収に取り組まれ、困難事例は県との共同体制で取り組み一定の効果が出ているという報告で、その報告の中で私もそう思いました。

担当される職員は、ともすれば対象者が顔見知りであったりする場面もあり、とにかく心身ともに負担に思われることも多いのではないかなというふうに感じます。

困難事例に対し本市は県との共同体制で取り組まれているということですが、あるところでは近隣の自治体と共同で取り組まれて、対象者には関係のない自治体の職員が対応するなどして担当職員の心身の負担軽減に配慮されているという事例もあったようですので、御参考にされて、本当に担当課の職員のそういうふうな心身面の負担の軽減も大事だと思っております。

滞納者にとっては滞納額がかさむ早い段階での滞納者へのアクションが非常に大事じゃないかなというふうに思います。滞納者の滞納状況が悪化する前に納税相談ができる相談体制が強化される必要があるというふうに思いますけど、いかがでございましょうか。

収税対策課長（野田栄作君）

滞納状況が悪化する前に納税相談ができる相談体制の強化の必要性についてお答えします。

滞納者への対応としましては、議員おっしゃるとおり納税相談を早期にする必要があると考えております。そこで、滞納者への催告書の送付、電話による催告、個別訪問等を早期に行い納税者と今後の納付方法等について、納税者の立場に立った納税相談を行うようにして

おります。

強化という意味では、大牟田税務署、大牟田県税事務所、大牟田市、みやま市、本市で構成する大牟田地区徴収対策連絡協議会や、福岡県税務課との大牟田地区税務連絡協議会で、それぞれが抱える課題、滞納対策等について年3回の研修会、福岡県対策班との共同徴収において、徴収困難な滞納者への聞き取り調査を行う際、収入、支出等生活状況を把握することで、どう納付につなげていくかという滞納対策の強化に向けた取り組みについて、税務署と福岡県の対策班との指導・連携により職員のスキルアップに努めていきたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。強化策として最後に職員のスキルアップに取り組んでいくというふうにおっしゃってありましたけれども、今後もより一層力を入れていただきたいと思っております。

同時に、納税相談の聞き取りの中でいろいろな案件に対応できる相談体制の整備が、今もやっておりますけれども、必要性を感じました。滞納者が納税相談後に滞納分を分割で納付する方法がとられたとします。分割分と当年分の支払いがきつく生活できないとか、少しずつ払っているけれども、もともと生活が苦しくて滞納している状況なので、また払えなくなるのは目に見えているというふうな相談が近ごろすごく多いです。話を聞いてみると、金銭的問題の整理ができていないというのが背後にあるのが多いようです。自分では解決策を見出せずに生活に不安を抱えている方が少なくありません。本市においても一時的な滞納解消ではなく、滞納者が抱える根本的な課題の解決を見きわめて、問題解決の知識と手法を持ったファイナンシャルプランナー、FPを取り入れて、納税者相談を充実させて滞納者の計画的な納税、自発的納税に結びつけられるような相談環境が必要だと思っておりますけれども、再度見解をお聞かせください。

収税対策課長（野田栄作君）

相談強化策として、ファイナンシャルプランナーによる税務相談の実施についてお答えいたします。

今現在、今後滞納額がふえないよう分割納付されている滞納者の中で、生活が苦しいとのことで一時的に納付があっても納付を怠り未納になるケースがあります。このような場合は、職員により再度の納税相談を行い、多重債務等による生活内容の見直しが必要であると思われる場合は、市民課のほうで毎月3回行われております法律相談を受けられるようお話をしております。

なお、議員御提案の一時的な滞納解消でなく滞納者が抱える根本課題の解決のため、問題解決の知識と手法を持っているファイナンシャルプランナーによる納税相談の実施につきま

しては、近隣では、既に大川市、八女市、朝倉市が導入しております。

確かに議員が言われますように滞納処分を強化しつつも滞納者が自発的に納付できる環境整備を構築することは必要であると考えますので、今後、これらの先行自治体の状況を調査しまして、費用対効果などについて十分研究していきたいと思っております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。必要性はわかっていただいたと思います。

課長が先ほど御説明していただいたように、本市でも法律相談を実施していただいているのは承知しております。しかしながら、相談体制づくりには、私は時と場所が最も重要だと思います。滞納者が役所に尋ねて、職員にいろいろと相談し、例えば、分納することになりましたと、そのときほかに金銭的な問題があるのを察して職員が法律相談の案内をしていただいたと。法律相談は予約が必要なので、法律相談に別の日に行くこととなりますけれども、別の日に行く確率は高くないんじゃないかなと。ならば行政への納税相談に訪れられた際に、同時に内容によっては専門的な知識を持つ第三者が、滞納者が抱える問題解決に必要な部分のアドバイスや解決に向け手伝えることができれば、そういう一気にできる相談体制を整えていただいたならば、自発的納付に近づける方法もふえるのではないかなというふうに思います。

どうかよりよい相談環境の整備ができて、自発的納付ができる人が多くなるような環境整備をよろしくお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時52分 延会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成27年12月10日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	田	尻	主	範
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	石	橋	正	次
建	設	野	田		彰
産	業	成	清	博	茂
経	済	樽	見	孝	則
部	長	橋	本	祐	二
兼	大	平	田	敬	郎
和	庁	白	谷	通	介
庁	舎	椀	島	謙	孝
舎	長	椀	島	守	治
消	防	島	添		男
人	事	木	下		隆
秘	書	大	石	涼	子
課	長	原		忠	昭
総	務	武	田	眞	治
課	長	袖	崎	朋	洋
企	画	待	鳥		哲
課	長	林			誠
財	政	松	永	泰	治
課	長	田	中	勝	裕
税	務	松	嶋	眞	一
課	長	大	淵	洋	祐
健	康	松	藤	満	也
づ	く	松	尾		強
り	課	古	賀	和	明
課	長				
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
子	育				
て	支				
援	課				
長					
生	活				
環	境				
課	長				
ま	ち				
づ	く				
り	課				
長					
観	光				
課	長				
柳	川				
ブ	ラ				
ン	ド				
推	進				
室	長				
商	工				
振	興				
課	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
兼	庶	務	係	長					

5 . 議 事 日 程

日 程 (1) 一 般 質 問 に つ い て

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	19 番 伊 藤 法 博	1 . 柳川版DMOについて (1) 地域イノベーションによる地方創生
2	15 番 緒 方 寿 光	1 . ホテル誘致（柳川駅東口周辺）はいかに 2 . 「いじめ・不登校」の実態と対策は 3 . 「柳川版総合戦略」での重要施策はいかに
3	8 番 白 谷 義 隆	1 . 地方創生について (1) 柳川市の人口ビジョン (2) 柳川市総合戦略 2 . オスプレイ等の佐賀空港への配備について (1) ヘリコプター配備による本市への影響 (2) 佐賀県との事前協議
4	20 番 梅 崎 和 弘	1 . オスプレイの配備に関する佐賀県知事との協議について 2 . 子ども、子育て新制度の問題点 3 . 国保の広域化における軽減対策について 4 . 市民要望 (1) 子どもの睡眠時間と健やかな成長 (2) 西鉄柳川駅タクシー乗り場について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 . 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、19番伊藤法博議員の発言を許します。

19番（伊藤法博君）（登壇）

19番伊藤法博でございます。議長の発言の許可がありましたので、一般質問をさせていた

だきたいと思います。

私の一般質問は柳川版DMOについて、地域イノベーションによる地方創生についてであります。

DMOとは欧米で先行してつくられた概念で、観光地の観光振興でマーケティング機能を担うとともに、地域の主体者をマネジメントしていく行政と民間が一体となった組織で、観光地自体の売り込みを国内外の潜在的な来訪客に向けて行い、同時に、観光事業者や観光客に向けた自主事業により収入を確保することで、そのコスト負担も賄うということにあると言われています。

ところで、私たち日本人は古来より生活に時間的、経済的余裕が出てくると、月をめでたり、花見をしたり、紅葉を楽しんだりしてきました。古くは平安時代の国司などの任地がえでの道中を紀行文にした「土佐日記」「更級日記」などがしたためてあります。また、宗教的観点から熊野詣やお伊勢参り、本山参りなど遠出をするようになり、その道中を物見遊山して楽しむ風潮が広がりました。戦国時代が終わり、江戸時代になると平穏な時代が続き、参勤交代が始まり、全国規模での街道、宿場町の整備が進み、人、物の移動が盛んになり、河川・海上航路も整備されました。こうした中で、江戸文化が花開き、松尾芭蕉の俳諧紀行である「奥の細道」や十辺舎一九の滑稽本「東海道中膝栗毛」、浮世絵では歌川広重の「東海道五十三次」、葛飾北斎の「富嶽三十六景」などが生まれました。鎖国が終わり、明治期には観光についての多くの概念が西洋から入ってきました。人生において、日常生活圏を離れて行うさまざまな活動で、触れ合い、学び、遊ぶということを目的とするものが観光としての受けとめ方になっています。

さて、従来の観光といえば、旅行会社が企画したツアー旅行、雄大な自然、奇抜な景観、歴史的遺産、温泉、花見、紅葉狩り、祭り、テーマパークなど、文字どおりの見物、物見の類いでありました。観光に行くということ自体に価値があり、場所や何をするかということは重要ではありませんでした。こうした中で、次第に観光に行くこと自体が当たり前になり、どこに行くかということがステータスとなっていきます。しかし、大抵の観光地に行ったことがある人がふえると、どこに行ったかということが自慢になる時代は終わりを告げることになります。

柳川地域は筑後川、矢部川が有明海に流れ込む過程でできた湿潤な沖積平野に人が住み、その湿潤な土地に掘割をめぐらすことにより土地の宅地化、あるいは土地の耕地化を図り、あわせて河川からの水を飲み水や農業用水として活用し、有明海へ排水するという水利システムの上に成り立っています。その水利システムや城下町であったことが相まって、柳川地方独自の風情、景観、人情をつくり上げ、多くの文化人を育み育て、多くの文学作品が生まれる源泉となり、多くの観光客を呼び寄せています。

近年、かつての物見遊山的な観光をサイトシーイングとして昔のものとし、ツーリズムと

は体験観光として位置づける動きが強まっています。そして、ツーリズム自体もその特性によってさまざまな言葉を付加して区別しています。環境に配慮したツーリズムをエコツーリズム、自然、特に山や森などを扱うツーリズムをグリーンツーリズム、自然、特に海を扱うツーリズムをブルーツーリズムと呼んだり、地域独自のツーリズム名が生まれたりしているそうです。すなわち今までのツアーによる物見遊山的な観光から体験的観光や趣味分野での観光など、目的別観光による少人数での多様な観光客がふえています。観光客の多様なニーズに応える観光資源となるものを今ある柳川の歴史、文化、伝統、景観、風土、人情、産業などの素材を材料として開発していただきたいものです。

今後の5年先、10年先、20年先を目指した柳川の観光をどのような方向に持っていくのか、柳川市としてどのような構想をお持ちでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

あとの質問については自席から行いたいと思いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

産業経済部長（成清博茂君）

おはようございます。伊藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、本市では平成21年度から平成30年度までの10年間の観光施策のあり方を示した柳川市観光振興計画を策定し、持続可能な住んでよし、訪れてよしのまちづくりを進めているところでございます。

議員御指摘のとおり、本市では市民が柳川の暮らしに誇りと愛着を持つ住んでよしと、お客様に満足していただく訪れてよしのまちづくりを進めております。この住んでよし、訪れてよしのまちづくりに向け、市民の皆さんとともに地域資源を活用し、お客様の満足度を高める観光まちづくりをキーワードにさまざまな事業を展開しているところでございます。

また、昨年7月にはこの計画の中期計画期間となる5年が経過したことから、国、また九州、福岡の観光の第一人者に参画していただき、柳川市観光まちづくり推進委員会を立ち上げ、昨年12月に市長への提言書をまとめていただきました。提言の4本の柱であります、1点目に、交流人口をふやすための誘致事業を展開すること、2点目として、お客様の満足度を高め滞在時間を延ばし、柳川での消費をふやすための滞在力を強化すること、3点目といたしまして、官民連携したオール柳川のワンストップ組織を目指すこと、4点目として、水郷柳川ブランドの構築を目指すこととございます。特に伊藤議員の御指摘の滞在力の強化につきましては、提言における受け入れ面での最重要項目でございまして、受け入れの質を高め、お客様の満足度を高める取り組みを重視すべきという内容でございます。これは今ある川下り、ウナギのせいろに代表される食事などに加えまして、お客様が求める体験・交流プログラムやナイトメニューの開発といったサービスを提供することでお客様の滞在時間を延ばし、柳川に落ちる消費をふやすことで観光による地域の経済波及効果を高めようとするものでございます。

次に、今後の中・長期的な柳川観光の方向性についてでございますけれども、観光まちづくり推進委員会からの提言に基づく事業計画を立案し、国の地方創生事業の交付金等を活用したり、本市の今後10年間の総合戦略と連携し、効果的に展開していこうとしているところでございます。今後とも御支援、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

どうもありがとうございました。

旅行会社が企画するツアー観光旅行、仲間同士や家族の少人数の旅、のんびりした一人旅など、多種多様な旅のあり方があります。戦後、柳川観光の長い歴史の中では、3時間から4時間以内の短時間滞在型のツアー観光旅行に対応できる体制はある程度整備されていると思います。何が足りないかといえば、宿泊を含めた滞在時間が長くなるような観光資源を掘り起こし、今ある歴史、文化、伝統、景観、風土、人情、産業などの素材をもとに、斬新なアイデアを活用して、今まで顧みられなかった多くの素材に光を当てて検証し、新しい価値を見出すことが必要だと思います。そういった意味で、柳川の観光もこれから滞在時間が長くなるような施策に向けて、官民一体となって頑張りたいと思います。

次に、ここ1年余り、近隣諸国から観光客が急増して、全国的にホテルや旅館の予約がとりにくくなっているとの情報がありますが、柳川の状況はどのようになっているのでしょうか。

また、観光客の入り込み数、宿泊数はどのようになっているのか、そのうち外国人の方はどうなっているのでしょうか。

柳川におけるホテル、旅館の建設計画はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

観光課長（松藤満也君）

まず、市内の宿泊施設の受け入れ人数でございますが、約500人ございまして、海外客の伸びで週末を中心に予約がとりにくい状況でございます。

次に、統計データでございますが、平成26年の本市の観光動態調査では、入り込み客数が約125万9,000人、そのうち宿泊者数については約4万2,000人、外国人観光客については約9万人となっております。

以上でございます。

商工振興課長（古賀和明君）

柳川市におけるホテルの建設計画についてお答えをいたします。

市内における観光やビジネス目的の宿泊の利便性の向上と西鉄柳川駅前の都市機能の充実を図り、市内産業の活性化につなげるため、昨年9月、柳川市ホテルの誘致に関する条例を制定いたしました。これを受けまして、今まで市外に宿泊されていた観光客が柳川市内に宿泊していただけるように、柳川市へのホテル誘致に取り組んでいるところでございます。

条例制定後、6社のホテル事業者から問い合わせがあり、現在、そのうちの1社が柳川市への出店の意思を表明しており、現在、ホテル業者と地権者の協議が行われているところがございます。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

私の友達も柳川に来週来る予定にしておりますけれども、なかなかホテルがとれないということで相談がっております。本当に今、外国人観光客の急増で、九州どこでも宿泊の予約がとれないような状況になっているという情報があります。

では次に、柳川を訪れた観光客に対して、柳川の歴史的なストーリーをまとめたチラシ、または小冊子の配布を行って、柳川に対する最低限の知識を持って観光なり旅をしてもらいたいものです。柳川の統治者の歴史、文化人の紹介、掘割の成り立ち、干拓の歴史、寺社仏閣の歴史、海の道の歴史などの紹介があってもいいのではないかと思います。

また、インターネットでの柳川の紹介は項目をふやし、内容ももう少し詳しくすべきではないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

議員の御指摘のとおり、本市の歴史や文化、掘割を初め、多くの地域資源の物語はとても奥が深く、魅力的でございます。多くのお客さんに喜んでいただけるものと考えております。

本市では、平成23年度と24年度に緊急雇用対策事業を活用して、千の地域資源の物語としてまとめ、観光パンフレット「柳川旅物語」や季節の情報誌「柳川お出かけ帖」を製作するとともに、着地型観光「水郷柳川ゆるり旅」を始めたところがございます。また、インターネットにおいても月1回、「柳川お出かけWeb」として情報を発信しているところがございます。

今後につきましても、教育委員会や関係部署と情報共有、連携しながら、ますます充実させていくとともに、議員提案の小冊子の製作につきましても、まずは分野別に旅雑誌やフリーペーパー、インターネットなど、さまざまな媒体を活用しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

そういった小冊子等で柳川のことをよく理解した上で、やはり柳川の旅を満喫してもらいたいと思います。

次に、観光と農漁業の連携等の他産業とのコラボレーションについては、多くの可能性が期待できる分野だと思います。市民農園の整備によって、近郊の都市住民や市内の非農家の方々に土に親んでもらい、いろんな作物をみずから栽培し、収穫の喜びをかみしめていた

だき、みずから栽培した新鮮な作物を食していただく喜びを体験していただけます。また、ブドウやイチゴ、バレイショ、唐芋などの収穫体験、あるいは田植え、稲刈り、潮干狩りなどの農漁業体験が可能な体制づくりも検討されているのではないかと思います。さらに、いろんなイベントでの農水産物や土産の販売など計画すべきではないかと思います。

できれば道の駅の整備も早急に取りかかるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

本市では、着地型観光「水郷柳川ゆるり旅」のプログラムや「よかばんも～おいでん会」を初め、さまざまな団体やイベントにおいて収穫体験や農漁業の体験が行われています。例えば、中山大藤まつりや柳川ひまわり園、よかもんまつりなどのイベントにおいても、地域の方々による物販が行われているところでございます。

本市としましても、滞在力を強める取り組みを重視していますので、それぞれのイベントにおいて、さらに地域に落ちる消費をふやす仕掛けと仕組みづくりはとても重要だと認識しているところでございます。

以上です。

柳川ブランド推進室長（松尾 強君）

農業体験に関しましては、本年度、ソラマメ、オクラ、巨峰、イチジクなどの収穫体験を農協や関係課と連携し、実施しました。

収穫体験が事業として成立するように、参加料や収穫した農作物のはかり売り価格などを設定し、農家さんにもある程度収益を上げていただきました。また、参加者の感想や御協力いただいた農家さんの御意見などを伺いながら、課題の整理や新たな体験メニューの検討、本格実施する体制整備の検討が必要と考えているところでございます。

道の駅につきましては、観光客の誘致のほか、農水産物やお土産の販売など、地域の活性化に有意義な施設だと思います。販売する農水産物の充実や場所の選定など、さまざまな課題もありますが、関係機関と綿密に協議をしながら検討していきたいと考えているところです。

以上です。

19番（伊藤法博君）

やはりどうにか生産から販売、消費まで一体的な中で、いろんな産業が潤うような、そしてまた、訪れた観光客が喜ぶような一体的な事業の展開をぜひお願いしたいと思います。

次に、近隣の世界遺産との連携については、明治日本の産業革命遺産、すなわち製鉄、製鋼、造船、石炭産業などで佐賀三重津海軍所跡や三池炭鉱、これは宮原坑、万田坑の海底炭鉱と三池港が近隣に隣接して存在しています。こういった遺産を陸上からだけでなく、海のほうから船でめぐるのもいいのではないかと思います。そうすれば、三井炭鉱の人工島の初島にもめぐることができ、有明海のクルージングも可能になるのではないかと思います。

この点どのように考えておられるか、お尋ねします。

観光課長（松藤満也君）

私も人工島の初島と第2人工島については、船で実際、昨年行ってまいったわけですが、非常にいいなと思っております。本市といたしましても、佐賀や大牟田、荒尾の明治日本の産業革命遺産との連携は定住自立圏などを活用して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

議員提案の海からのクルーズでめぐるツアーにつきましても、とても魅力的で多くの可能性がありますので、関係者と協議しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

現在、有明海が疲弊して、魚介類の漁獲が非常に減少しておる中で、何とか漁民たちの副業にでもなれば本当にありがたいと思っております。

次に、ソフトバンクファーム球場が九州新幹線船小屋駅の近くにでき上がりつつあります。多くの野球ファンが訪れるようになると思います。そのファンの一部でも、何らかの交通手段を用いて柳川まで足を伸ばしていただく仕掛けをお願いしたいと思いますが、この点についてお考えをお聞きしたいと思っております。

観光課長（松藤満也君）

議員御指摘のとおり、ソフトバンクファームを活用した広域観光の取り組みは大切であると考えておまして、現在、筑後七国の事業を中心に、協議しながら計画を進めているところでございます。

また、自家用車利用者以外のお客様向けの2次交通手段につきましても、関係者と協議を進めながら、レンタカーであったり、シェアサイクル事業などについても十分に調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

野球ファンを柳川のほうに導くような、何らかの手段を考えていただきたいと思っております。

次に、県道大牟田川副線の沖端川架橋の完成後の活用については、有明海沿岸地域の交通が最短でつながり、両開、昭代、大和干拓堤防からの夕日、干潟、潮汐観察及び散策が楽しめる、昭代干拓旧堤防の整備活用次第では一連の新たな観光資源として脚光を浴びるかもしれません。また、沖端川架橋の完成後には橋からの眺望もすばらしいものになると思われれます。

そういったことも考えられますので、こういった沖端川架橋の完成を見込んで新たな事業展開をお願いしたいと思っておりますが、この点についてどのように考えられるか、お尋ねいたします。

観光課長（松藤満也君）

沖端川架橋の完成によりまして、昭代、両開、大和の交通アクセスが整い、自家用車はもとより、観光バスの通行量がふえたり、有明海、干拓堤防などの地域資源を活用した展開ができるというふうに考えております。例えば、農業、漁業、有明海を生かした体験プログラムを造成することで、小学生、中学生の社会科見学や修学旅行にお越しいただいたり、夏休みの親子体験などに結びつく可能性は十分ありますので、関係者と協議を進めて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

やはり新たな観光資源の発掘をしていただきたいと思います。

川下り船頭さん、それと、観光ボランティアの研修についてお尋ねします。

川下り船頭、観光ボランティアの人数はそれぞれどのようになっているのでしょうか。また、川下り船頭、観光ボランティアのスキルアップのための研修は組織的、体系的に、また、継続的に行われているのかどうかをお尋ねします。

観光課長（松藤満也君）

まず、川下りの船頭の数でございますが、現在、約80名でございます。市の観光ボランティアガイドについては23名でございます。

次に、研修会の開催についてでございますが、船頭研修につきましては、ことし1月、全船頭を対象に観光協会との共催で開催しまして、約60名の船頭さんが参加していただき、おもてなしや接遇、国指定名勝水郷柳河^{すいきょうやながわ}について学んでいただきました。船頭さんには受講のあかしとして、おもてなしピンバッジをお配りし、つけていただいているところであります。

今後も観光協会と協議しながら、計画的に実施してまいりたいと考えております。

また、市の観光ボランティアガイドにおいては、月1回の学習会や、年1回ではございますが、視察研修も実施しているところでございます。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

特に、柳川観光の目玉である川下りの船頭さんのスキルアップをぜひ継続的に体系的にしていきたいと思います。

次に、外国からの観光客の急激な増加でホテル、旅館の不足が現実問題となっております。近年、多くの集落で空き家が散見されるようになりました。そういった空き家を民宿として活用できるようにすべきではないかと思えます。そうした空き家を幾つかの集落の仲よしグループのおばさんたちが中心になって運営できるよう支援して、成功事例の見本をつくるべきだと思います。

昨日、12月9日の西日本新聞一面に「福岡市「民泊」お試し、人気コンサート時など限定、

ホスト世帯募る」との記事が大きく記載されていました。

空き家活用を含め、柳川市では民宿の整備はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

産業経済部長（成清博茂君）

議員の御質問にお答えいたします。

まず、民宿の整備についてでございますけれども、特に農家民泊の取り組みについては、昨年、グリーンツーリズム推進のために地域おこし協力隊を採用し、研修などにより知見を深め、農家や関係機関とのつながりを広げてまいりました。

本年度は東京の大学生をモニターとして農家に宿泊していただき、また、農家民泊セミナー等を実施してきたところでございます。

今後、民泊に意欲を持つ農業者の現地研修の実施や支援を行い、農家相互で民泊の課題を交換し合う場や関係機関からの情報収集などを実施していきたいと思っております。

また、きのうの新聞に福岡市の民泊試行の記事が載っておりました。これにつきましては、今、議員おっしゃいますように、福岡での人気歌手のコンサート開催日とかイベントのときに宿泊者が集中するというので、そういう時期に限って個人宅なりの民泊を認めるようなモデル事業を進めたということでございます。

この事業につきましては、観光客が来たいというときに宿泊できるのかとか、常時宿泊できる体制ではないかというふうに思います。しかしながら、宿泊を課題としております柳川市にとりまして有効な手段なのか、検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

本当にどこの市町村もやはりいろんなことを考えて、そういった観光客の誘致なり民泊ができるような手探りをしておるわけですので、柳川市としても、最初は少しであるとは思いますが、徐々にそういった試行錯誤を続けて、そして、そういった民泊の数が拡大していくような施策を取り入れていただきたいと思っております。

また、これはきょうの新聞でございましたので、通告はしておりませんが、きょうの西日本新聞に柳川市が宿泊代を半額負担するとかバスツアーに対して助成金を出すというような記事が載っていました。その総額16,000千円の助成だそうですが、宿泊代やバスに対する助成金等の単発的な事業もあっていいと思いますが、やはりそれより大事なものは継続的、永続的に観光を支える観光資源に投資をすべきではないかと私は思っております。

そういった意味で、やはりもっと裾野の広い、そして、5年、10年、長期にわたって効果が波及するような、そういったことに投資をしていただきたいと思っておりますが、その辺、何か御意見があれば。通告していませんので、なければいいのですが。

市長（金子健次君）

きょうの新聞に掲載された分については議会のほうにもお話をしておりましたけれども、今回、地方創生の先行型交付金という形で、交付金を活用するものでございまして、冬場の時期に大変宿泊客が少なくなってきたということと、今、問題になっております中国からの旅行者が多いバスツアーについて料金が高くなっているということで、それに対して助成をしようという制度でございまして、今、議員が言われるような長期的なプランについても、今後、十分検討をしていきたいと思っております。柳川市の柳川バージョンのDMOについても、今、課長がずっと答えておりますけど、そういうことを検討しております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

あらゆる面から、あらゆる手段を用いて、やはりそういった観光客の誘致なり観光資源の開発に尽力をしてもらいたいと思っております。

次に、集落の仲よしグループのおばさんたちによる郷土料理の研究開発、研修会を定期的、体系的に行って、やはりそういった民泊に備えるような施策も必要じゃないかと思っておりますが、この点についてお尋ねいたします。

観光課長（松藤満也君）

観光の面においても、地域住民の方々との交流とか、その土地ならではの食は大切な要素、キーワードだというふうに考えております。今後とも調査研究をしてみたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

そういったおばさんたちを活用して民泊に備えるような、裾野を拡大するような取り組みがやはり今後必要じゃないかと思っております。

B Sで200回も放送されている「小さな村の物語イタリア」やタイのテレビ番組で日本を紹介する旅番組の趣旨は、物見遊山的な観点からだけではなく、その地域に暮らす人々のふだんの生活そのものを外づらだけではなく内面からも描くという番組で、生活する人々の誇り、自信、ゆとりを持って暮らしている姿を映し出しています。ありきたりの暮らしの中に、伝統や歴史、喜びや悲しみ、怒りや苦しみを感じながら前向きに暮らしていく姿が新鮮に感じます。

柳川の歴史や伝統ある城下町、水利調整システムが息づくまち、詩情漂うまち、そうした柳川のふだんの暮らしをしのびつつ、ゆっくりと滞在していただき、柳川を満喫していただく観光地を目指していただきたいと思います。

この件について御意見があればお聞きします。

観光課長（松藤満也君）

議員紹介の旅番組は、すばらしいというふうに思います。本市におきましても、人口減少

や少子化、高齢化の中、大切な地域を子供や孫の世代に健全に引き継ぐために、みずから考え工夫し、行動して、持続可能な地域をつくる仕組みと仕掛けが必要でございます。滞在力の強化は受け入れの質の向上を図る上でも最も重視している考え方でございまして、本市の基幹産業である農業、漁業、商工業、地域団体など、地域の総力を挙げて連携しながら、先人たちから受け継いできている地域資源の物語を編集し、柳川ならではの滞在プログラムを造成してまいりたいと考えています。

そして、この事業の立案に当たりましては、地方創生の趣旨に鑑みまして、後継者の確保、育成、地域の所得向上、地域の雇用創出に結びつけていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

そういった意味で、やはり柳川のよさを全面に出せるような観光資源に光を当てるような施策をお願いしたいと思います。

次に、きのうの一般質問で白秋献詩の質問があっていましたが、11月2日の白秋祭式典には多くの皆様が参加されています。その中で、応募作品についての講評なり、その作品に対する選評する時間を四、五分程度とっていただくならば、文学作品の表彰式典に重みを加えるんじゃないかと思います。ただ来賓の挨拶とか、そういったことが淡々と進むんじゃなくて、やはり文部科学大臣賞をとられた作品とか県知事賞をとられた作品についての寸評というか、講評を少し時間をとっていただければ、来ておる人たちも文学作品の表彰式という重み加わるんじゃないかと思いますが、この点について教育長なり教育委員会のほうの答弁をお願いします。

学校教育課長（武田真治君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

白秋祭式典の白秋献詩のときに作品の講評を行ったらどうかという御提案ですけれども、白秋献詩におきまして、上位入賞作品のよかったところを参加者に対して講評することは、白秋献詩の審査会が詩に求めます詩の勢いやリズム、題材の目のつけどころや全体の構成といった審査の観点を広めることになり、次年度以降の作品の質の向上にもつながると考えます。

現在、講評につきましては、作成した詩集の中で審査をさせていただいている福岡県詩人会の方に選評いただいております。その詩集は白秋祭当日、受賞者、来賓などにお配りしております。式典で講評を行うとなると、式典の内容変更や時間調整などクリアすべき課題は出てくるとは思いますけれども、次年度以降の式典のやり方について今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

19番（伊藤法博君）

ぜひそういった観点から、やはりそういった時間をいただければと思います。

最後に、NHKクローズアップ現代「“小さな泡”が世界を変える!？」という番組が2015年10月6日に放送されました。泡といっても、ただの泡ではありません。肉眼では確認できない1000分の1ミリほどの大きさにしたウルトラファインバブルで、さまざまな驚きの効果があるそうです。水質浄化の分野でも、近い将来、ウルトラファインバブルの活用が期待されています。酸素の溶解を促進することで有機汚染物質を効果的に減少、分解できることは広く知られていることだそうです。特に有望視されているのは養殖業界での活用だそうです。ウルトラファインバブルを含む水で育てられた魚は通常より大きく育つことが確認されています。

掘割の水質浄化、有明海の再生にこのウルトラファインバブルの活用が大きく貢献するものと思われます。柳川市もウルトラファインバブルのこの件に関して、情報収集、研究をしていただきたいと思います。

この件に関して御意見があれば、最後にお聞きしたいと思います。

生活環境課長（松嶋真一君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

議員御提案のウルトラファインバブルが掘割の水質浄化や有明海再生に効果的であれば、それは大変有意義なものと考えますので、今後、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

これで私の質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、15番緒方寿光議員の発言を許します。

15番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。緒方寿光です。早速ですが、私自身のことし最後の一般質問を行います。執行部側には事前にこちらから質問通告をまとめた書面を渡しておりますので、ぜひ簡潔明瞭な答弁を求めます。

また、議長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

私の今回の質問は大きく3点です。

まず1点目は、柳川駅東口のホテル誘致の現況を具体的にお聞きします。

この件では、昨年10月に既に柳川市ホテル誘致条例が施行され、1年と2カ月が経過しようとしておりますが、現時点での誘致の状況がよくわかりません。そこで、これまでの経緯と今後の展開等をお聞きします。

2点目の質問は、市内の小・中学校でのいじめ、不登校の実態、そして、その対策についての質問になります。

特に、最近ではネットいじめが大きな社会問題となっておるようであります。そこで、この件を含めまして、市としてのいじめ、不登校の実態等を把握されていると思いますので、その対策を含めましてお聞きをいたします。

3点目は、地方創生での柳川版総合戦略の重要施策は何か、お聞きをいたします。

なぜあえてお聞きするのか。それは、いよいよ平成27年度末まで残すところ3カ月となりました。今後、柳川市の将来を決めるであろう5カ年計画の策定も大詰めのためにはないかと考えているからであります。

そこで、現時点において柳川版総合戦略で特に力を注ぎたいと考えられている重要施策を大きく4点ほど聞かせてください。

以上が今回の私の質問の要旨になります。これから先の具体的な質問は議席より一問一答で行います。執行部からの簡潔明瞭の答弁を求め、私の壇上からの質問とします。

以上です。

15番（緒方寿光君）続

まず最初に、柳川駅東口のホテル誘致の進捗状況をお聞きします。

先ほど冒頭にも述べましたが、平成26年10月に柳川市ホテル誘致条例が施行されております。この間、今日まで誘致の状況、経過、これを具体的にお聞きいたします。

商工振興課長（古賀和明君）

緒方議員の御質問にお答えします。

ホテル誘致のこれまでの経過についての御質問でございました。先ほどの伊藤議員へのお答えにかぶるところもあろうかと思えますけれども、よろしく申し上げます。

市内における観光やビジネス目的の宿泊の利便性の向上と西鉄柳川駅前の都市機能の充実を図り、市内産業の活性化につなげるため、昨年9月、柳川市ホテルの誘致に関する条例を制定し、それ以降、6社のホテル業者と協議を行ってきました。現在のところ、柳川市へのホテル出店の意思を示しているのは1社であります。そして、現在、その1社のホテル事業者と土地の地権者が協議を行っているところでございます。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

次に、今回、柳川駅東口に誘致を予定されているホテルの概要ですね、要はどのようなコンセプトを持たれているホテルなのか。そして、建築面積、延べ面積、およそで結構でございますが、そして、何部屋ぐらいあるホテルなのか、何階建てぐらいのホテルなのか、その概要を聞かせてください。

商工振興課長（古賀和明君）

先ほど緒方議員のほうから誘致予定のホテルの概要についてとお尋ねがございました。

私どもがホテル業者から聞いておりますのは、6階から8階建てで150室から180室程度の規模で、柳川駅の雰囲気合うような外観にしたいと、そういう構想は持つてはいるかと。ただし、ボーリング、地質調査も行っていない現段階で、何階建ての建物になるのか、また、客室を何室にするかと、そういったことについては明確にはお答えすることはできないと、そういうことでございました。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

そうしますと、ホテルの今回の誘致予定に当たりまして、ホテル建設予定地、この周辺的环境調査、例えば、日照、そして、騒音の問題等々あると思いますが、こういう周辺環境調査、協議と申しましょうか、これまでにどのような形で進んでいるのか、経過及び内容を聞かせてください。

産業経済部長（成清博茂君）

ホテル建設の周辺環境調査についてお答えいたします。

ホテル事業者さんが周辺環境調査や地元の住民の皆様に対し説明会を実施するよう、市からも事業者のほうに対して働きかけをし、地元の住民の皆さんの御理解を得られるよう努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

一番大事なところを聞かせていただきますが、これまでホテルの誘致予定で進んできているわけですが、特に最も大事な建設予定地になっている地元地権者とホテル側との全ての合意、これは完了しているのでしょうか、お尋ねいたします。

産業経済部長（成清博茂君）

ホテルと地権者との合意はできたかという質問でございますけれども、現在、ホテル業者と地権者の間で前向きな協議が進んでおる状況でございます、年内には合意できるのかなというふうに聞いているところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

そうしますと、柳川市としてホテル誘致の実現へ向けて、今後、これから1年間、前向きに進むわけだと思いますが、このタイムスケジュール、どういう今後のスケジュールを柳川市としてお持ちなのか、そこを聞かせてください。

産業経済部長（成清博茂君）

今後のホテル進出のタイムスケジュールということの質問にお答えいたします。

現在、地権者の皆様と協議をされております。その協議が調った後、ホテル事業者としてもボーリング調査、また、設計、基礎工事、本体工事に入っていくかと思っております。そして、オープンにつなげていくという形になるかというふうに思っております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

そうしますと、再度具体的にお聞きをしますが、今回、柳川市のホテル誘致条例の内容、これは優遇措置がうたわれているわけですが、例えば、固定資産税の10年間で限度とした課税免除、そして、上下水道使用料の5年間で限度としての2分の1の額の減免、そしてまた、建設費の補助金、総額1億円を限度とする交付、そして、雇用奨励金の交付などがあります。

そこで、今回、この誘致が成功して、要は誘致決定がされたということであると、具体的には柳川市とホテル側との協定書、これが締結されることとなると、そんなふうに私は考えておりますが、いつごろどのような形で締結される予定なのか、そこをお聞かせください。

産業経済部長（成清博茂君）

議員おっしゃいます市とホテル側との協定の締結についてですけれども、協定書の締結につきましては、ホテル事業者と地権者の協議が調った後、議員おっしゃいますように、地元の雇用や地元食材の使用など、市内産業の振興につなげるような内容を協議して進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

先ほど産業経済部長からお話がありますが、特に、地元市民の雇用を可能な限り受けてもらうようにホテル側にもぜひ提案をしていただきたいと思いますし、柳川の特産品もいろんな形がありますので、ホール内でそういった意味では販売、導入などをぜひ提案していただいて、よりよいものをつくり上げていただきたいと思います、そんなふうに考えているところであります。

そして、次の質問なんですが、今回のホテル誘致が成功した場合、柳川市としての経済効果、これがどれほどになると考えてあるのか。例えば、誘致後、どれぐらいの動態の予測が

できていて、そして、消費額が大体これぐらい見込めるだろうというような予測を立てられているのであれば、ぜひ教えてください。

産業経済部長（成清博茂君）

ホテル誘致後の経済効果ということでございますけれども、具体的数値についてはなかなか把握できかねるところで、しておりませんが、ホテル誘致条例におきまして市内の宿泊施設の立地を促進し、都市機能の充実を図り、市内の産業の振興を図るということを目的としております。

今回、柳川駅東口にホテルが立地することになれば、滞在型の観光を目指して進めているナイトメニューなどの取り組みを強化、また、市内に泊まっただけの観光客が増加し、観光産業の活性化につながるというふうに思っております。

また、駅東口の活性化につながることはもちろん、その効果は駅西口にも波及すると思えますし、柳川駅周辺全体においてもにぎわいにつながると考えます。

さらに、市内の事業所の商談にお見えになるお客様が柳川市に宿泊していただくことで、ビジネス関係の交流人口が増加し、市内の産業振興につながると考えております。

現段階におきまして、先ほど言いましたように、経済効果は数値では予測できませんけれども、柳川市に及ぶ経済効果はかなり大きいだろうというふうに認識をしております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

実は皆さん御存じのように、みやま市が宿泊施設を誘致するための条例を来年1月1日施行を目指して制定されようとしているわけでありますが、これは私自身がさまざまな方から聞いた情報なんですけど、今回、名前は出しませんが、ホテルの概要としましては150室ぐらい、そして、地上7階建てぐらいというものをいろんな方々から聞いております。そういった中で、先ほど産業経済部長から話がありましたが、今後、この周辺にできる限り、にぎわいの場と申しましょうか、ここをやはりいろんな形で誘致できるように、具体的には何回も私もこの件では質問させていただいておりますが、にぎわいの場の創出と申しましょうかね、いろんなものをここに入れていくというような柳川市としての方向性、スタンス、そして具体的な施策、これをぜひ推し進めていく必要があるのではないかと、そういう時期ではないかと私は考えておりますが、この件について市長の見解がありましたら、ぜひ教えていただきたいと思えます。

市長（金子健次君）

それでは、お答えしたいと思います。概要については大体そういうような内容になっております。具体的には、ソフトバンクホークスそのものも来年3月には2軍、3軍が参りますし、そういう面での相手チームの宿泊とか、そういうこともいろんな形でどのくらいでき

るのかという照会もあっておりますし、これから先、ビジネスホテルになっておりますので、恐らく夕食をホテルじゃなくて周辺のかいわい、西口かいわいとか、いろんな分についても、かなり金が落ちるんじゃないかという見方をしておるところでもございます。

遊技場とかなんかは東口にはできませんけれども、かなりの活性化ができるというふうに私は見込んでいるところでございます。今現在、新聞等で福岡市の宿泊施設が少ないので民泊と、ここ数日、ずっとそういう報道がなされておりますけれども、そういう流れの分についても柳川に泊まっていたら、そして、川下りをして、いろんな食事をしていただいて、食文化についてもいろんな形で今やっておりますので、私は活性化する起爆の拠点にしたいというふうに思っております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。ぜひスピードを持って実現をしていただきたいと、そう考えているところであります。今回の誘致につきましては成功を強く期待しております。

2点目の質問をさせていただきます。

2点目は、いじめと不登校の実態、そして、その市の対策について質問をいたします。

まず、柳川市の小・中学校のいじめ認知件数、これは年度別の集計の資料によりますと、平成26年度が小学校が20件、そして、中学校14件、合計で34件になっているようです。

そこで、質問しますが、この34件のいじめが現在どのようになっているのか。全ての問題が解決したのかどうか、いや、解決していなくて、まだまだこういう状況だと、そういう状況を把握してあるのであれば、簡単に結構ですので、御答弁をお願いしたいと思います。

学校教育課長（武田真治君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

まず、平成26年度分のいじめの34件の実態につきましてお話しします。

内容といたしましては、冷やかしかからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われたもの、あるいは軽くぶたれたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりしたものが内容であります。

なお、少数であります。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷、嫌なことをされるというものもありました。

この分に関しましては、34件のうち26件が解消をしております。8件が継続支援中、解消に向けて取り組み中ということになっております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

その中で、重大事態と申しましょうかね、重大事態があれば、その件数と内容をお聞かせ

ください。

学校教育課長（武田真治君）

いじめの重大事態ということですが、いじめの重大事態の定義をまず申し上げます。

いじめ防止対策推進法でいじめの重大事態といえ、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとされております。具体的に申しますと、児童・生徒が自殺をはかった場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合、また、いじめにより年間30日以上欠席をすることを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、さらに、児童・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合も重大事態が発生したとみなしております。

平成26年度におきまして、本市において、いじめの重大事態が1件発生しております。

内容といたしましては、被害生徒が友達からからかいを受け、学校を休みがちになり、30日以上欠席に至ったという案件です。詳しく触れますと、本生徒は学校を不登校になった直後は、学校復帰を目指す施設であります適応指導教室「ありあけ」へ半年間ほど通級ができていましたが、その後、適応指導教室で仲のよかった上級生が卒業したことなどの環境の変化によりまして適応指導教室も休むようになっております。

現在は本人、保護者とのつながりを継続するため、学校が家庭訪問を続けています。また、その中で学校への復帰を目指した「ありあけ」への通級を促して、継続的な取り組みを行っているところです。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

それでは、今度は不登校、この認知件数ですね、小・中学校での不登校、小学校が26年度で11件、中学校が60件ということで合計で71件となっているようでございますが、特に、中学校におきましては平成24年度が36件、25年度が51件の推移がありまして、この1年間で10件以上増加しているような状況にあるようであります。

そこで、質問しますが、この71件の不登校の現況、そして、その件数は現在どのような状況になっているのか、そしてまた、先ほど話をしました重大事態ですね、このものがあれば、その重大事態の件数と内容をお聞かせください。

学校教育課長（武田真治君）

不登校の実態につきましては、いじめや友人関係をめぐる問題、親子関係をめぐる問題や本人の無気力など、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあるため年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものを件数として上げております。

その不登校の増加につきましては、不登校になった原因でふえているものが不安など情緒的混乱、これは登校の意思はあるが体の不調を訴え登校できない、漫然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しないものです。この原因によるものが増加をしております。

重大事態につきましては、先ほどのいじめのところでお話ししたものが30日以上欠席というところで不登校となっております、それが該当いたします。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

特に、義務教育9年間の中で、いじめや不登校が原因で本人がつまずいて、その後、取り返しのつかない事態に陥ることもありますので、この9年間は大変重要な時期だと私は考えております。

そこで、質問しますが、まずは柳川市のいじめ防止の対策について、簡単で結構ですので、どういう対策を打ってあるのか、ぜひ教えていただきたいと思います。

学校教育課長（武田真治君）

いじめの防止対策というところですが、まず最初に、いじめの早期発見の取り組みといたしまして、学校において定期的なアンケート、また、全保護者を対象にいじめチェックリストを配布もしております。加えて、一部学校では保護者アンケートも実施しております。また、校内いじめ対策委員会において、児童・生徒のささいな変化や気になる情報に対して、担任だけでなく、それ以外の教職員も情報の共有化をするようにしています。

今後は一人一人の教職員のアンテナを高める研修を計画的に実施いたしまして、各学校の組織的な取り組みを充実させていきたいと思っております。

それと、まずその前に、いじめを生まない教育活動ということで行っている部分もあります。児童・生徒がいじめを許さない強い心やいじめられている子を思いやる温かい心を持ち、周りの人と協調しながら自立的に生活できる子供を育てることが重要だと考えておりまして、学校の教育指導計画にいじめ防止全体計画を位置づけております。道徳教育や人権・同和教育の充実をその中で図っております。

また、豊かな心の育成を図る教育を学級活動、学校行事等においても重視いたしまして、生命尊重、思いやりなどの内容を重点的に指導し、いじめを生まない教育活動を推進しています。さらに、学級経営の中核に子供と教師の信頼関係づくりを位置づけ、子供と教師、また、子供同士のコミュニケーションづくりを大切にしています。

あと、いじめ防止の基本方針というのを昨年制定しております。その中で対応をしております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ぜひ徹底をしていただきたいと思いますが、先ほど課長がおっしゃった柳川市では平成26年11月に、今からちょうど1年前なのですが、いじめ防止基本方針というものが策定されています。

その内容について2点質問させていただきますが、1点目、まず、いじめ問題対策連絡協議会、こういう組織がいつ設置をされ、そして、その組織構成がどういうふうになっているのか、そして、組織の目的と申しましょかね、そこを3点お聞かせいただけませんか。

学校教育課長（武田真治君）

お尋ねのいじめ問題対策連絡協議会につきましては、市長部局で設置するとされておりまして、いじめ防止に関係する機関及び団体の連携を強化し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするものです。構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察などです。

いじめ問題対策連絡協議会は、現在、設置に向け、市長部局と協議を進めているところです。

以上です。

15番（緒方寿光君）

具体的に質問しますが、いつごろの設置を予定されておりますか。

学校教育課長（武田真治君）

市長部局と今のところ具体的な設置の年月までははっきり決めていないという状況です。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ちょっとここにこだわっていますけれども、ある程度この時期にこの設置をやりたいとか、そういう方針はあると思いますが、教育長、もしその方針をお持ちであれば聞かせていただけますか。

教育長（日高 良君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

いじめ問題対策連絡協議会の設置についてでございますが、議員御承知のように、本年度は総合教育会議というのを新たに設置しておりまして、その中でも重要な内容として子供のいじめ、不登校問題について取り扱う項目を設けたところでございます。これに基づきまして、できれば本年度中に設置を考えたいというふうに思っております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

2点目の質問ですが、この方針が立てられました。そして、今後、仮に重大事態、これが

発生したときの調査、そしてまた、再調査と申しましょうか、そこを行うための機関はどこになるのか、教えていただけますか。それが先ほどの連絡協議会なんではないでしょうか。そこを教えていただけますか。

学校教育課長（武田真治君）

重大事態が発生した場合ですけれども、まず、学校が重大事態が発生したことを教育委員会に報告いたします。次に、教育長が調査主体を学校のいじめ対策委員会にするか、教育委員会の柳川市立学校いじめ防止対策委員会にするかを判断します。それを受け、委員会は再度詳しい調査を実施し、その結果、教育委員会や市長に報告をいたします。さらに、保護者並びに当該児童・生徒への調査結果の報告をします。それでも解決が図れない場合、市長部局が再調査の対応を行うということになっております。

だから、先ほどの調査を行うのは、学校のいじめ対策委員会、あるいは教育委員会で設置しますいじめ防止対策委員会、そして、その調査でも解決が図れない場合に市が設置しますいじめ問題調査委員会、その3つがあります。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ぜひ改めてこれから先の方針を徹底していただいて、いじめ撲滅と申しましょうかね、ここまでいくのは時間がかかるかもしれませんが、ぜひそういう気持ちを持って対応していただきたいと思っています。

ただ、私が今、学校教育を含めまして全般的に見てみますと、陰湿ないじめと申しましょうかね、集団的ないじめと申しましょうか、要は一番社会問題にもなっていますネットいじめですね。携帯電話、スマホ、インターネットで人の悪口を書き込んだり、不特定多数に書き込むと。そして、これが顔が見えない、非常に厄介なものであります。これが大変急増しているわけでありまして。このネットいじめを受けた児童・生徒というのは結構多いと私は思いますね。この被害に遭った子、被害と申しましょうかね、そういうことをやられた子は非常に人間不信に陥りまして、これが学校に行きたくないとか、結局は、自殺とは言いませんが、そういうところまで追い込まれる可能性もやっぱりなきにしもあらずなんですよ。

このネットいじめ、非常に見えにくい。24時間、どこでもやると。非常に問題が大きくなっていると私は考えております。この問題は対症療法も大事なんですけれども、先ほど課長がおっしゃった未然に防ぐと、未然防止と、ここの対策をやはり打つ必要があるのではないかと考えております。

これは教育民生委員で先月、埼玉県の教育を視察させていただきました。樽見教育部長にも同行していただいたわけなんですけど、ここでやってある未然防止対策は、県内の多くの学校でネット利用のルールづくりと申しましょうかね、これを学生にやっていただいて、そして、学生みずからが取り組んでいくという施策が進んでおります。そして、その成果も既に

出ておりまして、ここに成果をいろいろ書いてありますが、特にこの件については、ルールづくりを実施する前までは生徒指導部が指導するための規定のみであったものが、この取り組みを通して生徒自身が守る行動指針ができて、さらには生徒自身が策定したことで、ネットの使い方、これを見ずから考えて行動する自助、共助につながったと。そして、抑止力が大変高くなっているという成果もあるわけであります。

そういった中でも、私はこの柳川市の、特に中学校ですね、こういう自主的な取り組みを提案される、やっていただくということは、今、大事な施策ではないかなと強く考えておりますが、教育長の考えがありましたら、ぜひお聞かせをいただきたいと思っております。

教育長（日高 良君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、今、情報の世界ではスマホや携帯電話を使いまして誹謗中傷というのが全国的な問題ということで取り扱われているところでございます。柳川市にありまして、この事実は同じ傾向にございまして、特に議員御指摘の中学校におきましては喫緊の課題というふうに考えられているところでございます。

柳川市といたしましては、基本的には携帯電話やスマホというのは学校では所持しないというルールを設けております。一方、PTA等との連携という中で、本年度、市P連のほうからスマホの使い方について、共通に中学校6校に紙面で啓発を図っていただいているところでございます。

今後でございますけれども、そういったPTAとの連携とか、そもそも学校教育の中で持ってこないというのも大事なんですけれども、現状を考えると有効な使い方を指導するという時期に至ったろうというふうに思っておりますので、各教科、そして、特別活動の時間等を使いまして正しい使い方について指導してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

望むならば、やはり中学校の生徒みずからがいろいろ議論して、スマホの使い方はこうせないかなとか、ネットの使い方はこうせないかなとか、そういうルールづくりを見ずからがやるのが、ああ、こういうことをやってはいけないと、これは絶対やっていけないことだとみずからが気づくことだと思いますので、先ほどのいろんな講演会もされている、紙面でも渡している、それもいいんでしょうけれども、もう少しそこを突っ込んで施策を打っていただく必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

教育長（日高 良君）

お答えいたします。

埼玉県の視察の報告は部長から聞いたところでございますが、県立高校においての取り組

みというふうに向ったところでございます。仮に中学校でそういった自分たちでルールづくりというのを考えさせた場合につきましては、学校、家庭でのスマホ、携帯電話の使用をある意味認めるといようなことにもなりますので、今のところその部分においては実施していないという状況でございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

いずれにしても、学校では携帯電話、スマホも持ってきてはいけない、それはそのとおりだと思いますが、家に戻って、24時間、やはりインターネットを使える現況に今はあるわけなので、やはり学校にいる時間だけではなくて、さまざまな時間を通してこの問題は根深くはびこっておりますので、ぜひ今後はここについても少しずつ生徒みずからいろんな使い方を考えられるようなものをぜひ推進していただければということであります。

いずれにしても、柳川市内の児童・生徒が学校に元気に安心して通って、そして、生き生きと前向きに勉強ができると、いろんな部活もできるというような環境づくりをやるというのが最大の目的でありますので、さまざまな施策をぜひ打っていただいて、今後、教育は柳川が一番なんだというぐらいのですね、地方創生の観点からも申しますと、移住、定住にもつながっていく問題ではないのかなと思っておりますので、特徴を持った教育をぜひやっていただきたいと、そう考えております。

次に、最後の質問をいたします。

柳川版総合戦略の重要施策、これをお聞きします。

冒頭にも述べましたが、いよいよ平成27年度末、3月末におきまして、柳川の将来を決めるであろう5カ年計画を策定しなければならないという時期に来ております。私自身は、柳川版総合戦略という名前もそうなんですけれども、やはり柳川市の特性を生かした戦略に仕上げるのが最も大事ではないかと考えております。例えば、市民の方が言われておりましたが、柳川は観光、環境、感動ではないかと。この3つのまちづくりを基本にしたらどうかというような提案もいただいたわけでありまして。簡単にわかりやすく言うと、柳川市は田園都市の中の位置づけで、要は柳川の財産、つまりは掘割、こういうものを再生して、きのう江口議員から質問もあっておりましたが、水の浄化も行う。そして、本物の水都と申しましょかね、ここをやはり実現することが今最も大事ではないかと、そんなふうな話をされました。そして同時に、北原白秋先生や柳川の偉人、この方々を生かしたまちづくりというものも大事で、さらには農業、漁業、ここは6次産業化を目指すのはもちろんなんです、先ほど伊藤議員からも話がありましたが、同時に、民泊、民宿、これも推し進めていく、そして、滞在観光につなげる。そして、グリーンツーリズム、市長が以前おっしゃってあった柳川ツーリズムに結びつけていくと、このスピードをやはり上げていく必要があるのではな

いかと思います。

そして、昨日、矢ヶ部議員のほうからも話があったておりましたが、若い子育て世代の人口の定着、このことも実は大事でございまして、ここにやっぱり焦点を絞って、この柳川市は田園都市として生きていく必要があるのではないか、自立していく必要があるのではないか、そう考えておりますが、今現在で柳川版総合戦略、ここの4つの柱と申しましょかね、これとこれとこれは力を注いでやるんだというような施策、重要施策がありましたら、ぜひ簡潔に教えていただきたいと思ひます。

副市長（成松 宏君）

緒方議員から4つの柱、重要施策ということで御質問がありました。

議員のおっしゃるとおり、この地方創生そもそもが地域の特性を生かして、地域で知恵を絞って、将来の人口減少に歯どめをかけていこうという施策ですので、大前提で必要なのは、やはり地域資源の掘り起こし、それは物、人、事ということだと思ひます。人もそうですし、物もそうですし、やっぱりストーリー、そういったものも含めてやっていかないといけないというふうに思っているところでございまして。

4つの大きな施策、私どもは4つというのが「ふるさとづくり」「ひとづくり」「まちづくり」「しごとづくり」という形で考えました。ほかと違う総合計画の特徴としては、「ふるさとづくり」ということが入っているというのがほかの市町村と多分違うところだと思ひます。なぜそこに持っていったかという、地域性として余り表にがんがん行って自分たちを自慢するところがちょっと見えないというのがアンケート等て出てきたと。だから、もっと自分たちの誇れる、誇っていいんだよというものをつくっていきたくし、実際そういったものを自分たちで物、人、事の中から掘り起こして見つけていこうという、そこが「ふるさとづくり」ということで1番手に持ってきています。

今、全体の施策そのもの、国の施策そのものが御存じのとおり、一億総活躍社会とかも出てきて、ちょっと不透明感が出てきていますけれども、我々柳川としては、4つ柱を上げましたけれども、私は「ふるさとづくり」をまずしっかりやって、さっき議員が言われた掘り起こしをしっかりとやるべきだというふうに思ひています。

具体の施策としましては、「ふるさとづくり」では、やっぱり教育というのが大切になるというふうに思ひます。教育をして、それを広げないといけない、皆さんで共有しないとけないと思ひますので、コミュニティのサイトづくりであるとか、あとはちょっと新聞紙上でも出ていましたけれども、同窓会支援とか、そこら辺、やっぱり外に行つた人に同窓会て戻つてきてもらつて、やっぱり柳川はいいよねとみんなて話し合つたり、また東京に戻つたときに柳川のことを、同窓会に行つてこんなおもしろかつたから今度一緒に行こうよとか、そういう取り組みは非常におもしろいんじゃないかなというふうに思ひます。

次に、「ひとづくり」ですけれども、こちらは出産育児ガイドブックとか、きのうからい

る御質問が出ていましたけれども、保育料関係。ただ、これは国のほうが一億総活躍社会で出生率1.8を目指しますと言っているので、ベースとしては国が施策を打ってくると思いますので、そこをしっかりと注視して、いい施策をどんどんキャッチしていく必要が大前提としてはあるのかなというふうに思います。

3つ目は「まちづくり」ですけれども、やっぱりこれは皆さんとの市民協働ということをしっかりやっていかないといけないというふうに思っています。これから柳川市の財政は非常にですね、皆さん御存じのとおり、合併特例債とかの期限も間近ですし、大型事業もありますので、やっぱり市民協働ということで市民の方と一緒に考える、そこを仕組み化していかないといけないと思っています。

最後、「しごとづくり」ですけれども、「しごとづくり」につきましては、今、柳川市の商店街の中に既にやっていますけれども、インキュベーターハウスとか創業者支援、そういったことをやっていますし、先般、全協でだったと思うんですけれども、お話ししました企業の立地促進ですね、そういったことも、立地促進のための調査をやっていますので、そこら辺から本当に柳川にとって必要な業種、こういった形で企業を呼ばいいかということをしっかり考えていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

副市長、答弁ありがとうございます。

次に、これは私の提案なんですけど、具体的に話をさせていただきますが、今、水都ということで、電車も走っておりますし、水郷柳河すいきょうやながわ、これにも指定されたわけではありますが、昨日、江口議員の話もありましたが、掘割の再生、そして水の浄化、ここにはもう少しじっくり時間をかけて、本物の水都をつくり上げるというぐらいの気概で取り組んでいただきたいというのが私の希望でもありますし、提案でもあるわけなんですけど、例えば、水管理を一元化するシステムを構築するだとか、クリークの上流、下流ありますけれども、そこにきちんとした調査の上で指標をつくって、どこからでも管理ができるというぐらいのシステムが今この柳川には必要ではないかと私は思っております。

水路の整備等々、いろんな事業がたくさんあっているわけなんですけれども、やはり今までとは違う水の流れになっているところもかなりありまして、どこかで滞ったり、そして、大雨のときはどうしても冠水したり、そういう状況を非常に最近よく目にするところではありますが、この水管理システム、水の一元化で管理できるようなシステム、これを柳川市は水都と言うぐらいであれば先駆けてやる必要があると考えておりますが、ここについて見解がありましたらお聞きします。

水路課長（松永泰治君）

緒方議員の御質問にお答えします。

水管理システムの一元化ということでございますが、これを行うには、各地区にある樋管の操作が不可欠となります。柳川市内の掘割の水量は、上流の取水口の水量に左右されます。これは季節や天候に大きく左右され、日単位で変化します。これに対応するため、樋管が設置されております。現在、市内には約1,100カ所の樋管が存在しております。このうちの樋管管理は柳川市は500カ所であります。

水管理の一元化につきましては、農作物の作付の種類、雨量、上下流域との連携、取水口の状況などを勘案する必要がありますので、今後も用排水路管理委員会や樋管管理人、土地改良区、柳川みやま土木組合、花宗太田土木組合と連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

現在、合併により三橋と大和の水利組合の話合いがスムーズになり、塩塚川にある坂井出堰の改修や筑後導水路の通水などについても連携ができてきております。また、二ツ川から城堀に流れ込む水量につきましても、三橋と柳川の連携が着々とできてきております。

このように、少しずつできることから行っていき、上下流の連携を図っていきたいと考えております。そして、本市では国営防災事業、県営クリーク防災機能保全対策事業、県営農業水利施設保全合理化事業、県営集落基盤整備事業など大規模な水路整備を計画し、工事を実施しております。これらの事業が完了すれば現在より水路の貯水能力や通水機能も向上するため、事業完了後の水路形態を検証し、水管理システムの一元化を図りたいと考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ぜひ本物の水都を目指して、じっくり施策を打っていただいて、実現をしていただきたいと強く要望させていただきます。

そして、2点目の提案なんですけど、これは北原白秋先生を活かしたまちづくりということですが、市長もこの件については、白秋サミットや童謡コンサート、これを頻繁に開かれて、これはこれで、ぜひこれから先も進めていただきたいと思っておりますが、例えば、これも教育民生委員会で小田原に北原白秋先生を活かしたまちづくりということで視察に行っていました。そこで何があるかと申しますと、小田原駅からおりて、北原白秋先生の散策道路、そして、文学者の散歩道路と申しましょうかね、こういうものが小田原駅をおりて4キロコースがあって、そしてまた小田原駅に戻ってこれるというような文学散歩コースがあるわけなんですね。具体的に言いますと、歩道に白秋先生のいろんな絵だとか資料がタイルで埋め込んでありまして、それを目印に歩いていくと必ず4キロ、また小田原駅まで戻っていくというような非常にストーリー性のある歩道でありました。そして、要所所には文学者の方々のいろんな、ここでどういうことがありました、ここはこういうところなんですよというようなストーリー性のあるサインがありまして、これは非常に趣が

あって文学のまちとしてはぴったりだなと思って帰ってきたわけなんです、結論から言いますと、せっかく柳川もこれだけ立派な柳川駅ができたわけなので、柳川駅をおりてそういう散策できる散歩道だとか、北原白秋先生の生家周辺の散策散歩道でも何でもいいと思いますが、ここら辺にもう少し観点を絞って白秋先生を活かしたまちづくりをやっていく時期ではないかと、そう考えているわけですが、ここに何か所見がありましたらお聞きをさせていただきます。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

市や産業の活性化のため、まち歩き観光の振興は大変重要であると考えております。現在、市内には各種サインを約150基、うち説明等のサインを約50基設置しており、市で推奨いたしておりますまち歩きコースや柳川市の観光ボランティアガイドで設定されているまち歩きコースも数多くございます。しかし、観光客の皆様からはまち歩きに関していろいろな御意見をいただいておりますけれども、その中で特に意見が多かった老朽化が進む水辺の散歩道の改修と道に迷われる方へ対応するため既存サインを生かしたサイン計画を現在検討を進めているところでございます。

緒方議員が言われますように、西鉄柳川駅からまち歩きを始め、駅に戻るストーリー性を持つ散策道整備や白秋生家周辺の白秋ロードなど、途中で文学碑やパネルなどを設置する整備も今後検討していかなければならないというふうに考えますが、まずは既存の施設を活用し、磨きをかけ、わかりやすくまち歩きの誘導ができるよう進め、まち歩き環境の向上を図ってまいりたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

せっかくの地方創生の柳川版総合戦略をつくるに当たって、やはりそういう観点からももう少し力を入れて、やるべき事業は既存のものを補修する、修理するだけではなくて、もう少し柳川に来ていただく入り込みの観光客126万人、そういう方々がもっと散策をしていただく。そして、ストーリー性を持って散策もできて、もう一回来てみたいというぐらいのスタンスで捉えていただきたいと思っておりますし、ぜひこれは検討していきたいということなんですけど、もっと前向きにぜひ検討していただきたいと思っております。

次の質問をしますが、先ほど伊藤議員から話があったおりましたが、民宿、民泊の件でお話をします。

特に、柳川の26年度入り込み観光客は126万人、海外からおよそ9万人ですね。そして、川下り34万人、そしてまた、宿泊客が4万人、消費額52億円ということで、全体伸びているんですけど、やはりどうしても宿泊の数が伸びていないんですね。これはインフラ整備のことにもなるかもしれませんが、やはり柳川市というのは田園都市でもありますので、ぜひ

先ほど話があった民泊、民宿をもってこの地域ではないかと思っているわけであります。特に、特区だとか旅館業法の緩和のもとで、民宿、民泊のやる気のある市民の方々にある一定の条件のもとで、民宿、民泊に改修をしたいということであれば、その費用を柳川市が一部助成をするぐらい施策を地方創生の観点からもなぜやっていたらいいのかなと大変残念に思っているところでございますが、やはりここも少しスピードを上げて、グリーンツーリズム、柳川ツーリズムをぜひ実現していただきたいと思っております。

当然のことながら空き店舗もあるわけですし、空き家も多くありまして、その有効利用を含めて、そして、雇用も多少ふえていくと思っておりますし、柳川の食材も提供すれば自然に特産品のPRにもなるわけでありますので、もっとこの部分には地方創生の観点から力を入れるべきだと思っておりますが、所見がありましたらぜひ聞かせてください。

農政課長（林 誠君）

緒方議員の御質問にお答えします。

先ほどの伊藤議員への産業経済部長の答弁と一部重なるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

民泊、特に農家民泊の取り組みにつきましては、昨年、グリーンツーリズムの推進のために地域おこし協力隊員を採用し、研修などにより知見を深めていただき、農家や関係機関とのつながりを広げてまいりました。

本年度は農家民泊に関心を示される農家に東京の大学生3人がモニターとして宿泊していただきました。また、9月には農家民泊セミナーを実施してきたところです。

今後、民泊に意欲を持つ農業者の現地研修の実施や支援を行い、農家相互で民泊の課題を交換し合う場や関係機関からの情報収集などを実施して、民泊の整備を図っていきたく考えています。

以上です。

15番（緒方寿光君）

あと1分になりましたので、最後に質問をします。ぜひスピードを上げてやっていただきたいと思っております。

最後に、市外のアンテナショップの件で、これまで開設を提案してきましたが、今回、今月17日に東京の浅草でアンテナショップを設置されるということでございますが、その目的と事業費、財源、事業展開の内容、そして、どういうことを具体的にやっていたらいいのかな、これを最後に聞かせていただきたいと思っております。

柳川ブランド推進室長（松尾 強君）

今回の出店の目的ですけれども、この事業の狙いは首都圏での物産販売や観光PR、ふるさと納税のPR、移住、定住の情報発信を目的としております。この事業で柳川の特産品が首都圏で認知され、販路が広がること、また、柳川を知っていただき、観光客の増加やふる

さと納税の増加につながることで、それから、柳川のことを知っていただくことで柳川に移住、定住していただくことを目的に柳川をPRしていくということを事業の目的にしております。

経費についてですけれども、期間がことし12月から平成29年3月までの16カ月間ということになります。その間の事業経費としましては、賃借料が月額216千円となりますので、今年度分、4カ月分として864千円、オープンに向けての旅費、費用弁償などの経費に630千円ほどを今年度予定いたしております。

来年度に関しては、賃借料12カ月分、2,592千円ほどのほか、観光物産展などのイベント開催経費が必要になってくるものと考えておるところでございます。（「財源」と呼ぶ者あり）

失礼しました。財源に関しては、今年度の予算に関しては地方創生の先行型交付金の活用を考えているところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

時間オーバーしていますが、ぜひ柳川独自のですね、そういった意味では柳川版の特色のある地方創生計画をつくっていただきたいと強く要望いたします。

以上です。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、8番白谷義隆議員の発言を許します。

8番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。8番白谷です。議長のお許しがありましたので、早速質問に入らせていただきます。

国では、急速な少子・高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方人口の減少に歯どめをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として、今後、目指すべき将来の方向性を提示する長期ビジョンと、今後5カ年の具体的な施策をまとめた総合戦略を定めています。市町村に対しても、それぞれの地域の実情に応じた人口ビジョンと総合戦略の策定を求めています。

そうした中で本市では、本年10月30日、2060年を基本とする柳川市人口ビジョン、それと、今後5カ年間の柳川市総合戦略が策定をされております。

そこでお尋ねしますが、人口ビジョンの中で、本市の人口将来展望を2040年で5万3,903人、2060年で4万3,444人としていますが、その根拠についてお聞かせください。また、総合戦略の目標年度である2020年の人口展望についてもお聞かせください。

なお、再質問及びその他の質問については自席より行いますので、議長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

企画課長（椋島謙治君）

白谷議員の御質問に御答弁いたします。

柳川市人口ビジョンの将来人口推計の算定につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計値をもとに推計をいたしておるところでございます。

この国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の人口は25年後の2040年に4万9,922人、45年後の2060年には現在の人口の約半数程度の3万5,698人と、急激に人口が減少していくこととなっております。そのため、人口が減少する中でも、ある程度人口構成が適正となるように、将来推計を算定したところでございます。

まず、自然動態においては、1人の女性が一生に産む子供の数をあらかず合計特殊出生率を、現在1.4でございますが、5年後には1.47へ、2040年には1.8まで上昇させることを目標といたしております。次に、死亡率ですが、こちらを毎年2%ずつ改善し、5年後には10%抑制することといたしております。

次に、社会動態についてですが、転出者が転入者を上回る転出超過を毎年5%ずつ改善し、5年間で25%転出を抑制することを目標といたしております。

総合戦略の施策で、出生率向上や健康寿命の延伸、転出者の抑制、転入者の増加などを行うことによって、2040年に国立社会保障・人口問題研究所の推計値である数値を約4,000人上回る5万4,000人を目指すことといたしたところでございます。

また、2020年の人口目標についてですが、約6万5,000人を目指すことといたしております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございます。

今、人口推計についてお話をいただきましたが、この死亡2%を5年で10%抑制。それと、転出と転入の差の分の5%を25%というお話ですが、これは、今言われた数字は、総合戦略と見比べたときに 比べたというのか、総合戦略と人口ビジョンはどちらが先か。それ、数字に合わせるために総合戦略を練られたのか、それとも総合戦略でそういうふうになったのか、その数字が出たのか、そこら辺わかれば教えてください。

企画課長（椋島謙治君）

白谷議員の御質問でございますけれども、総合戦略の中で施策を積み上げることで5万

4,000人を目標としていくのか、それとも最初に目標設定して施策を達成するためにやっていくのかという御質問だというふうに思います。

一応人口目標の設定としましては、国においても2060年に1億人程度の人口を確保したいということで、国民が希望する出生率1.8を目指すということを目標に掲げてあります。また、人口減少の歯どめをかけるために、東京一極集中の是正をやるということで、現在が東京圏の年間10万人転入超というふうになっておりますので、それを地方のほうへ回すというような目標を立てて、人口ビジョンを国のほうでもつくっておるところでございます。本市としましては、それに倣い、目標人口を先に設定して、それを達成するための施策として総合戦略に施策を打っていったという流れでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

わかりました。目標を先に置いて、それにあわせて総合戦略を策定されているということですね。それはわかりました。

それでは、次に、総合戦略についてお尋ねをいたします。

今、お話がありました総合戦略では、先ほどの緒方議員の質問でもありましたが、4本の基本目標と20の施策が定められるなど多岐にわたっております。施策を総合的かつ計画的に実施するためには実施計画書等の作成が必要だと思われませんが、そうした計画はあるのでしょうか。

企画課長（椋島謙治君）

総合戦略は平成27年度を基点としておりまして、既に先行型交付金事業として、27年度当初では起業・創業支援事業、それに共創による産品開発事業、観光プロモーション事業といった事業を実施しております。また、先月の臨時議会では、有明海と干拓地の地域資源や産物を活用した地域版DMOによる滞在力強化事業といった事業も可決をいただき、現在実施をしておるところでございます。

また、現在、来年度の予算査定を始めておりますが、来年度の予算編成方針では、経常経費を課ごとに枠配分するという一方で、総合戦略を重点事業というふうに優先的に取り組むことにいたしております。

また、総合戦略の検証につきましては、重要業績評価指標、KPIと呼ばれるものですが、それをもとに毎年進捗確認を実施するよう国も指針を示し、本市の総合戦略でも同じ手順で実施することにいたしております。

この進捗確認を毎年度行うことで5年間のローリングを行い、事業の達成ぐあいや財源等を勘案しながら、未着手の事業など、どれから優先的に取り組むのかを検討していきたいというふうなことで現在考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

その実施計画には触れられませんでしたけれども、ただ、今ここに総合戦略、まとめられた分がありますね。さっきも言いましたけど、4つの目標と20の施策があるわけですが、事業が130事業に及ぶわけですね。ですから、さっき課長は優先順位を考えながらと言われましたけど、130の事業を毎年するわけにはできないわけですからね。130をどうやって5年間の中で事業を実施しながらさっきの目標人口に合わせていくかというか、そこでどうやってその事業を人口ビジョンに反映させていくか、そこが大事なんですね。

そうすると、130の事業があるわけですから、ただ単に終わってから次を見直しますと言っても、そう簡単にできる話でもないと思うんですよ。ですから私は、これは130事業があるわけですから、あるいは単年度で終わる事業もあるかもしれませんが、あるいは5年間継続的にしていく事業もあるかもしれないんですね。ですから、そういうことを考えた場合に、現実には5年間と総合戦略でなっておりますけれども、27年度はもう終わりよるわけですからね、実質はもうこれから戦略、今掲げてある分は、もうあと4年しかないわけですね、現実的には。確かに今年度で予算を計上してあるやつもありますけど、ほとんどはそうですからね。ですから、やはり計画的に進めていくためには、そすと、さっきも課長も言われましたように、検証を定期的に、毎年度検証をするちなっておるわけですからね、検証をしていくためには、どの事業が計画してされなかったのか、どの事業が計画より進んだのか、基本となる計画書がないと私は検証そのものも難しいだろうと思うし、全体の事業の遂行が私はわからないんじゃないかと思うんですが、ちょっとそこら辺もう一度いいですか。私は、ちょっと今の課長の話だけでは、果たして実効性が担保されるのかどうか疑問に思いますけどね。

副市長（成松 宏君）

課長のほうからローリングという形で毎年度見ていくというような話がございましたけれども、国においては、アクションプランというのをつくってしまして、個別施策行程表というて、事業ごとじゃないんです、施策の行程表ということで、総合計画のように、細かく毎年のものを10年間つくっているわけじゃありませんけれども、確かにおっしゃるように、全く総合戦略つくったら、それで終わりじゃなくて、アクションプランをつくっています。ほかのところも、そういう我々よりも先行して3月ぐらいにつくった市町村では、アクションプランをつくっています。国の形と大体同じような形です。それは、やはり私どももアクションプランという形ではつくる必要があると思っています。アクションプランがないと、おっしゃるようにKPIを検証するときに、余りにばらばら過ぎて、市で何を一生懸命やっているのかわからなくなると思いますので、国の形に倣ったアクションプランをぜひ検討して実施していくように努めたいと思います。

8番（白谷義隆君）

私としては、年度ごとの実施計画書があった方がいいんだろうと思いますけど、さっき副市長言われるように、国ではアクションプランをつくりながら実施をやろうとしているわけですから、そこについて、年度ごとの事業そのものの実施計画になるのか、あるいは国に準じたアクションプランになるのか。そこら辺は目標達成するために事務のほうでどうしたが一番いいのか、そして後で検証がしやすいように、そのところは今後検証をしていただきたい、そしてどちらかをやっていただきたいと思います。

それでは、次に、総合戦略基本目標の「柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり」という目標が掲げられておりますが、一つ提案をしたいと思います。

実は県内では福岡市や太宰府市も行っておりますが、市の歴史や文化などをゲーム感覚で勉強しながら柳川市の魅力をより広く、より深く知ること、柳川市への愛着を深めてもらうための検定試験をしたらどうかというふうに思います。それこそ郷土愛の醸成にもつながるものだと思いますし、自信がつけば、既存事業の充実の中で後でも上げられておりますが、ボランティア育成という項がありますけれども、そうした自信がつけば、ボランティアガイドもやってみたいと思われる方も出てくるかもしれないと思いますけどね。太宰府にいる私の知人がこの検定試験を受けて、太宰府はたしか初級、中級、上級という形で分けているようですけど、中級に合格したとき、喜んで私に話してくれたことがありましたけどね。結構、話を聞けば、私もいいなと、そうしたことで、やはり柳川市を誇れる、市長も言われる自慢をするとか、やっぱり柳川市のことを知らない、よそに、人に自慢したり誇るちいうものなかなかできないのかもしれないな。ただ単に柳川の観光客が120万人を超えた、150万人目標じゃなくて、柳川市に住む人が柳川市のことを愛着を持てるような施策、これは福岡市と太宰府市があるようですけど、私はいい試みだなと実はかねてから思っておったわけですね。今回、総合戦略で基本目標の に掲げられておりましたので、あえて今回提案をしたわけですが、どうでしょうか。

柳川ブランド推進室長（松尾 強君）

議員おっしゃるとおり、柳川の歴史や文化などの検定試験を実施してはとの御提案でございますけれども、検定試験は柳川をより深く知ることや、地元への郷土愛を高める一つの方策だと思います。

現在、各課で柳川市を深く知ってもらうため開催している歴史や文化に関する講演会や、各公民館での各種教室、また郷土愛を醸成するためのおもてなしに関するイベントなどを行っておりますけれども、白谷議員御提案の検定試験についても、既に実施してあります先行事例等を調査しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ぜひ皆さんに目標を持っていただくということは、非常にいいことだろうと。ただ単にい

ろんなそういった講演会に出席するだけじゃなくて、その成果を試すということでも私はいいいことだろうと思いますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

次に、目標で「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり」の中で、子育て世帯の経済的支援というのがありますが、この子育て世帯の経済的支援について、これは今から検討されるのか、それともある程度の案があれば、もう少し具体的に教えてください。

子育て支援課長（田中勝裕君）

白谷議員の子育て世帯の経済的支援についての案があるかとお尋ねでございますが、子育て支援課では、子育て世帯の関心が高く、また、家計に与える影響が大きい保育料の引き下げを具体的に検討いたしております。

なお、引き下げに当たりましては、県内や近隣市町村の保育料の水準を踏まえながら、また、子育て世帯の負担軽減と市の財政負担とのバランスがとれたような水準にしたいというふうに考えております。

以上です。

保健福祉部長（石橋正次君）

私のほうから子供たちの医療費の助成について、少し答弁をさせていただきたいと思えます。昨日、三小田議員のほうの質問にもお答えをいたしまして、繰り返しになると思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

本市の乳幼児医療費の助成制度につきましては、現在、通院の助成を未就学児までということ、そして入院の助成については中学校3年生までを行っているところでございます。これは平成27年4月1日現在で県南10市中に、大牟田市や本市を含めた7市が現在同じような状況であるところでございます。

なお、福岡県が独自に実施をしております乳幼児医療費支給制度では、通院・入院の医療費助成対象年齢を現在、未就学児までとしているところでございます。その制度自体が、来年度、平成28年10月の診療分からは未就学児までとしておるところを小学校6年生までに拡大する予定になっておりますので、本市といたしましても、県の制度改正に合わせまして、通院の助成対象につきましては、小学校6年生まで拡大するという形で現在、準備を進めているところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございます。

今回、総合戦略の策定に当たって、市のほうで人口ビジョンのアンケートをとられているようですが、こういった施策を希望されますかという項目がアンケートの中にあっただけですが、その中で、やはり上位3つが行政への対応の要望がありました。それとそのうちの2

つは経済的支援ということで、アンケートにもあらわれておりますので、今、保育料については検討をしていくということですので、あえて言うこともないだろうと思いますけど、私、この人口ビジョンのアンケートを見て、実はびっくりしたんですけどね、アンケートの中に保育料の比較をしてあったんですね。私も柳川市としても、真ん中ぐらいだろうと、大川市、大木町は別として、柳川市は真ん中ぐらいにあるだろうなと思っておったら、御存じのように、福岡市を含めた近隣7市では、よそのまちの名前を挙げれば語弊がありますが、そこと同じように、最低のランクであったことに実はびっくりしたわけですけどね、そういう状況でありますし、特にどうやって人口をふやすのか、私もいつかそういった施策について質問したことがありましたけど、市長は自治体が張り合っていけば、結局は体力勝負になってしまうという答弁をされたことを思い出しておりますが、確かにそうだろうと。全部いいところ取りはできないわけですからね。ただ、それでも施策の優先順位ですからね、そいけんそこら辺で、ちょっと子育て支援としては、余りいい環境にはないのかなと思わざるを得ないと感じております。何かきのうも出ましたけど、大川市はこんなに出して、後どうするのやろうかと話もありましたけど、さっきも言いましたけど、優先順位でどこに重きを置くのか、そこら辺も考えながら検討をしていただきたいと思います。

それと、次に、「柳川の地域資源や産物を誇れる しごとづくり」の中で、公共施設の適正配置、農業振興地域の見直しというのが事業の中で上がっておりますが、どういうことを想定されているのか、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

農政課長（林 誠君）

白谷議員の御質問にお答えします。

農業振興地域整備計画の見直しについては、本市では平成20年に現在の農業振興地域整備計画が作成されました。

農業振興地域整備計画は、農業の振興を基本としておりますが、社会情勢の変化や道路交通網の整備が進んでおり、企業誘致などによる雇用拡大、定住促進など、地域の活性化も推進していかなければなりません。

今後、企業誘致など地域の活性化のための土地利用の検討をしていかなければならないと考えております。

以上です。

財政課長（島添守男君）

私のほうからは、公共施設の適正配置に関する白谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

市では、今年度及び平成28年度の2カ年で公共施設等総合管理計画を策定することとしておりまして、現在、各課が所管する公共施設などの状況把握するためにヒアリングを実施しております。

したがいまして、現段階で公共施設の適正配置に関する考え方というのを具体的にお示しすることはできませんけれども、この計画の策定に合わせて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

まず、農業振興地域の見直しについてですが、企業誘致等について見直すということですが、これは企業誘致の話があったときに見直すということですか。それとも企業誘致を見通しながら、先ほど地域の活性化という話もされましたけど、地域の活性化、具体的にどういふことを想定されているのか。企業誘致はわかりますけど、企業誘致を見込んだところの農業振興地域の見直しをされるのか、それとも企業誘致の話があったときには見直しますよということなのか。地域の活性化についても、もう少し具体的にお願いします。

農政課長（林 誠君）

この農業振興地域整備計画につきましては、基本は農業の振興を基本としております。その中で農業振興地域整備計画は、先ほど申しましたように、平成20年に作成されました。その見直しをする中で、現在の社会情勢、今後の社会情勢等を鑑み、企業誘致などにより雇用拡大や定住促進など、地域の活性化も推進していかなければならないと思います。そういうところを考えて見直しをしていかなければならないと考えております。

8番（白谷義隆君）

何回も済みませんね。ですから、企業誘致の話があってから見直されるのか、その以前に見直そうとされているのか。あるいは定住促進ということであれば、住宅地の開発とかも当然そこに含んでくるんでしょうけど、そうした住宅の開発等についても、農振の見直しをされようとしているのか。済みませんね、もう少しそこら辺、どっちが先にあるのかも含めて教えてください。

産業経済部長（成清博茂君）

農振の見直しにつきましては、なかなかハードルが高い問題でございます。しかしながら、今、課長が申しあげましたように、企業誘致、また地域の活性化のためには見直しをしていかなければならないというふうに思っております。

今の農振の計画を立てて、今、推進しておりますけれども、年に2回、部分的には毎年見直しをしております。全体見直しをするのか、その辺は検討の余地ございますけれども、今、企業立地検討委員会のほうでそういう適地を探して、今後の企業誘致にどう持っていくかということを検討いたしております。その中で並行して、当然、農振の見直しも含めて検討していかなければならないと思っておりますので、まだ全体見直しやるのかどうかも含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

今、部長が言われるように、農振の見直しはハードルが高いんですね。ですから、市民の方からも農振の見直しをしていただきたいと。特に私のおところは沿岸道路に面してある関係上、いろんな方から見直しをしていただけないだろうかという話はいっぱいあるんですね。道路から1枚目は除外地にしてあるところもあるけど、その後ろは全くできないと。そうした中で、道路からの区域をもう少し広げてしていただけないだろうかとかという話はよくあるんですね。そうした中で、今回この総合戦略の中で見直しをしますと書いてあるわけですからね。ですから、これが表に出とるのかどうか分かりませんが、市民の皆さんは期待をされるだろうと。そうした中で、なかなか答弁しにくいんでしょうけど、先ほどからどちらが先なのかという話をお聞きしたんですけど、明確には答えていただけないんですけどね。もう少し突っ込んだ回答はいただけないのかどうか、ちょっとそこら辺だけでも。

産業経済部長（成清博茂君）

確かにこの農振の見直しにつきましては、難しい課題が山積をします。基本的に農業振興をしていく中で優良農地を守るのは当然のことでございますけれども、先ほどから言っております地域の活性化のための企業誘致、雇用の創出のためにもぜひ必要ということで、やはり都市計画なり農振の見直しなり土地利用計画については、いろんな形で見直しを図っていかねばならないと思っております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

これ以上聞いても、なかなか難しいんでしょうけど、ただ、先ほども言いましたけど、市民の皆さん非常に関心があるんですね。ハードルが高いから、高ければ高いほど、何とかならないだろうかというお話はいっぱいあるんですね。ですから、そういった声も聞いていただいて見直しをすると言われてしているわけですからね、市民の皆さんたちの意見等も聞きながら進めていただきたいと思います。

それでは、次に、2点目のオスプレイ等の佐賀空港への配置についてお尋ねいたします。

まず、ヘリコプター配備による本市への影響についてですが、国は現在、目達原駐屯地にあるヘリコプター約50機の自衛隊機を佐賀空港へ配備する予定としていますが、本市上空の飛行ルートなど運用形態は示されておられません。そうした中、市民の皆さんの中から、市民生活への影響を危惧する声が多く聞かれております。

そこでお尋ねしますが、本市上空の飛行ルートなどヘリコプターの運用形態はどうなっているのか教えてください。

生活環境課長（松嶋真一君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

議員お尋ねの目達原駐屯地から移駐する計画であるヘリコプター約50機の運用形態につい

てお答えいたします。

九州防衛局の企画部長が10月29日に行われました中谷防衛大臣と山口佐賀県知事との会談の内容を説明するために、先月の17日、本庁にお見えになりました際に、ヘリコプターの飛行ルートの運用形態について大まかな説明がございました。

その内容は、1つ目が、一般的な飛行方式である有視界方式による飛行では、目的地への飛行に際しては、自衛隊機に限らずパイロットの判断に委ねられ、場周経路外に定まった飛行ルートはないということでございます。

2つ目が、基本的な自衛隊機の離着陸時を含む飛行経路につきましては、有視界飛行方式で飛行する場合、あらかじめ設定されています空港南側の場周経路を飛行し、計器飛行方式で飛行する場合には、国土交通省が定めている経路に従って飛行することとなっていること。

3つ目が、高度300メートル以上を確保し、高速道路や河川を目標に飛行し、必要に応じて住宅地、市街地、病院等の上空の飛行を制限する措置を講ずることになっているというものでございました。

その後、白谷議員のほうから質疑通告を受けまして、再度、主な演習場やそのときのルート及び本市上空を通過する頻度などをヘリコプターの詳細な運用形態につきまして、九州防衛局にお尋ねをしましたが、先ほど申し上げました以上のことは現段階では不明であるとの回答がありました。

本市としましては、今後とも九州防衛局に対し、ヘリコプターの詳細な運用形態等について情報の提供を求めていくことといたしております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

このオスプレイ等の運用形態については、実は私は6月議会でもお尋ねをしたんですが、なかなか明確な答えは出ないようですけどね、防衛庁からそういった情報が出ないんだろうとは思いますが。ただ、先ほど有視界飛行の話がありましたけどね、定まった飛行ルートはないとしながらも、日常の訓練で演習場へ行く場合は、ある程度の飛行ルートはあるんだろうと思うんですね。どこにあるのか、演習場はわかりませんがね。柳川市の上を通るのか通らないのかとか、そういうことですけどね。そうすると、今も言われましたけど、高度300メートルを確保してとありましたけどね、果たして300メートルがどれくらいなのか、よくわからないんですね。たまにうちの上空でも二、三機、編隊組んで自衛隊機だろうと思われるヘリコプターが上空を飛んでいくことがあるんですけどね、あれが300メートルなのかどうか、まだ低いのか、そこら辺がよくわからないんですね。そこら辺についても、もう少し今回回答いただいたばかりで、もちろん通告はいたしておりませんがね、ですから無理だとしても、その300メートルがどれくらいなのか、日常の演習に行くとき通るのか通らないのかとか、突発的な分は、それは仕方のないこともあるだろうと思っておりますけどね、そ

こら辺についても再度防衛局のほうに確認というか情報提供をお願いしたいと思います。

それとあわせて、さっきも計器飛行の話が出ましたがね、4月にデモフライトの騒音測定が行われましたね。そのときに実はヘリコプターの着陸時、オスプレイの離陸時には、白石町、川副町と柳川市の大浜町などの5カ所で測定が行われておりますが、さっき言ったヘリコプターの着陸時とオスプレイの離陸時には、この5カ所の中では、いずれも柳川市の大浜町が国の騒音基準が55とか53とか資料に書いてありましたけど、それを超える70から77デシベルという騒音を記録しております。明らかに市民生活に少なからぬ影響があると思われます。

そうした中でまた、本年10月に行われました防衛大臣と佐賀県知事との会談の中で、ヘリコプター及びオスプレイの空港利用回数は、朝8時から5時までで、離着陸は年1万7,000回、1日当たり60回、それに夜間の離着陸の訓練もあるということが防衛局長から説明をされましたよね。であれば、計器飛行ですから、計器飛行の場合は柳川市の上空を飛ぶわけですから、そのときにこの1万7,000回、1日60回、特に夜間の訓練もあるようですが、そのうちの何回ぐらいが計器飛行による離着陸をするのか、そこら辺についても何回ぐらいが想定されるのか。これはそのときの天候に当然よるわけですからね、今までのよその実態とかを見れば、大体何回ぐらいなのか、そこら辺も想定はある程度つくのじゃないかと思えますけどね、そこら辺についても情報の収集をお願いしておきたいと思えます。これはちょっときょう回答をいただいただけで、通告もしておりませんので、あとは調査をお願いしたいと思います。

次に、佐賀県との事前協議についてお尋ねをいたします。

10月29日の佐賀県知事と防衛大臣の会談を受けて、市長がすぐさま佐賀県知事に対して事前協議の要請を行われたことは私も当然のことだろうと思えます。

そこで、市長にお伺いしますが、市長の協議の申し入れに対して、佐賀県知事の反応という印象はどういうふうにとめられたのか教えてください。

市長（金子健次君）

それでは、お答えしたいと思います。

昨日の最初の1番目に荒巻議員のほうから同様な質問がございましたので、回答については重複をいたしますけど、佐賀県議会のほうは決算委員会等で大変忙しい多忙な中でも、山口知事は時間をとっていただきまして、11月4日にお会いすることができました。

荒巻議員の質問にもお答えしましたがけれども、結論的には要請内容につきましては、「真摯に重く受けとめて、しっかり対応していきたい」という誠意ある回答をいただきましたし、このことについて、事前協議につきましては必ず行っていただけるというふうに思っております。

そのほかにもいろんなこととお話がありましたけれども、柳川は風光明媚なところでもあ

りますし、佐賀県と同じ平野を織りなす地域でもありますので、ぜひ訪れたいと、ぜひおいでいただきたいということ等も含めて、静寂な平野でありますので、そういうことについてもお話をしておりますので、十分理解をしてあったというふうに私は信頼をしたところでもございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

新聞記事に市長の談話がありましたけれども、事前協議の申し入れをされたことについて、「佐賀県側が受け入れに積極的になった印象を抱いた」という市長の談話がありました、私もそうだろうと思います。特にアメリカ海兵隊の訓練移転の取り下げで、あった大きなハードルが一応なくなったわけですから、それで受け入れについて、これから前向きな議論が進んでいくのではないかと私は思っております。

そこでお尋ねをしますが、実は事前協議の申し入れをされたわけですが、私はもう既に協議をする時期に来ているのではないかと思います。現に知事は、これから議論を進めていくということは、新聞でも、市のほうからいただいた資料の中でもそういうことが書いてありました。ですから、いわゆる空港の用途変更について協議を進めていくということを明言されているわけですからね、ある意味。であるなら、私は佐賀県と柳川市で交わした合意書の第4条に既に該当をするんじゃないかと思うんですね。ですから、佐賀県の意向が決まってからでは何にもならないわけですから、私は早急に協議を進めるべきだと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

市長（金子健次君）

11月4日には、佐賀県知事と初めてお会いをいたしました。それ以前は、情報というのはいろんな報道だけしか私はキャッチしておりませんが、その中で米軍海兵隊の動向がきちんとなっていないということで、まだ白紙の状態だというふうに常々佐賀県知事はおっしゃっていました。その中において、私が佐賀空港の用途変更のことについては触れて言っても、本県はまだ白紙の状態ですよと、そういうことを言われることは目に見えておりましたので会わなくて、動き出したから、急遽11月4日の会談の申し入れをしたところでもございます。

もう1つあるのは、佐賀市のほうが、今、新聞紙上では、市長がノリ時期で調査を、それまではまかりならん　まかりならんという言い方はまずいんですけども、できないという記事が載っておりました。恐らく動き出すのは春以降ではないかというふうに思っております。

今の知事の接触では、受ける、受けないことについてを決定する前には、柳川市と協議をされることは間違いないと私は思っておりますし、前知事もそういうことを言われたし、そ

のことを継承していただくというふうに、私も必ず守っていただきたいということは念を押しておりますので、間違いだと思います。

それで、柳川市として、今後、今いろんな問題についてお尋ねがありましたけれども、柳川市として、本市として、そのことが協議に入る段階で、柳川市としての立場をきちんとどうあるべきかということこれからこちらでも検討していかなければならないというふうに思っているところであります。それは佐賀県に対してもですけれども、防衛省に対しても言わなければならない分があると思いますので、そのことについてはこれから、今、担当のほうとも、けさも副市長のほうに申し上げましたけど、その後十分、いざ出陣の 出陣という言い方悪いんですけども、いざ話し合いの場でそれができるような形でとっておく必要があるんじゃないかということ今考えているところでございますので、今の段階で言っても、まだまだ慎重に検討してもらっただけしか返事も来ないというふうに思っておりますし、私自身が柳川市としてどう対応していくかということについても、十分議会にも話をしなければなりませんけれども、どのことで臨むかということも必要であるし、柳川市の市民の安全・安心がどうやって守られるかということも十分考えて、私は話し合いに臨みたいというふうに考えております。

8番（白谷義隆君）

オスプレイの最初のところでもお尋ねしましたけどね、本市への影響等が全く実はわかっておりません。運用形態についても、なかなか情報をいただけないという実態ですね。ですから、私はまずは市民生活への影響がどうなのか、そこがわからなければ判断はできないわけですからね。ですから、さっきの答弁でもありましたけれども、柳川市だけの情報収集というのはなかなか難しいなという印象も受けておりますし、現に防衛局のほうも情報を出されていないと思うんですね。そうしたときに、やはり幸いというか、佐賀県とは合意書があって協議をするちなっているわけですからね。ですから、私は柳川市だけで情報収集をしたりするのは、どうしても難しいところもあると思うんですね。やはりそうしたところも佐賀県側と一緒にあって、そういった影響調査とか、先ほども言いましたけど、飛行ルート、運用形態がどうなるのかとか、やっぱり佐賀県と一緒にあって働きかけをしていく必要があるだろうと。ですから、まずはもちろんトップ同士で協議に入るという雰囲気でもなかろうし、そういった機運にも達していないのも事実であろうと。ただ、トップで話し合うためには、そういった影響調査等がなければならぬわけですから、まずは事務段階でそういった影響調査をするための協議とか、私はそのことはもう始めていかないと、確かにさっき市長はノリ時期までは防衛庁が現地の調査をという中で、佐賀市長がノリ時期はできませんよと言ったという話が出ておりましたけどね、もう春になれば現地調査も含めて動き出すわけですから、その前にどうした影響があるのか、やはり佐賀県と一緒にあって、私はそういった調査をするための協議もしていくべきじゃないかと思っておりますけど、再度申しわけありませ

んけど、お願いします。

市長（金子健次君）

今、情報の共有という形の御提案だと思えますけれども、それが一番望ましい姿というふうに思います。

それはでき得る限り、それは佐賀県だけでなく福岡県民でもありますので、福岡県民と知事とそこら辺についても協力をぜひとってもらいたいなと、小川知事と山口知事との間にもそういうラインを結んでももらいたいと。私は一福岡県の市長でありますので、そういう面での連携、それとあわせて福岡県の担当、近隣の大川市や筑後市、みやま市含む連携等もとらないわけはございませんので、そういうことの連携をしながら、十分情報の共有については私はお願ひしていきたいとの気持ちは変わりません。それは事務屋ラインでまた私のほうでも対策チームを設けておりますので、あらゆる情報をキャッチして、結論を得て交渉に臨んでいきたいということに変わりはありません。

8番（白谷義隆君）

確かに私も本市と大川市、みやま市、福岡県でそういった対策協議会というか、それが設置されていることは知っております。ただ、現実に大川市、いつかデモフライトのときでしたか、大川市長の談話が載ってありましたけどね、さほどありませんでしたねという談話が載ってありましたけどね、やはり大川市とかみやま市とはどうしても、特に柳川市でも大和町とか旧柳川の両開とか昭代とかと、かなり私は温度差があると思うんですね。ですから、覚書があるわけですから、当然、市長言われるように、福岡県として取り組むのは当然だろうと思いますけど、やはりどうしても温度差がありますので、合意書があつて協議をするということがありますので、佐賀県ともそういった協議を、地域間というのは、ちょっと薄いだろうと。ですから、同じ地域間を有するところとお互いに情報の共有を図っていくということは私は意義があるだろうと思うんですけどね、要望というか、もしありましたら。

市長（金子健次君）

確かにそういう面はあろうかと思えます。ただ、飛行機や民間飛行機にいたしましても、みやま市を飛んできております。高いところが落ちないということではありませんので、低いところが落ちるということでもありませんし、飛行コースについても、大体同じようなコースでもありますし、相手はヘリコプターですから、自由にできますので、そういうことは確かにうちが一番関係いたしますけれども、私が言いたいのは、福岡県としても地域の中の連携を、きずなを結んで、そして福岡県の知事の力もかりながら、佐賀県との折衝に臨んでいきたいという気持ちがありましたので、そういうお答えをしたところです。

8番（白谷義隆君）

市長の意向はわかりました。ただ、私は福岡県、危機感を有する本市と佐賀県と協議を進めていった方がいいんじゃないかということで提案をしたところです。よろしく検討をしてい

ただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 58 分 休憩

午後 2 時 8 分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、20 番梅崎和弘議員の発言を許します。

20 番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんこんにちは。20番、日本共産党の梅崎です。まず最初に、オスプレイ配備に関する佐賀県知事との協議についてお尋ねいたします。

荒巻議員、それから、先ほどの白谷議員との質問がダブっている点多々ありますけれども、御答弁のほどよろしく願いをいたします。

10月29日、佐賀空港へのオスプレイ配備計画をめぐり、金子市長は山口佐賀県知事に申し入れを行われました。中谷防衛相は山口知事と会談し、アメリカ海兵隊の訓練移転を自衛隊機の配備と切り離すことを提案しました。この動きに対しまして金子市長は、佐賀県知事は受け入れに積極的になったと、このような印象を持たれまして、突然受け入れると言われたら困るということで申し入れをなされたということを聞いております。

そこで、4点ほどお尋ねいたします。

第1点目ですけれども、航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書を佐賀県と結んでおり、空港用途変更の際には協議するとあります。オスプレイの安全性や騒音、事故時の油の流出による有明海のノリ養殖への影響など市民に不安の声があり、受け入れの是非を判断する際に、柳川市の意向を踏まえ、可能な限りの情報提供を求められました。

2点目は、着陸する民間機の8割が柳川市の上空を通過するので、自動着陸誘導装置の増設なども要請をされております。

3点目が、「水郷柳川にオスプレイはいらない」市民の会の方たちが、署名約9,000人分を添えまして、防衛省による自衛隊オスプレイの佐賀空港配備計画について、柳川は反対との申し入れを佐賀県に対していただくようお願いがっております。また、昭代地域のまちづくり促進協議会の会長は、有事の際に佐賀空港が前線基地になるかもしれない、こういう不安がある。水郷柳川にオスプレイは要らないと、このようにも言われております。

4点目が、アメリカ海兵隊のオスプレイ配備を当面見送り、陸上自衛隊のオスプレイのみ配備したいという政府方針の変更に対して、佐賀県知事はしっかり対応していきたいという

ことであり、佐賀市長は反対であるということでございます。この受け入れ決定前の事前協議につきましては、先ほど来の白谷議員に対しての答弁もっておりますけれども、またこの件につきましてはの御答弁をお願いいたします。

2点目が、子ども・子育て新制度の問題点であります。

2015年4月から新たな保育制度がスタートしました。新制度は、これまでの保育のあり方を大きく変える保育制度の大転換と言われております。

今度の新制度は、少子化対策としても位置づけられていると言われておりますけれども、現実には安心して子供が生めない状況ではないかと思っております。

2014年の統計によれば、9年ぶりに出生率が低下し、特に第2子の出産が急減している、こういう特徴があると言われております。保育施設がつくられても、深刻な保育士不足により必要な保育所を確保できずに子供の受け入れができないところもあると聞いておりますけれども、本市の場合は保育所の状況がどうなっているのか、お尋ねいたします。

3点目でございます。これは国保の広域化における軽減対策について。

国は、国保の広域化が行われる平成30年度をめぐり、3,400億円の公費を投入するとし、今年度より低所得者の数に応じて1,700億円の予算措置をしております。この低所得者に対する財源は、確実に保険料軽減につながるように活用すべきではないかと思っております。

ことしの6月議会において、この保険料軽減対象者に対して一定割合を公費で補填し、低所得者の多い保険者を支援するものであると、このような説明がっております。そのときの試算では約130,000千円となり、平成26年度と比較すると約65,000千円予算を増額するとありましたけれども、結果的には幾らの金額になりましたか、お尋ねいたします。

また、この金は、国保料の軽減対策、国保料の引き下げに使われる必要があると思っておりますけれども、これらについてどのような対応をされるのか、お尋ねします。

市民要望の1点目です。子供の睡眠時間と健やかな成長についてでございます。

子供がスマホのゲームをして夜遅くまで起きている。寝不足のため勉強に集中できないのは、現代っ子の四、五人に一人は眠くても眠れないと、この睡眠習慣の乱れや睡眠障害など何らかの睡眠問題を抱えているということです。子供の睡眠不足や睡眠障害が続くと肥満や糖尿病、高血圧、そしてうつ病などの発症率を高めたりすると言われております。日本の小・中・高校生は、世界的に見ても最も夜更かしをしていることで有名だということです。

このような問題は学校だけでは解決できないと思えますし、ある調査によりますと、最も多い就寝時間は21時台、これが50.1%、22時台は21.9%であり、21時前に就寝する子供は5人に1人であるという調査がっております。

そこで、子供の睡眠習慣、またゲームの取り扱いなど、どのように把握されているのか、お尋ねいたします。

市民要望の2点目ですけれども、西鉄柳川駅タクシー乗り場についてでございます。

西鉄柳川駅に着いて市内を観光するためにタクシーを利用しようとしたけれども、この乗り場がわかりづらいと、また特に目の不自由な方や観光客にとっては非常に不便であると、このような相談もあっておりますけれども、これについての対策はどうしてあるのか、お尋ねいたします。

以上、第1回目の質問です。

市長（金子健次君）

最初の質問がオスプレイの関係でございましたので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

佐賀県知事との交渉経過と今後の対応についてという質問だったというふうに思います。

本年10月29日、急遽、中谷防衛大臣が佐賀県を訪問されました。佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関して、山口知事との会談が行われたところでございます。そのことについては報道されております。

その中で、中谷防衛大臣から、防衛省が佐賀県に要請していた3つの事項のうちのアメリカ海兵隊の利用については、今回、要請を取り下げるといふ申し入れがなされました。

これを受けまして、山口知事は会談後の記者会見でこういうふうにコメントをされております。「今後、防衛省からの説明の内容を精査する必要があるが、今回の会談が議論のスタートになった」との考えを示されたところでです。

そのため私は、今後、国と防衛省と佐賀県との協議が急速に進められていくのではないかと考えまして、先月の4日に山口佐賀県知事とお会いをし、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する要請を行ってきたところであります。

要請内容につきましては、議員が言われるように、佐賀県と締結をいたしております合意書第4条に基づく事前協議の実施、そして可能な限りの情報の提供など4項目について要請をいたしました。山口知事からは、荒巻議員や白谷議員の中で回答いたしましたけれども、「真摯に重く受けとめて、しっかり対応をしていきたい」との誠意ある回答をいただいたところでもございます。

山口知事は、事前協議につきましては、必ず私は行っていただくものと確信をいたしております。本市といたしましても、市民の安全・安心を基本として、時期を失することなく、適切に対応していくことといたしております。

きのうからきょうにかけて、荒巻議員、そしてまた白谷議員のほうからも質問がありました。そして、最後に梅崎議員からの質問もありますし、そのことは10人の中の3名がこのことについて質問されるということは、非常に市民の関心が深いということで質問されたというふうに伺っておりまして、先ほど白谷議員のところの説明いたしましたけれども、十分市のほうも対策チームとあわせて、近隣の自治体の首長さんとも十分連携をとりながら、佐賀県とは、そしてまた、知事とお会いをいたしておりますので、絶対確信を持ってお

りますので、そういう連絡を密にしながら、そしてまた、いろんな情報を共有しながら、私は対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

子育て支援課長（田中勝裕君）

2点目の子ども・子育て新制度の問題点に関する御質問にお答えをいたします。

市内の保育所における保育士確保の状況についてでございますが、市内多くの保育園から保育士の採用、確保が厳しいという声が出ております。しかしながら、各保育園の努力によりまして、何とか必要な保育士の確保がなされております。

このため、保育園への子供の入所受け入れの状況につきましても、市内の保育園では、定員どおり、あるいは制度上認められている範囲で定員を上回る園児の入所ができる状態となっております。

健康づくり課長（大石涼子君）

梅崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、本市の保険者支援分の拡充分についてでございますが、6月議会で梅崎議員から国民健康保険への国からの財政支援の拡充に伴う本市への増額分についての御質問がありましたとおり、試算した結果を約65,000千円の増額とお答えしておりました。先月11月に、国への国保基盤安定負担金の交付申請を行った結果、平成27年度の保険者支援分につきましては、約161,200千円の交付となる予定であり、前年度約65,500千円と比較いたしますと約95,700千円の増額となります。

次に、基盤安定負担金の保険者支援分の拡充分を国保税の引き下げにどのように使われたかについてでございますが、本市では平成27年度に国民健康保険税条例の一部改正を行い、国保税率の改正及び限度額の引き上げ及び軽減対象の拡充を行ったところでございます。このうち国保税率につきましては、医療費等の増加に伴い、国保財政が厳しさを増しておりますことから、国保財政の健全な運営のため、医療分の所得割等の引き上げを行いました。また、地方税法施行令の一部改正に伴い、限度額の引き上げ及び軽減対象の拡充を行いました。

なお、軽減対象の拡充に伴いまして、軽減に該当されます世帯が5,930世帯、軽減額の合計額は約306,000千円となっております。

先ほど、保険基盤安定負担金の保険者支援分が約95,700千円増額するとお答えいたしましたが、この制度が低所得者の多い保険者を支援するものでありますことから、本増額分につきましては、低所得者の軽減に係る費用の一部として充当することで、厳しさを増す国保財政の健全な運営を行う財源とさせていただき、国保税の引き下げに使うことが厳しいことを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

学校教育課長（武田真治君）

子供たちの睡眠習慣、ゲームの取り扱い等はどのように把握されているかという御質問に

お答えいたします。

小学生、中学生の睡眠習慣、ゲームの取り扱い等につきましては、市内小・中学校生活アンケートで把握をしております。

「何時ごろ寝ているか」という質問に対しまして、小学生で21時より前が15.5%、21時から23時までが78.5%、23時台が4.9%、24時過ぎが1.1%です。中学生では、21時より前が0.8%、21時から23時が50%、23時台が36.6%、24時より後が12.6%となっています。

また、睡眠時間は、小学生で10時間以上が7.4%、10時間から8時間が78.3%、8時間から6時間が13.1%、6時間未満が1.2%となっています。中学生では、10時間以上が1.7%、10時間から8時間が40.9%、8時間から6時間が53.0%、6時間未満が4.4%となっています。

次に、ゲームの取り扱いにつきましては、ゲームをする時間が、小学生で「全くない」が29%、「1時間くらい」が47.7%、「2時間くらい」が13.6%、「3時間から4時間くらい」が9.7%となっています。中学生では「全くない」が30.1%、「1時間くらい」が39.2%、「2時間くらい」が17.6%、「3時間から4時間くらい」が13.1%となっています。

昨年との比較で申し上げますと、全体としてゲームをする児童・生徒がふえております。

特に小学生で4時間以上ゲームをする児童の割合がふえていて、中学生ではゲームを全くしないという生徒の割合が減っております。

以上でございます。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

梅崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成21年度から取り組んでまいりました駅前整備については、西鉄柳川駅東西駅前広場を結ぶ自由通路及び駅前広場の完成により、整備前、送迎車で混雑いたしておりました西口駅前広場も、現在では車は東西に分散され、スムーズに流れております。多くの方から新しい柳川の顔ができた可喜しい言葉をいただいているところでございますし、自由通路、駅舎をバックに記念撮影をされる観光客を多く見かけるようになりました。この整備が完成いたしますと、駅舎を含め、エレベーター、エスカレーターを完備した交通弱者に優しいバリアフリー対応の施設ができ上がるということになります。

現在、西鉄柳川駅の西口では、駅舎の大規模改修事業に伴いまして、タクシー乗り場を含む一部区域の整備を行っております。駅やバス、タクシーを御利用の皆様方には大変御不便をおかけしておりますが、今年中には大方の工事は完了する予定で現在進めているところでございます。

御質問のタクシー乗り場につきましては、完成後のタクシー乗り場はもちろんのこと、工事中のタクシーの乗降場につきましても、タクシー事業者と打ち合わせを行い、利用者に配慮しながら、案内看板の設置等によりまして事業を進めてきたところでございます。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

どうも市長の御答弁ありがとうございました。私の意見をちょっと述べさせていただきます。

アメリカ国防総省は、オスプレイを東京の横田基地に配備し、特殊部隊を編成することを発表しております。首都圏がオスプレイの訓練場、整備、修理工場になり、全国各地で戦闘訓練、低空飛行、夜間飛行訓練をすることを明らかにしております。横田基地を初め、首都東京の空は横田エリアという米軍専用空域に事実上占領されていると、このように聞いております。東京都、その付近の8県に及ぶ広大な空域であり、日本の領空なのに米軍の許可なしには米軍専用空域に立ち入ることはできないわけであります。

佐賀空港が前線基地にならないように、水郷柳川が騒音や基地被害に苦しむまちへ変わることがないようにすべきだと思っております。アメリカ軍のオスプレイも自衛隊のオスプレイも要らないということが多くの市民の方の願いだと思っております。先ほど言いましたけれども、この署名の9,000人分の重みを考慮に入れながら、市長に対してはなお一層の御尽力をお願いしまして、この件については終わらせていただきます。

子ども・子育ての新制度の問題点です。

いわゆる保育士の場合は、柳川市の場合は十分確保されており、定数を上回ることができたということでございます。

それから、この新制度では、保育料はこれまでの所得税額に応じた算定から市町村民税額に応じた算定にも変更されるとありますけれども、この保育料がどのようになるのか、お尋ねいたします。

子育て支援課長（田中勝裕君）

子育て支援課からお答えいたします。

議員仰せのとおり、子ども・子育て支援新制度では、保育料の算定基礎が所得税から市民税に変わりました。しかし、国が示している保育料の徴収基準は、所得金額が変わらなければ、所得税から市民税に算定基礎が変更になっても、基本的には保育料の水準は変わらないように設定されているところでございます。

なお、本市では、新制度のスタートに合わせまして、本年4月に保育料の見直しをしております。具体的には、低所得者層の保育料引き下げや保育料階層をふやすことで、保育料負担の軽減を図ったところでございます。

なお、現在の保育料の水準でございますが、昨日も答弁いたしましたが、県内で見ますと、平均よりも少し安いぐらい、ただ近隣におきますと、高い水準ということになっております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

いわゆる新制度のスタートに合わせて保育料の引き下げを行ったということですが、これ、保育料を下げた金額でわかりますか、どのくらい下げたぞと。わかりましたら教えてください。

子育て支援課長（田中勝裕君）

保育料は階層ごとに大変複雑な体系になっておりますので、金額については表を見ながらということで御説明をしないとわかりづらいと思います。改めて資料を提出したいと思いません。

ただ、考え方としましては、先ほど言いましたように、低所得者層の部分の保育料を下げたということと、階層区分を細かくして、今までは少し所得がふえただけで保育料が大幅に上がっていたのを、その上げ幅を少なくしたといったことでの負担軽減を図っているところでございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

わかりました。じゃ、後から資料をお願いします。

2点目が、祖父母と同居している場合に、祖父母の所得も世帯収入とみなされる場合があるそうですけれども、この実態はどうなっておりますか。また、この保育料の値上げ決定に対しまして、市に対して不服申し立てができるとありますけれども、この不服申し立ての方法、これをちょっとよかったら簡単に説明をお願いします。

子育て支援課長（田中勝裕君）

保育料の算定は、通常は両親の市民税額の合算額に基づいて行い、祖父母の市民税額は含めません。

ただし、児童の両親の収入が一定の基準以下の場合には、入所児童の生活を支えているのが誰かというのを収入金額により判定し、例えば、同じ住所に祖父母がいる場合で、祖父がその生活を実質的に支えているということであれば、祖父の市民税額も保育料の算定の基礎になります。このような場合には、祖父と両親の市民税額の合算額に基づいて保育料を算定することになります。

また、保育料の値上げ決定に対する不服申し立ての方法につきましては、保育料の通知書の中に記載をいたしておりますので、ごらんをいただければと思います。

20番（梅崎和弘君）

やはり祖父母の所得が世帯収入になるというのは、何か私は納得がいきませんけれども、こちら辺についての何かありますか。

子育て支援課長（田中勝裕君）

この祖父母の収入を、市民税額を合算する場合というのが基準がございまして、そちらのほうの説明をさせていただきたいと思いません。

例えば、両親と3歳の子供が1人の場合では、1,500千円程度になります。児童手当が120千円ございますので、残り1,380千円の収入、月当たりになりますと、両親で115千円以下であれば、子供の生活をその収入で支えていないということで、誰が支えているかというのを見に行くこととなります。そういうことで、ほとんどの方は両親の収入で見えておりますが、低所得の方に限っては、祖父母の収入を見ているといったところでございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

じゃ、その場合は年金の収入も入っとですか。

子育て支援課長（田中勝裕君）

入ります。

20番（梅崎和弘君）

この新制度は、実施主体の市町村の裁量が大きく、市町村の考え方、トップの市長だろうと思うんですけども、この運用の仕方によって格差が広がると言われております。この保育の必要性、また保育時間ですね、必要量が保護者の就労に応じて区分されると。そうしますと、今度は延長保育料、この問題も出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、こら辺についてはどうでしょうか。

子育て支援課長（田中勝裕君）

新制度におきましては、議員おっしゃるように、短時間保育という考え方が出てきました。例えば、お母さんがパート等で時間が短い場合は、保育の標準時間11時間なんですけど、それを8時間といったことで短時間の保育ということになりました。ただ、現実的には、柳川の保育園に入っている子供については、各保育園、ゼロ人、または二、三人程度がその認定です。その保護者の方についても、それで不満は持っていらっやらないというか、自分に合っているということで、保育料も通常時間よりも1千円安うございますので、そういったところで受けとめていただいているところでございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

児童福祉法の理念に立ち返り、権利としての保育、全ての子供に等しく安心できる生活と健やかな育ちを保障する、よりよい保育の実現に向けた取り組み、これは一層進めていただきたいと、このように思っております。先ほども言いましたけれども、この新しい制度では市町村の裁量が大きいということがあっておりますけれども、こら辺についての市長の見解をお願いいたします。

その前に、いわゆる保育料が少しでも安いところへ移住をされる、これは当たり前じゃないですけど、そういう気持ちとしては、やはり安いところに行きたいというのが人間の気持ちじゃないかなと思っておりますけれども、全体として見れば、近隣のところよりかちょっ

と保育料高かばってん、大きく見るとそげんなかばんというふうなことですけれども、こちら辺含めまして、どうか市長の見解をお願いいたします。

市長（金子健次君）

昨日から保育料の問題については4人の方から質問があります。来年以降の28年4月以降の保育料について、少しだけ述べさせていただきたいと思います。

保育園児の保護者にとりまして、保育料の負担が大きいというのは私のところにも声が届いております。現在、保育料の問題は大きな関心になっておりますし、全国市長会は、きのうから言っておりますけれども、子育て支援のあり方に対しまして、6月に「少子化対策・子育て支援に関する特別提言」を決議いたしました。

私自身この特別提言については、大変重要な内容が含まれているというふうに思っております。

市町村間で経済的負担の軽減で競争をする、子供を奪い合うのではなく、地域の魅力の競い合いによって子育て世代の住みやすいまちを目指すべきと、そういう考え方を私は持っております。

そして保育料の軽減は、国が積極的に責任を果たすべきであるということをもさしくそのとおりだと私は思います。確かに市長の裁量権に委ねられておりますけれども、保育料の引き下げにつきましては、財政負担が伴います。極端に保育料を引き下げますと、必要な道路や水路の整備ができなくなるといった財政状況もなりかねません。こういったこともしっかり考えていかなければならないと思っております。

しかしながら、その一方で、子供を産み育てやすい環境を実現させるため、保育料の引き下げが求められていることも事実でございます。

このようなことから、本市としては、決して保育料の安さで他の自治体と競争をすると、一番安かとか、そういうことはしません。市の財政状況を踏まえた上で、県内各市町村の保育料の状況を見比べながら、どの水準で父兄が負担をしていただくか、そういうことを適当なのかを今検討しております。

なお、見直した新しい保育料については、平成28年度から適用したいということで、今の現行から軽減をしたいというふうに考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。

続きまして、国保の広域化における軽減対策ですけれども、先ほどの答弁で、95,000千円増額していると、このお金は低所得者の対策にも使われているというふうに理解してよろしいでしょうか。どうですか。

健康づくり課長（大石涼子君）

先ほども申し上げましたように、軽減対策等につきましては、今回の制度が低所得者の多い支援者を支援するものでありますことから、本増額分については、低所得者の軽減に係る費用の一部として充当させていただいて、厳しさを増す国保財政の健全な運営を行う財源とさせていただいているところでございます。よろしく申し上げます。

20番（梅崎和弘君）

だから、この増額分な低所得者の対策にも使われているというふうに理解してよろしいでしょうか。はい。

そしたら、過去に多くもらい過ぎた負担金を国へ返還する過年度分国庫負担金返還金が約70,000千円生じる見込みがあると、このような答弁があっておりましたけれども、このように過年度分の国庫負担金の返還金、何でこういうふうになるのか、そこら辺ちょっと説明をお願いします。ようこれ出てくるですもんね。過年度もらい過ぎたけん、国に返さやんちいうことは。

健康づくり課長（大石涼子君）

過年度分の国庫負担金返還金の発生する件について御説明申し上げます。

これは療養給付費等負担金と申しまして、療養給付費のうち被保険者の一部負担金等を除いた分について、国が一定割合を交付いたします制度でございます。

例年、国は療養給付費等負担金を市の申請金額よりも一旦多く交付するため、超過交付が生じることになり、翌年度、市は実績報告に応じて超過交付されました金額を国に返還することになっております。

平成26年度では、平成27年2月に約1,784,000千円を申請いたしましたが、平成27年3月に約1,844,620千円の交付がなされました。年度が変わった平成27年7月に約1,785,740千円の実績報告をいたしましたので、約58,880千円が超過交付されたことになり、9月議会におきまして、国民健康保険の特別会計の補正をお願いし、平成28年3月に同額を返還することとしております。

このように、国が超過交付する理由につきましては、要綱などには明記はされておられませんので、正確な理由は判明いたしません。なお、申請時で使用する基礎資料の一つが3月から10月までの8カ月間の医療費の実績値、また11月から2月まで、この4カ月間については推計値となっております。国ではやはり冬場はインフルエンザ等がまた流行いたしますので、その医療費が増加する場合に備えて交付金が申請額よりも一旦多く交付されているのではないかと考えられます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

続きまして、資格証明書の問題についてお尋ねします。

この資格証明書の交付状況は、平成23年度は64世帯、それから、平成27年度は102世帯で

あり、5年前に比べますとだんだん増加傾向にありますけれども、どのような場合に資格証明書を交付され、またその後の対策はどうされているのか、お尋ねします。

健康づくり課長（大石涼子君）

本市では、被保険者間の負担の公平を図るため、また、税の納付相談の機会を確保し、滞納を少しでもなくすことが国保運営の安定化につながるものとして、資格証明書を発行しております。

この資格証明書は、原則、国保税の納期限を1年以上経過して納付がない場合、被保険者証にかわって交付をしているところでございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

続きまして、被保険者証、短期証、それから資格証の交付を受けていない、いわゆる無保険者の世帯数は344世帯ありますけれども、この無保険者の世帯に対してどのような対策をとっておられるのか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（大石涼子君）

平成27年度の国保の被保険者証及び資格証明書の交付につきましては、一斉更新時期の3月に郵送をいたしました。このうち被保険者証は平成26年度の8期、1月分までが完納されている9,003世帯に郵送いたしました。また、何らかの事情により未納があった947世帯に対しては、被保険者証を送らず、納付や来庁を促す文書を送付いたしております。その後、納付などをされて保険証をお渡しした世帯を除いた312世帯と郵送の宛て先不明世帯32世帯を合わせた344世帯について、被保険者証などが未交付の状態となっております。

被保険者証などが未交付の場合は、国民健康保険の窓口にお越しいただき、納付相談を行い、状況に応じて交付をしているところでございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

無保険者の方が病気になっても、ちょっと金のなかけんがら医者にかかれんと、いわゆる病気がますます悪くなると、このような取り返しのつかないことにもなると思われれますけれども、ここら辺の対策については、もう少し厳しくといいますか、無保険者の方がいないような状態にしていだきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

健康づくり課長（大石涼子君）

未納がある被保険者に対しましては、期限を定めた被保険者証、いわゆる短期の被保険者証を窓口交付といたしておりますのは、被保険者の病院受診を阻害するものではなく、税の納付相談等の機会を確保し、滞納を少しでもなくすことが目的でございます。

このため、被保険者が必要な医療を受けられるように、短期被保険者証の交付につきましては、滞納者の状況に応じてきめ細かな対応を行っております。今後もそのように対応し

てまいりたいと考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

この問題はこれで終わりました、市民要望の1番に行きます。

睡眠習慣とか就寝時間、本当に詳しいアンケートがとられておりますけれども、このアンケートの結果を今後どのように使われるのか、活かされていくのか。それについてお尋ねいたします。

学校教育課長（武田真治君）

アンケートの結果を今後どのように使われるのかという御質問に対してお答えいたします。

アンケートの結果は、現在、児童・生徒の生活実態を把握することや、学力調査の結果と児童・生徒の生活習慣の相関を調べるなどの要因分析に使っております。

さらに、学校だよりや保健だよりでこのアンケート結果をお知らせいたしまして、保護者への啓発として使っている学校もあります。

今後とも、児童・生徒の家庭学習の習慣化やゲームの使い方のルールづくりについて、児童・生徒の基本的な生活習慣育成にアンケートを効果的に活用しながら、保護者と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

寝る時間が遅い子供の場合は、親が残業など帰宅が遅いことも影響していると言われておりますけれども、この保護者との話し合いといいますか、どのようにされておられますか。

学校教育課長（武田真治君）

保護者に対する取り組みといたしましては、「早寝・早起き・朝ご飯」運動を啓発推進しております。

具体的には柳川市PTA連合会と連携いたしまして、各小学校で「親子の約束がんばりカード」を配布しています。その中で、寝る時間を親子で決め、目安といたしましては、1年生から3年生が21時、4年生から6年生が22時、それを守られたかどうかを記入し、学校に提出していただき、それによりまして生活習慣を見直すきっかけとなるようにしております。また、柳川市PTA連合会の家庭教育委員会で、今年度は朝御飯の摂取率のアンケートを行ったり、「早寝・早起き・朝ご飯」がなぜ必要なのか話し合ったりして、それを各家庭に広げています。

今後も子供たちの基本的な生活習慣を育成するために、このような学校、家庭、地域と連携した取り組みを続けていきたいと思っております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

ある県立高校では、15分間昼寝をすることによって有名大学への進学率がアップしたというふうなテレビがこの前あっておりました。やはり睡眠の大切さがここにあらわれているんじゃないかなと思っております。健やかな眠りがあってこそ活発な日常生活が送れると思いますし、今後の取り組みをよろしく願いまして、この項を終わりたいと思います。

西鉄柳川駅のタクシー乗り場についてですけれども、先ほど答弁では、今年度中に工事が完成すれば、大分よくなるんじゃないかなというふうなことでございます。しかし、相談があったとき、タクシー会社の方たちと、失礼ですけれども、まちづくり課と交渉したが話のまとまらんやったということをお聞きしました。いわゆるこれは何がネックになっていたのか、その交渉経過について教えていただきたいと思います。

それから、次も一緒に言いますけれども、タクシー運転手に対して、観光客の方が西鉄柳川駅はタクシー乗り場がようわからんと、不便だということでした。このような声が届かなかったということは非常に残念ですけれども、今後の対策についてお尋ねいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

梅崎議員の質問にお答えしたいと思います。

現在の駅施設構想につきましては、平成24年1月から検討を始めており、同年3月からタクシー事業者の皆様方にもお集まりいただき、整備の考え方や福岡県警察本部との協議結果などを随時報告し、意見をいただくなどしながら協議を進めてきております。

その結果、一定の合意を得たため整備を進めております。

タクシー会社の声が届かないということでございますけれども、駅周辺整備を進めるに当たりましては、タクシー事業者の皆様方と、先ほど言いましたように協議を重ねてまいったわけでございますけれども、また、タクシー事業者の要望で協議の場を設けたこともございます。

その中の意見では、反映できるもの、できないものがございますために、反映できないものにつきましては、きちんと理由を説明を行いながら事業を進めてまいったところでございます。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

あそこの2階にいきますと、グッドデザイン賞受賞の看板があります。しかし、もっと利用者の使い勝手、利便性を考えるべきじゃないかなと思っております。

例えば、2階の階段のところに、タクシー乗り場が「しげちゃん付近」に変更になりました。このような立て看板がありましたけれども、この立て看板は二、三日して行ったときは、もう外してありました。いわゆる「しげちゃん付近」と言うたっちゃ、観光客の方はわからなくて私は思うんですね。やはりこら辺をもう少し、本当におもてなしの心じゃないんですけれども、利用者の立場に立ったやり方をやってほしいというふうな要望いたします。

けれども、この件どうでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

駅周辺整備につきましては、検討当初より市民ワークショップやシンポジウムを開催し、広く市民意見をいただくとともに、交通管理者であります警察やバス・タクシー事業者と協議を重ね、駅前広場や自由通路を利用しやすいように検討を重ねてまいったところでございます。

デザイン面以外でも、先ほど述べましたように、バリアフリーなど十分検討を重ねるとともに、各方面からの御意見をいただきながら事業を進めてまいりたいところでございます。

立て看板につきましては、駅前広場を利用しながら工事を進めてきたため、タクシー乗場の移動が必要となる場合に、乗場の目標となる施設を記載いたしたものでございまして、議員言われますように、現在はタクシー乗場のみの御案内をさせていただいているところでございます。また、タクシー協会より案内板の追加要請があれば、直ちに追加してきたところでもございます。

現在の工事が完成いたしますと、駅舎からタクシー乗場までは点字ブロックでつながることになります。当面タクシー乗場の立て看板につきましては設置をいたしまして、誘導を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

どうも答弁ありがとうございました。やはり利用者が使い勝手がよかごと、利便性のあるような対策を今後ぜひとっていただきますようお願いしまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問はあす12月11日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、あす12月11日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、あす12月11日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時59分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成27年12月18日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	河村好浩	2番	江口義明
3番	菊次太丸	4番	浦川和久
5番	立花純	6番	荒巻英樹
7番	熊井三千代	8番	白谷義隆
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	荒木憲	12番	高田千壽輝
13番	諸藤哲男	14番	矢ヶ部広巳
15番	緒方寿光	16番	藤丸正勝
17番	田中雅美	18番	樽見哲也
19番	伊藤法博	20番	梅崎和弘
21番	三小田一美	22番	浦博宣

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次												
副市	長	成松宏良												
教	育	長	日高良											
総務	部	長	高崎祐二											
会計	管	理	者	田尻主範										
市	民	部	長	石橋眞剛										
保	健	福	祉	部	長	石橋正次								
建	設	部	長	野田彰										
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	成	清	博	茂
教育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	樽	見	孝	則		
消	防	長	橋	本	祐	二	郎							
人	事	秘	書	課	長	平	田	敬	介					
総	務	課	長	白	谷	通	孝							
企	画	課	長	椛	島	謙	治							
財	政	課	長	島	添	守	男							
税	務	課	長	木	下	隆								
健	康	づ	く	り	課	長	大	石	涼	子				
福	祉	課	長	原	忠	昭								
学	校	教	育	課	長	武	田	眞	治					
生	涯	学	習	課	長	袖	崎	朋	洋					
建	設	課	長	待	鳥	哲								
農	政	課	長	林	誠									
水	路	課	長	松	永	泰	治							

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	亀	崎	公	徳					
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1. 総務委員長報告について

議案第69号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について

議案第72号 柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について

議案第74号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

2．建設経済委員長報告について

議案第71号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第78号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について

請願第3号 TPP（環太平洋連携協定）に関する請願

3．教育民生委員長報告について

議案第70号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第77号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について

日程（3） 議案第79号 TPP（環太平洋連携協定）に関する意見書について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成27年第6回柳川市議会定例会最終日の日程等について、昨日、12月17日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議員提出の議案第79号の上程であります。

提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げます、終わります。

議長（浦 博宣君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の命により、総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

12月7日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

5 結果

(1)議案第69号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

補正前の予算額「309億8,374万5,000円」に「5億607万4,000円」を追加し、歳入歳出それぞれ「314億8,981万9,000円」としようとするものであります。

審査の過程で、2款1項1目一般管理費での旅費、3款1項5目重度障害者福祉費の重度障害者医療費での医療費助成、3款2項2目児童措置費の母子生活支援事業費での母子生活支援施設措置委託料、6款2項3目漁港管理費の設計業務委託料、8款4項11目街路事業費での国道443号景観整備事業負担金、10款5項18目市民文化会館（仮称）整備推進費での広告料、用地購入費及び補償金、10款6項3目体育施設費の市民温水プール費での市民温水プール空調改修工事費、10款7項1目給食運営費の柳川共同調理場運営費での修繕料につい

て質疑がありました。

なお、質疑終了後、本案に対する修正案が別紙のとおり提出されました。

修正内容は、今回の補正で増額されている市民文化会館関連予算「1億309万1,000円」を削除するものでありまして、歳入では、その財源であります9款1項1目地方交付税「1,069万1,000円」、及び20款1項5目の教育債「9,240万円」をそれぞれ減額し、併せて繰越明許費での10款5項市民文化会館（仮称）整備推進費「1億309万1,000円」の削除、及び地方債での市民文化会館（仮称）整備推進事業費「9,240万円」を減額修正しようとするものであります。

修正案提出者の趣旨概要は、市スポーツ施設の適正配置の方向性が決まらない中、個別、場当たりの対応をしていくのは順序が逆であり、当該用地購入において、事前に妥協している案件を収用案件とすることへの疑問、さらに型破りな収用案件を県の収用委員会に申請することが今後の柳川市の信用度に関わる。購入価格が市内の実例に比べて著しく高い価格で、しかも収用案件での特別控除を適用するための買収とすることが、今後の行政での土地取引、不動産売買に大きな影響を及ぼし、認めるわけにはいかないということでした。修正案については、審査の結果、当委員会としましては、賛成少数により否決と決定いたしました。

続いて、本案については、審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第72号 原案可決

本案は、柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、市独自の個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する必要事項を新たに定めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第74号 原案可決

本案は、柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、地方税における猶予制度の見直しにより、市税等の徴収猶予、換価の猶予等を定めるため、柳川市税条例等の一部を改正するものであります。

審査の過程で、条例改正により厳格化された後の市税徴収体制や納税相談などの対応についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（諸藤哲男君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

12月3日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに12月7日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1) 議案第71号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

職員の人事異動等に伴う人件費を補正するもので、歳入歳出それぞれ「159万円」を追加し、補正後の予算総額を「11億1,948万6,000円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第78号 原案可決

本案は、柳川市観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

今年度末で指定期間が満了するため、新年度からの指定管理者を指定しようとするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3) 請願第3号 採択

本件は、TPP（環太平洋連携協定）に関する請願であります。

審査の過程で、農・漁業に対する本市の影響試算などの質疑が出されました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択することに決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

議長の名により、教育民生常任委員会の報告をいたします。

12月7日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1) 議案第70号 原案可決

本案は、平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。予算規模としましては、歳入歳出それぞれ「112万8,000円」を追加し、補正後の予算総額を「107億2,891万円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第77号 原案可決

本案は、柳川市民温水プールの指定管理者の指定についてであります。

今年度末で指定期間が満了するため、新年度からの指定管理者を指定しようとするものです。

審査の過程で、現在実施している自主事業は継続してほしいと要望がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第69号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第5号）については、別紙のとおり、白谷議員、緒方議員から修正案が提出されております。

提出者の提案理由の説明を求めます。

8番（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。議長のお許しがありましたので、早速提案理由の説明を行います。

まず、修正の概要について御説明をいたします。

お手元に配付いたしておりますように、補正予算の総額を歳入歳出それぞれ506,074千円から402,983千円に、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ31,489,819千円から31,386,728千円に修正するものです。

なお、歳入歳出の予算額の修正内訳は、歳入に計上されている9款・地方交付税、1項・地方交付税、1目・地方交付税の補正額を10,691千円減額し、86,681千円から75,990千円に、20款・市債、1項・市債、5目・教育債の補正額を92,400千円を減額し、92,400千円からゼロ円へと修正するものです。

歳出に計上されている10款・教育費、5項・社会教育費、18目・市民文化会館（仮称）整備推進費の補正予算額を103,091千円減額し、103,091千円からゼロ円に修正するものです。

また、第2表 繰越明許費の市民文化会館（仮称）整備推進費と第4表 地方債補正を削除するものです。

次に、提案の理由を説明いたします。

今回の補正予算の中で私が疑問に思うのは、市民文化会館（仮称）整備推進費に計上されている用地購入費97,330千円と補償費5,500千円であります。

まず、用地購入費97,330千円についてであります。今回、この用地購入のため市が行った不動産鑑定は坪単価91,800円、総額65,200千円となっております。しかしながら、今回の買収費用は坪単価137千円で、総額97,330千円、実に坪単価で45,200円、総額で32,130千円の開きがあり、不動産鑑定の約1.5倍となっております。市の説明では、昨年度から交渉を重ねてきた。当初、不動産鑑定額で交渉を行ってきたが、地権者側から以前市が購入した柳川庁舎北側の駐車場用地の購入価格等を引き合いに出され、市の提示額に不満と不信感を抱かれ、交渉が頓挫した時期もあったが、その後、不動産鑑定だけでなく周辺の土地取引も参考にしながら協議を重ねた結果、今回、予算計上した金額となったということでありました。

確かに今回の用地交渉において苦心されたことはよくわかります。しかし、柳川庁舎の駐車場も不動産鑑定による価格で購入したものであります。また、今回、周辺の土地取引も参考にしたいと言いますが、市から示された資料によれば、周辺の土地取引状況は坪単価138千円、135千円、90千円、107千円とさまざまです。しかも、その全部が売り出し価格であり、

実例価格ではありません。また、60坪や80坪の土地と710坪の土地が同じ単価で議論するのか、疑問であります。そのため、不動産鑑定は近隣の実例価格や土地の広さや形状なども考慮して行われています。

市はこれまで不動産鑑定額を超えた金額で用地を購入したことはないと言います。なのに、なぜ今回、不動産鑑定の1.5倍という金額になったのでしょうか。今回の買収を認めれば、これからの用地取得の交渉において不動産鑑定額は有名無実となってしまい、今後の市政運営に大きな混乱を残すこととなります。議会の中には土地は売り方、買い方だという意見もあります。不動産鑑定の1.5倍は許容範囲で、高くはないという意見もあります。では、何を基準に高い低いを判断するのでしょうか。売り方、買い方で不動産鑑定の1.5倍になったり、2倍になったりするのでしょうか。それでは公共事業に対する市民の協力も信頼も得られません。

次に、補償費5,500千円についてであります。市の説明によれば、練習場の解体費用が4,000千円、営業補償が1,500千円となっています。

解体費の4,000千円については、施設をつくった業者から見積書をいただいたとのことですが、本来なら市で公共工事単価を基礎に算出するべきものだと思いますが、なぜ1業者からの見積もりだけで補償費を払うのか、理解できません。

また、営業補償の1,500千円についてですが、市の説明では、当初、1,000千円を提示したが、あと500千円加えてくれと言われ、1,500千円にしたとのこと。その根拠は、営業者が地権者に月140千円の賃料を払っていた。そのため、月140千円以上の利益が上がっているものと考えた。補償期間は約1年分とのこと。月140千円以上の利益の根拠は何なのか、なぜ売り上げなど所得調査をしなかったのか。また、最近の説明では樹木の補償も営業補償に入っているとのこと。なぜ樹木の補償が営業補償なのか、よくわかりません。

今まで申し上げたとおり、今回の市民文化会館の補正予算には多くの問題点があります。このようなずさんで場当たりの対応はこれからの市政運営に大きな禍根を残すこととなります。特に、これからの公共事業に対する市民の信頼は失墜するのではないかと思います。しかし、中には合併特例債の活用に関に合わないから仕方ないとの声もあります。本当にそれでいいのでしょうか。

ところで、今回の買収予定の土地は進入道路、そして、駐車場として活用するということですが、今回の買収予定地の南側には10メートルの市道があり、進入道路としての機能は十分に果たすことができます。また、駐車場についても、建設予定地近くに土地の提供の話もあると聞いております。市は市民の皆さんの大事なお金を税金という形でいただいております。その使い道については、金額の多寡にかかわらず説明責任があります。もちろん市政にかかわっている私たち議員にも市民の皆さんへの説明責任があります。果たして今回の用地購入費について、その責任を果たすことができるのでしょうか。

議員の皆さんの賢明な判断をお願いして、私の提案理由といたします。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、修正案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時27分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

修正案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

これより議案第69号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について討論に入ります。

討論は原案と修正案を一括して行います。

討論の順序は、修正案に反対、すなわち原案に賛成の討論、次に、原案及び修正案ともに反対の討論、次に、修正案に賛成の討論の順で行います。

なお、討論される方は討論冒頭に修正案に反対、修正案に賛成など、自分の立場を明確にしてから討論されるようお願いしておきます。

初めに、修正案に反対討論される方はありませんか。

5番（立花 純君）（登壇）

5番、自由民主党柳誠クラブ、立花純です。本定例会において、議案第69号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について、柳川市民文化会館（仮称）整備推進関連費103,091千円が予算計上されましたが、このたび柳川市民文化会館整備推進関連費に対し、修正予算案が提出されました。私は今定例会に計上されました柳川市民文化会館整備推進関連費103,091千円について賛成であります。よって、修正予算案に対して反対討論を申し上げます。

皆さん、柳川の観光ポイントは掘割を生かした川下りです。掘割から眺めるその景色は、柳川の観光資源であることは言うまでもありません。昨年7月に柳川市民文化会館基本構想が策定されて以来、上宮永町の建設予定地には私も幾度となく足を運びました。建設予定地は掘割に面した敷地です。その掘割側には市民プールがあり、また、ゴルフ練習場に挟まれています。既存を継続して使用する現在の市民プールも、現時点では掘割に面する建物とはなっていません。今回の基本構想策定に当たっては、地域資源である掘割を最大限に生かし

ながら、さらなる観光スポット、観光、文化イベントを通じての交流の場を整備するとともに、本年、柳川市が掲げた総合戦略達成にも大きく寄与するものと思います。水と親しむ豊かなまちづくりを進める上でも、掘割に面して広い間口と敷地内の駐車スペースの確保をすることが市民文化会館建設において重要な取り組みです。そのためにも、建設予定地東側ゴルフ練習場を敷地に組み入れ、掘割に面した柳川らしい景色をつくり、観光スポットにもなる市民文化会館とすることは重要であります。

また、今回の建設予定地への人や車のアプローチは、現在使われている西側道路からの誘導、そして、東側道路からの誘導になると思います。東側道路は今回の市民文化会館建設に当たり、拡幅も必要と思います。しかし、現状のままでは新しい施設へのアプローチとしては不十分と思います。現存するゴルフ練習場が残った状態では、計画する施設の全体、玄關が道路側からは見えにくくなることが予想されます。新しい施設を計画するのであれば、それに合ったアプローチが必要です。東側道路からの見え方は、十分な道路間口をとり、新しい施設を際立たせ、柳川の新しいシンボリックな施設にすることが重要と思います。

また、国道443号バイパスと有明海沿岸道路交差点、徳益インターより西側に計画されています都市計画道路も事業化が進んでおり、開通した場合は九州自動車道みやま柳川インターチェンジから現在の鳥の水団地、東本田行政区を經由してゴルフ練習場の南側150メートル付近の市道に直結される予定です。市内外からの道路アクセスもよくなり、市民文化会館を利用する方々の利便性が非常によくなります。

最後に、柳川市民文化会館建設に当たっては、目の前の木ばかり見るのではなく、森を見る観点で、これからの柳川市民が豊かに、そして、にぎわうようなまちづくりをしていただきたいと思います。

そのような理由から、今回提出されました議案第69号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について、柳川市民文化会館整備推進関連費の修正案には反対であります。

以上、終わります。

議長（浦 博宣君）

次に、原案及び修正案ともに反対討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

次に、修正案に賛成討論される方はありませんか。

12番（高田千壽輝君）（登壇）

修正案に賛成の立場で討論をいたします。

私はいろんな面で、この提案について疑問点を幾つか感じております。我々議員の仕事の一つは、執行部の提案をチェックすることであり、本当に市民のためになるのかという正しい判断をすることが大切だと思っております。この市民文化会館（仮称）整備推進費の

執行部の説明に疑問を感じるが多々あります。

まず、土地購入費、評価額の1.5倍は高く、これまで市は評価額以上で買ったことがない前例があります。また、これを許すと今後の土地購入に関して多大な悪影響を与えようと思っております。市長は説明で、市役所の東側の坪200千円のことを引き合いに出されますが、これはあくまでも評価額が200千円であって、引き合いに出されるのはおかしいと思っております。

また、2年間で整備されたコミセンの土地購入に関しては全て地権者の名前が出ておりましたが、今回、同じ生涯学習課の提案であるのに、なぜ名前が出てこないのか、それも疑問を感じます。また、出せないのか。

また、営業補償に関しても同じであります。委員会の説明では1,000千円の提示をしたが、本人が納得されず、500千円上乗せをしたと。だったら、その根拠を示す営業所得とか、そういうのを調べたのかと聞いたところ、一切調べておりません、また、調べませんというような説明をされております。こういう説明で本当に我々議会を納得させようと思っているんですか。

このような疑問の点から、私は賛成することができません。

また、人がいろいろ物を買うときは一円でも安く買いたい、売る人は一円でも高く売りたいというのが人の世であります。この物件に関しては余りにも相手の土俵の上で交渉をし過ぎているように思われます。また、この物件に関して減免することもおかしいことでもあります。

提案理由の中にもありましたが、私も現地を視察して、現在の道路幅と市の市有地があります。それを拡幅すれば9メートル以上の道路ができます。よって、本体工事には支障がありませんので、すぐこれを買うわけではなく、まだ交渉を続けるか、また、代替地を探してもいいではないかという代案を私は示させていただきます。

一般質問において、今の土地に文化会館を建てるときに市長は私に対して、高田議員一人が反対しても、ほかの議員が賛成するからいいですよというような答弁をされました。また同じことを思っておられるのではないかと私は危惧しております。これは私一人の意見ではなく、市民の方たちも関心を持っている案件でありますので、皆さん慎重に決断を下してください。

では、終わります。

議長（浦 博宣君）

次に、修正案に反対討論される方はありませんか。

4番（浦川和久君）（登壇）

おはようございます。4番、自由民主党柳誠クラブ、浦川和久でございます。私は議案第69号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第5号）についての10款・教育費、5項・社会

教育費、18目・市民文化会館（仮称）整備推進費を減額する修正案に反対、つまり原案に賛成の立場で討論させていただきます。

市民グラウンドに隣接するゴルフ練習場の用地はぜひ必要と考えています。その理由について、市民文化会館の建物全体では1,000人規模の収容人員を有すると考えられますが、こうした大規模施設の安全管理、危機管理の観点からお話しします。

まず、市民文化会館の建設が計画されている市民グラウンドを中心に周辺の地理的状况を見ると、北側、南側は堀、西側にも堀がありますが、西側は県道橋本辻町線、ファミリーマートの横の道路から市民プール等へ進入のため、幅員6メートルの車道と1.7メートルの歩道を両側に有した道路と橋がかかっています。東側はゴルフ練習場と宅地の間に車道部分が3.4メートル、緑地部分が6.3メートル、合計すれば9.7メートルになりますが、市道京町上宮永線と接続した道路があります。現状では市民文化会館建設予定の市民グラウンドへの進入は東西の2方向の道路から成っています。こうした道路状況において、市民文化会館内で大多数を収容した状況で、管内で建物外への緊急退避を要する事件・事故等が発生した場合、車椅子の使用など身体的障害のある方や高齢者の方など要援護者を迅速、安全に避難させることは困難です。また、大多数の避難者が現状の幅員しか有していない道路に殺到すれば、警察や消防隊の活動車両の進入すら困難になり、2次災害の危険性すらはらんでいます。現状、危機管理の面でいえば、ほぼ0点に近い状況です。

大多数を有する施設での不測の事態といえばテロが真っ先に浮かびますが、ごく最近ではパリの同時多発テロ、このテロではコンサート開催中の劇場も襲撃されています。歴史をさかのぼれば、1995年、平成7年に東京で起きた地下鉄サリン事件、そして、2001年のアメリカ・同時多発テロがあります。こうした事件を契機に、国内でもテロ対策が重要視され、政令市等の大都市では駅舎や大規模施設などでテロ対策訓練が定期的に行われています。また、実際のテロではなく、テロを模倣したテロ類いの事件は身近なところでも発生しています。例えば、施設等への爆破予告や護身用で販売されている催涙ガスの犯罪目的の噴射などです。これらは実際に県内でも起きています。催涙ガスが建物内で噴射されれば、ガスの種類や成分、いわゆる化学剤がはっきりするまでは建物外への退避が必要となります。まかれた化学剤の種類によっては、建物から数百メートルの避難を要する場合があります。ことし9月には博多郵便局で爆発物らしき不審な段ボールが発見され、100人が屋外へ避難し、騒然となった事件も発生しています。こうした事件が柳川では発生しないと確信を持っていますか。都会に比べ可能性は低いにせよ、可能性がゼロでなければ、それに備えるのが危機管理ではないでしょうか。

避難路については2方向避難が大原則ですが、市民文化会館ほどの規模になれば、私は3方向避難が必要だと考えます。3方向のうち1方向は警察、消防などの活動車両専用の動線とし、残りの2方向を避難経路とする。この3方向は今後の課題だと考えますが、現状、西

側の進入道路は避難路として見た場合、車道、歩道ともに幅員が不足しています。そこで、東側に有効な避難路を確保するためには、ゴルフ練習場用地の買収は不可欠であり、用地買収を確実に進めるべきです。この用地を確保することで東側の有効な避難路として複数の車線を有する車道と十分な幅員を持った歩道の整備が可能となり、しっかりとした避難路が確保できます。

地権者の方も柳川市民の皆様のためになればとの思いで歩み寄りいただき、同意に至ったと聞いていますが、ならば、なおのこと安全な市民文化会館とし、市民の安全を確保するために本契約成立に向けた確実な実行を切に望むところです。

また、用地購入金額についても、近隣の売買状況から判断しても許容の範囲であると思慮をします。

以上のことから、私は今回計上されている補正予算の執行に賛成し、市民文化会館の安全、突き詰めれば市民の安全確保の観点から修正案には反対の討論とさせていただきます。

議長（浦 博宣君）

次に、修正案に賛成討論される方はありませんか。

6番（荒巻英樹君）（登壇）

6番荒巻英樹でございます。私は議案第69号 平成27年度柳川市一般会計補正予算（第5号）についての修正案に賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算は、上宮永町の現市民グラウンドに市民文化会館を建設するに当たり、不足する駐車場用地を整備するため隣接するゴルフ練習場の購入費用及び補償費用であります。市の説明では、ゴルフ練習場710.44坪の不動産鑑定価格は坪単価91,800円で、総額は約65,220千円、しかしながら、購入予定価格は坪単価137千円で、総額97,330千円、おおよそ1.5倍の価格で32,110千円の大きな差があります。さらには解体費用4,000千円、それから、営業補償1,500千円を含めれば、総額102,830千円、坪単価144,741円になります。

国土交通省の公共用地室によりますと、公共事業の実施に伴う補償金額は補償基準等の客観的ルールに基づいて算定されることから、権利者が当該補償金額に不満があっても交渉等により増額等が認められるものではなく、補償内容について十分な説明を尽くし理解を求めていくことが必要である。さらには、公共用地取得は任意取得を原則としつつも、公共用地交渉が妥結に至らない場合は、一般的には土地収用法に基づく強制取得の手続に移行することが予定されているものであるとあります。

また、用地取得事務の概要では、次のように書かれています。公共用地交渉では、公共用地の取得については、一般の土地等の取引と異なり、次のような性格を持っています。1、代替性のない特定の土地等の取得であること、2、権利者に譲渡等の意思を醸成させ、起業者見積額で相手方の理解と同意を得ること、3、公平かつ適正な補償額をみずから算定し、その額で契約すること、4、権利者の財産、生活及び経営の中にまで立ち入らざるを得ない

こと、5、権利者に理解と同意を得る必要があり、権利者の理解がスムーズに得られるために、幅広い知識と経験が求められること、6、最終的には公権力（収用権）を背景としている事務であること、以上の点を十分に理解し、事業を施行する起業者の一員としての立場を自覚して行動することを心がけ、権利者から補償内容に理解が得られるよう努める必要があります。これを見まして、これまで不動産鑑定価格以外での購入事例がなかったことが理解できたところです。

詳細な調査と高度な要因分析を行って作成された不動産鑑定評価は、不動産の客観的かつ適正な価値を証明するものであり、生涯学習課長は当初は不動産鑑定価格で交渉を行ってきたと明確に答弁されております。要はその価格で地権者がイエスでなかったのなら、本来、市はその土地の購入を断念するか、土地の収用に移行するかの選択しかなく、購入価格を上積みすることを国は認めていないわけであります。先日の議案質疑でも、市が購入する場合は不動産鑑定価格を基本とする姿勢に何ら変わりはないと総務部長が繰り返し答弁されました。また、事業の必要性、緊急性、購入のタイミング、代替性は判断基準に入るとも答弁されましたが、これは民間ではあり得るかもしれませんが、公共では認められませんよとも国は言うております。それから、市が以前購入した柳川庁舎北側の駐車場用地を引き合いに出されたという答弁でしたが、不動産鑑定評価額に従って購入したことを伝えれば、それで済む話であります。

また、営業に関する補償では、所得額の認定資料の収集に関して、法人か個人かでは若干異なりますが、税務署の受付印のある確定申告書、損益計算書、貸借対照表を3カ年分、固定資産台帳、総勘定元帳等1カ年を収集とあります。いわんや賃料が月に140千円だからそれに相当する額で通用するものでは全くありません。

それから、解体費用4,000千円の根拠も理解できません。市が直接見積もりをとったものではなく、前経営者を通して練習場を建設した業者からとった見積もりという説明ですが、解体作業は建設した業者にしかできないものでもなく、その1者からだけの見積額で市が「はい、わかりました」では納得する市民は皆無だと思います。

以上、3項目全てが市民の皆さんに御理解いただける内容、金額でないとは私は判断しますし、納得された市民はほとんどいらっしゃいませんでした。また、近隣自治体の職員にも尋ねましたが、当然、首をひねっておりました。柳川の未来に禍根を残すべきではありません。まさに是々非々の判断をすべきときであり、市民の代弁者である議会の判断が市民の意思とかけ離れていいはずはありません。

再三再四申し上げますが、私は現在の市民グラウンドに市民文化会館を建設することには賛成ですが、国の決まり事を破ってまでの土地の購入には断固反対であります。駐車場の不足分は自走式の立体駐車場でも対応可能でありますし、市の説明によりますと、市民温水プールの耐用年数も市民文化会館の完成からはそう長いものではありません。解体後はゴル

フ練習場と同じくらいの駐車スペースが確保できることとなります。まずは現在の市有地内で建設を進めるべきだと申し上げ、今回の修正案に対する賛成討論といたします。

議長（浦 博宣君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

初めに、修正案について採決いたします。

修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成少数であります。よって、本修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、原案について採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第72号 柳川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第74号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第71号 平成27年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第78号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第3号 TPP（環太平洋連携協定）に関する請願については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本件は採択とすることに決定されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第70号 平成27年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第77号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第79号

議長（浦 博宣君）

日程3．議案第79号を上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（亀崎公德君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

13番（諸藤哲男君）（登壇）

議案第79号 T P P（環太平洋連携協定）に関する意見書について提案理由の説明を申し上げます。

T P P交渉については、アメリカ・アトランタで開催されたT P P閣僚会合において、関

係国で大筋合意に達したことが発表されました。新聞やテレビ等では輸出拡大の好機と捉え、歓迎の声を伝えていますが、農林水産物のうち、実に8割を超える品目の関税が撤廃されることが明らかになりました。また、いわゆる重要5品目においても、その3割で関税を撤廃するとともに、新たな関税割り当て枠の設定や関税率の段階的引き下げなど、大幅な譲歩を受け入れることとなっています。

TPPが国民生活の根本にかかわる重大問題であることを踏まえ、今後の対応実現について意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前11時2分 休憩

午前11時2分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第79号 TPP（環太平洋連携協定）に関する意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成27年第6回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時3分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会議員 近 藤 末 治

柳川市議会議員 矢ヶ部 広 巳